

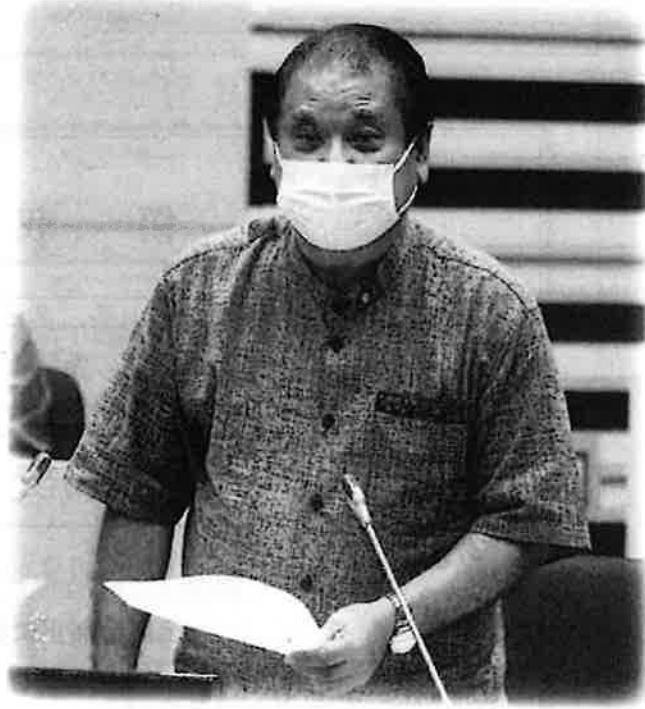
2022 年度	会派名	日本共産党	議員名	古堅 茂治	整理番号	9																																																													
<p>【項目】</p> <p><input type="checkbox"/>調査研究費 <input type="checkbox"/>研修費 <input checked="" type="checkbox"/>広報費 <input type="checkbox"/>広聴費 <input type="checkbox"/>要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/>会議費 <input type="checkbox"/>資料作成費 <input type="checkbox"/>資料購入費 <input type="checkbox"/>人件費 <input type="checkbox"/>事務所費</p>																																																																			
<h3>領 収 証</h3> <p>No 002502</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">得意先コード</td> <td colspan="3">お 得 意 先 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">古堅茂治 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">2022年 10月 15 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 10px;"> ¥ 148,150 </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; font-size: small; margin-top: -10px;"> 但し消費税込会計料一張 16 AKX48F 300 1 2000 </td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 上記金額正に領収致しました。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top; text-align: right; padding-right: 10px;"> 内 訳 </td> <td>現 金</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>小 切 手</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>銀 行 振 返</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>手 形</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>相 殺</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; padding-right: 20px;"> 担当者印 </td> <td>取扱者印</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: right; padding-top: 20px;"> あけぼの印刷株式会社 〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 F2 TEL (098) 861-9145 FAX (098) 861-9148 </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 10px;"> 按分率 % 充當額 (48,150円) </td> </tr> </table>							得意先コード	お 得 意 先 名				古堅茂治 殿			2022年 10月 15 日				¥ 148,150				但し消費税込会計料一張 16 AKX48F 300 1 2000				上記金額正に領収致しました。							内 訳	現 金			小 切 手			銀 行 振 返			手 形			相 殺			担当者印		取扱者印	あけぼの印刷株式会社 〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 F2 TEL (098) 861-9145 FAX (098) 861-9148											按分率 % 充當額 (48,150円)			
得意先コード	お 得 意 先 名																																																																		
	古堅茂治 殿																																																																		
2022年 10月 15 日																																																																			
¥ 148,150																																																																			
但し消費税込会計料一張 16 AKX48F 300 1 2000																																																																			
上記金額正に領収致しました。																																																																			
内 訳	現 金																																																																		
	小 切 手																																																																		
	銀 行 振 返																																																																		
	手 形																																																																		
	相 殺																																																																		
担当者印		取扱者印																																																																	
あけぼの印刷株式会社 〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 F2 TEL (098) 861-9145 FAX (098) 861-9148																																																																			
按分率 % 充當額 (48,150円)																																																																			

那覇市議会 2022年9月定例会 9月14日(水) 本会議

日本共産党
那覇市議会議員

古 堅 茂 治

一般質問報告



一 質問項目 一

1. 市長の政治姿勢について
2. 教育行政について
いじめ・校則問題
3. 琉球料理の保存・普及・継承について
4. 第5次那覇市総合計画の中間検証及び見直しの方針について
5. 弁ヶ岳公園周辺の住宅地への浸水問題について
6. 統一協会問題について

◆配布（モニター）資料

古堅茂治議員の9月定例会での一般質問議事録大要をお届けします。
ご意見、ご要望などをお気軽にお寄せください

発行：日本共産党那覇市議団 那覇市泉崎1-1-1市役所4階 那覇市議会
電話：862-8268 FAX867-3170

那覇市議会2022年9月定例会

9月14日（水）

一般質問

日本共産党 古堅 茂治

○古堅茂治 議員

ハイサイ、グスーショー チューウガナビラ(皆さん、こんにちは)。日本共産党、オール沖縄の古堅茂治です。一般質問を行います。最初に、

市長の政治姿勢について

県知事選挙では、現職で辺野古新基地阻止を掲げるオール沖縄の玉城デニーさんが、岸田政権が全面支援し、新基地建設の加速を主張する自公推薦の候補を6万4,923票の大差で破り、再選を果たしました。那覇では2万4,763票の差です。県議補欠選挙でもオール沖縄の上原快佐さんが勝利しました。

オール沖縄・城間市長は、子や孫のためにと辺野古新基地建設反対、平和な沖縄づくりをとお二人を全力で応援しました。オール沖縄のダブル勝利に対する城間市長の見解を伺います。

○野原嘉孝 副議長

城間幹子市長。

○城間幹子 市長

お答えいたします。

先の沖縄県知事選挙及び県議会議員補欠選挙は、県民の暮らしや子育て支援策、新型コロナで落ち込んだ経済の立て直しなどのほか、辺野古新基地建設への賛否が主要な争点となっていました。各候

補者がそれぞれの公約を掲げて、自らの主張や政策を展開した上で、有権者の審判が下されたものと認識をいたしております。

その結果、私が全力で支援をいたしました玉城デニー知事が大差で再選されたこと、また同じく支援をいたしました上原快佐氏も準備期間に制約がある中、当選を勝ち得たことは大変うれしく思っております。

お二人には、心からお祝いを申し上げるとともに、今後の沖縄県の発展のために力を尽くしていただきたいと願っています。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

オール沖縄の今回の勝利は新たな戦いへの出発点です。玉城デニー知事をしっかりと支え、オール沖縄をさらに強化して、基地のない平和で、誇りある豊かな沖縄づくり、子どもの笑顔輝く那覇市づくりへ、市民の心をひとつに力を合わせていこうではありませんか。 次に、

教育行政について質問します。

いじめは、相手に恥辱や恐怖を与え、思い通りに支配しようとするもので、ときに子供を死ぬまで追いつめます。多くのいじめ被害者は、その後の人生を変えてしまうような心の傷を受けます。いじめはいかなる形をとろうとも人権侵害であり、暴力です。社会全体の問題として重視し、学校関係者、保護者、市民が力を合わせて取り組むことが求められています。

本市の小中学校でのいじめの状況を伺います。

○野原嘉孝 副議長

名嘉原安志教育委員会学校教育部長。

○名嘉原安志 教育委員会学校教育部長

お答えいたします。

市立小中学校におけるいじめの認知件数の推移は、小学校が令和元年度 3,966 件、令和2年度 1,855 件、令和3年度は速報値で 1,660 件となっています。

中学校は、令和元年度 329 件、令和2年度 131 件、令和3年度は速報値で 147 件となっております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

重大事態の発生状況と携帯、ネット上などでのいじめの状況を伺います。

○野原嘉孝 副議長

名嘉原安志教育委員会学校教育部長。

○名嘉原安志 教育委員会学校教育部長

お答えいたします。

いじめ重大事態の発生状況については、令和元年度小学校 1 件、中学校 3 件。令和2年度小学校 3 件、中学校 1 件。令和3年度小学校 4 件、中学校 1 件となっております。

次に、パソコンや携帯電話等でのいじめについてでございますが、令和元年度小学校 6 件、中学校 21 件。令和2年度小学校 8 件、中学校 19 件。令和3年度小学校 10 件、中学校 19 件となっております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

那覇市いじめ防止基本方針に基づく取組を伺います。

○野原嘉孝 副議長

名嘉原安志教育委員会学校教育部長。

○名嘉原安志 教育委員会学校教育部長

お答えいたします。

各学校においては、那覇市いじめ防止基本方針を基に学校いじめ防止基本方針を作成して対応しております。

教育委員会といたしましては、教職員の実践力を高めるために、令和3年度から令和4年度にかけて市内全小中学校に指導主事を派遣して、いじめに特化した研修を実施し、教職員一人で抱え込まず、法に準拠した組織的対応の徹底をするように周知しております。

また、事案に応じて各学校へ指導・助言を行っております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

学校のいじめ防止基本方針、分かりやすさなど学校間に格差があるのではないでしょうか。見直して充実、改善を図るべきではありませんか。

○野原嘉孝 副議長

名嘉原安志教育委員会学校教育部長。

○名嘉原安志 教育委員会学校教育部長

お答えいたします。

各学校は、国の基本方針、那覇市いじめ防止基本方針を参照し、自校におけるいじめの防止等の取組について基本的な方向、取組の内容等を学校いじめ防止基本方針として定めております。

各学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即した内容となっているか、機能的に運用できる内容となっているかなどを点検し、絶えず見直し、改善を行うよう各学校へ周知してまいります。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

各学校のいじめ防止基本方針のWebサイトなどへの公開状況を伺います。

○野原嘉孝 副議長

名嘉原安志教育委員会学校教育部長。

○名嘉原安志 教育委員会学校教育部長

お答えいたします。

全小中学校において、各学校のホームページに掲載しております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

学校Webサイト等において、学校いじめ防止基本方針が探しづらい状況の学校があります。ホームページのトップページですぐ分かるように改善すべきです。取組を伺います。

○野原嘉孝 副議長

名嘉原安志教育委員会学校教育部長。

○名嘉原安志 教育委員会学校教育部長

お答えいたします。

児童生徒や保護者との共通理解を図るため、学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載することは大切なことと認識しております。

教育委員会としましては、各学校のホームページに掲載されている学校いじめ防止基本方針について、見やすさ、探しやすさ等を見直すよう依頼してまいります。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

改善に努めてほしいと思います。

いじめの防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置を適切に行うためには、教員の多忙化解消、少人数学級推進、養護教諭・カウンセラーの増員、いじめ問題の研修の拡充なども必要です。取組を強めてほしいと思います。次の質問です。

国の生徒指導に関する基本文書「生徒指導提要」の改訂案において、校則の運

用については、「校則を守らせることにばかりこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要」と記載しています。

校則の内容を普段から学校内外で参照できるよう学校Webサイトなどに公開しておくことや、制定の背景を示しておくことが適切との考えを示すとともに、意義を適切に説明できないような校則は見直しを行うことも求めています。

私は、2020年2月定例会で、ブラック校則は人権問題だと指摘し見直しを求めました。その内容は、地元紙の一面トップでも掲載されました。本市はこの議会の指摘を受けて校則見直しを進めています。その状況を伺います。

○野原嘉孝 副議長

名嘉原安志教育委員会学校教育部長。

○名嘉原安志 教育委員会学校教育部長

お答えいたします。

令和4年度に向けて校則の見直しを行った中学校は16校になります。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

さらに頑張ってください。

モニターを御覧ください。

(モニター使用)

「生徒指導提要」改訂案の生徒指導の取組上の留意点、児童生徒の権利の理解の項目です。

注目されるのは、初めて子どもの権利条約が書き込まれたことです。生徒指導の「留意点」の第一に「児童生徒の権利の理解」を置き、権利条約の重要性を強調し、「生徒指導の取り組み上の留意点」として、「生徒指導を実践する上で、

権利条約の四つの原則を理解しておくことが大切です。それらは、第一に、児童生徒に対するいかなる差別もしないこと。第二に、児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること。第三に、児童生徒の命や生存、発達が保障されること。第四に、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていることです。」と子どもの権利条約の4原則を紹介しています。

学校での活動や規律、いじめ対策など幅広い生徒指導に関わる国の文書に、権利条約が明記されたことは重要です。「生徒指導提要」改訂案への見解を伺います。

○野原嘉孝 副議長

名嘉原安志教育委員会学校教育部長。

○名嘉原安志 教育委員会学校教育部長
お答えいたします。

今回の改訂案では、子どもの権利条約の4つの原則が明記された内容になっております。

教育委員会としましては、改定が正式にまとまりましたら、子どもの権利条約を踏まえて児童生徒の支援をしていくよう、各学校へ周知してまいります。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

校則を学校Webサイトなどに公開している状況を伺います。

○野原嘉孝 副議長

名嘉原安志教育委員会学校教育部長。

○名嘉原安志 教育委員会学校教育部長
お答えいたします。

校則を学校Webサイト等へ公開している中学校は2校でございます。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

少ない状況にあります。
学校Webサイトなどでの校則公開を急ぐべきです。取組を伺います。

○野原嘉孝 副議長

名嘉原安志教育委員会学校教育部長。

○名嘉原安志 教育委員会学校教育部長
お答えいたします。

児童生徒が校則の意味を理解し、自主的に校則を守ることは大切なことだと認識しております。

教育委員会としましては、児童生徒が普段から校則を確認できるよう、学校ホームページへの掲載について、引き続き各学校へ依頼してまいります。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

頑張ってください。

人権尊重が強調された「生徒指導提要」改訂案を受けての校則見直しの取組を伺います。

○野原嘉孝 副議長

名嘉原安志教育委員会学校教育部長。

○名嘉原安志 教育委員会学校教育部長
お答えいたします。

校則の見直しの過程に児童生徒が参画することは、校則の意義を理解し、校則を守ろうとする意識の醸成につながるとともに、身近な問題を自ら解決するといった教育的意義を有すると考えております。

教育委員会としましては、「生徒指導提要」の内容を確認しながら、校則の見直しについて今後各学校へ依頼してまいります。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

頑張ってください。子どもの権利条約が生かされ、人権が大切にされる。生徒も教職員も過ごしやすい学校を目指して頑張ってください。 次、

琉球料理の保存・普及・継承

について質問します。

沖縄県の食文化は、長い歴史や諸外国との交流の中で、人々の生活に根付いて育まれた独特なものです。しかし、近年、ライフスタイルや価値観の多様化などに伴い、食を取り巻く環境が大きく変化したことや、食文化を支える人材の高齢化や年中行事の簡略化などによる行事食の衰退、若い世代を中心とした伝統料理離れが進んだことなどにより、沖縄の伝統的な食文化が失われつつあります。

そのため、県は沖縄の伝統的な食文化普及推進計画を策定し、沖縄の伝統的な食文化の保存・普及・継承を推進しています。県の最上位計画、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画では、「本県の文化や歴史の中で培われてきた伝統的な食文化である琉球料理や琉球泡盛については、琉球料理伝承人の養成やユネスコ無形文化遺産登録に向けた県民の気運醸成を図り、独特な食文化の保存・普及・継承及び魅力の発信に取り組みます。」と位置づけています。

そこで、本市の最上位計画・第5次総合計画、文化、食育行政等での位置づけ、取組を伺います。

○野原嘉孝 副議長

渡慶次一司市民文化部長。

○渡慶次一司 市民文化部長

お答えします。

本市といたしましては、第5次那覇市総合計画への位置づけはなく、本市が食

文化について直接取り組んでいる事業はございません。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

方針もなく取組もありません。沖縄振興計画、新・21 沖縄世紀ビジョン基本計画を連携して推進するためには見直す必要があります。改善に向けた担当副市長の決意を伺います。

○野原嘉孝 副議長

久場健護副市長。

○久場健護 副市長

お答えをします。

本市におきましても、現在、沖縄県の代表自治体とする琉球文化日本遺産推進協議会に参画し、琉球料理の魅力発信につながる取組を進めているところでございます。

古来より受け継がれてきた琉球料理の名称普及については、沖縄のアイデンティティーを引き継ぐ意味においても大変大切なことだと思っております。

議員おっしゃいました本市の最上位計画となる総合計画においては、総合計画策定推進本部が設けられています。その本部長は市長でございます。ですので、次期市長の御意見を伺いながら進めたいと思います。以上です。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

ぜひ改善を進めてください。

今、NHK連続ドラマ「ちむどんどん」で、ウチナーの食文化、やんばると沖縄への関心が全国的に一段と高まっています。モニターを御覧ください。

(モニター使用)

沖縄の伝統的な食文化素材画像一覧で

す。琉球料理の定義を伺います。

○野原嘉孝 副議長

渡慶次一司市民文化部長。

○渡慶次一司 市民文化部長

沖縄県の資料によりますと、琉球料理とは、沖縄で発展・継承してきた伝統的料理のことです。琉球王朝時代に中国の冊封使や薩摩の在番奉行等をもてなすための宮廷料理と、亜熱帯・島嶼の厳しい自然環境のもとで手に入る食材を用いた庶民料理がございます。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

大事な役割を担っています、琉球料理伝承人について伺います。

○野原嘉孝 副議長

渡慶次一司市民文化部長。

○渡慶次一司 市民文化部長

琉球料理伝承人とは、調理師または栄養士の資格を有し、10年以上の実務経験がある方を対象とした琉球料理担い手育成講座の全カリキュラムを受講した方で、沖縄県が認証しております。

琉球料理伝承人の方々は、歴史的・地理的背景、行事食の由来、器などに至る総合的な理解を深め、調理法や味を受け継ぐための知識及び技術を習得し、次世代への継承及び観光資源としての活用に資する様々な取組を行っております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

モニターを御覧ください。

(モニター使用)

今年度、第2期計画がスタートした、沖縄の伝統的な食文化の普及推進計画(沖縄食文化創生プロジェクト)の概要で

す。その中でうたわれている県民の目指すべき目標を伺います。

○野原嘉孝 副議長

渡慶次一司市民文化部長。

○渡慶次一司 市民文化部長

沖縄の伝統的な食文化の普及推進計画の基本方針は、保存、普及、継承の3つがございます。

その方針の目標として1、食に関連する業界団体等において伝統的な調理法や行事食の由来等が浸透し、伝統を支えていく役割を担うこと。2、県民は沖縄の伝統的な食文化を深く知り、琉球料理を伝統的な手法で調理できることが誇りになっていること。3、各家庭に琉球料理が再び見直され普及し、親から子へと家庭の味やレシピが引き継がれること。4、子供たちは学校給食を通して、琉球料理に親しみ、その歴史的文化背景などを学び理解を求めていること。5、年中行事では、地域の人々や親族が重詰め料理等、伝統的な料理を囲み語らうことにより絆を深めること。など5つの姿が示されています。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

県は、令和3年度沖縄食文化に関する県民意識調査報告書を公表しています。その中で、「沖縄の伝統的な食文化を保存・継承するために必要だと思うことは何ですか」の問い合わせに対する回答は、「家庭で触れる機会をつくる」が71%と最も高く、次いで「学校で学ぶ機会をつくる」66.3%、「料理が味わえる店の充実」45.6%と続いています。先ほどの目指すべき目標とも合致しています。食文化の保存継承は、健康づくり、観光発展にもつながります。

本市としても、各部局間の連携を強め

て、琉球料理の保存・普及・継承及び魅力発信に必要な取組を推進すべきではありますか。決意を伺います。

○野原嘉孝 副議長

休憩します。

(午後1時30分 休憩)

(午後1時30分 再開)

○野原嘉孝 副議長

再開いたします。

屋比久猛義政策統括調整監。

○屋比久猛義 政策統括調整監

大変失礼いたしました。

先ほど久場副市長からもありましたように、本市においては、沖縄県、浦添市と共に琉球文化日本遺産推進協議会に参画し、琉球料理の魅力発信につながる取組を進めているところでございます。

琉球料理と琉球泡盛のユネスコ無形文化遺産登録に向けては、伝統的な琉球料理の価値を再認識し、市民、県民が愛着と誇りをさらに持つていただくとともに、観光資源としても活用を図っていく。そういうことで機運が高まるものと思っております。

今後、県と連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

頑張ってください。

学校給食、食育など教育委員会の取り組む決意を伺います。

○野原嘉孝 副議長

名嘉原安志教育委員会学校教育部長。

○名嘉原安志 教育委員会学校教育部長

お答えいたします。

学校給食を通して、琉球料理に親しみを持つてもらうため、クーブイリチー、中身汁、イナムドウチ、クファジューシ

一などの提供を行っております。また、校内放送や給食だより等を通して、伝統的な食文化について、児童生徒や保護者へ伝えているところでございます。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

さらに頑張ってください。

私の知り合いの琉球料理伝承人は、琉球料理の調理方法が分からぬ方が増えている、琉球料理づくりに触れ合う体験教室の重要性を強調していました。

そこで、琉球料理伝承人を活用した琉球料理教室の開催、レシピの普及などに取り組むべきです。見解を伺います。

○野原嘉孝 副議長

渡慶次一司市民文化部長。

○渡慶次一司 市民文化部長

沖縄県が認証した琉球料理伝承人を活用し、琉球料理教室などの開催やレシピ動画の配信を県が行っております。

本市としましては、この県の取組を広く市民に周知してまいりたいと考えております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

本市としても、独自に琉球料理教室の開催を推進すべきです。

2019年、琉球王国時代から連綿と続く沖縄の伝統的な「琉球料理」と「泡盛」、そして「芸能」が日本遺産に認定されています。

そこで、琉球料理と琉球泡盛をユネスコ無形文化遺産、世界遺産登録へ向けての機運の醸成を図るために本市の支援、取組を伺います。

○野原嘉孝 副議長

渡慶次一司市民文化部長。

○**渡慶次一司 市民文化部長**

先ほど調整監のほうからも御答弁ありましたけれども、本市は沖縄県を代表する琉球文化日本遺産推進協議会に参画し、琉球料理の魅力発信につながる取組を進めているところでございます。

琉球料理と琉球泡盛のユネスコ無形文化遺産登録に向けては、伝統的な琉球料理の価値を認識し、市民、県民が愛着と誇りを持つとともに、観光資源として活用していくことでその機運が一層高まっていくものと考えております。

○**野原嘉孝 副議長**

古堅茂治議員。

○**古堅茂治 議員**

頑張ってください。世界遺産登録に向けてみんなで力を合わせていきましょう。

第5次那覇市総合計画の中間検証及び見直しの方針について

私は、2021年11月定例会で、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明を求めました。CO₂排出ゼロ宣言に向けた取組を伺います。

○**野原嘉孝 副議長**

儀間規予子環境部長。

○**儀間規予子 環境部長**

お答えいたします。

本市では、カーボンニュートラル・脱炭素化の実現に向けて、現行の那覇市環境基本計画及び那覇市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の両計画を、令和5年度に改定して一本化する準備を進めているところでございます。

議員御質問のゼロカーボンシティ宣言につきましては、この計画改定に合わせて表明することを予定しております。

○**野原嘉孝 副議長**

古堅茂治議員。

○**古堅茂治 議員**

頑張ってください。

食文化、ヤングケアラー問題と併せ、ひきこもり問題も第5次総計の見直しの課題だと考えます。取組を伺います。

○**野原嘉孝 副議長**

金城康也企画財務部長。

○**金城康也 企画財務部長**

お答えいたします。

今回の那覇市総合計画の中間検証及び見直しにつきましては、策定時には予測できなかったウィズコロナ・アフターコロナへの対応やカーボンニュートラルの実現など、見直しの5つの柱を掲げ、これらに直接関係のある施策を主な検証及び見直しの対象とし、そのほか各施策の指標についても確認し、必要におうじて見直しを行う予定でございます。

○**野原嘉孝 副議長**

古堅茂治議員。

○**古堅茂治 議員**

頑張ってください。

浸水問題について

本市の最高峰にして、琉球王朝時代の重要な聖地である弁ヶ岳公園の雨水が流出し、近隣の住宅に浸水する事案が発生しています。抜本的な改善策を伺います。

○**野原嘉孝 副議長**

幸地貴都市みらい部長。

○**幸地貴 都市みらい部長**

弁ヶ岳公園の雨水流出状況について現地を確認したところ、現在、設置している側溝蓋がコンクリート製であることから、側溝の上を水が超え道路へ表面水と

して流出していることを確認しました。

そのため、当面の対策として側溝蓋を外し、雨水が流入する様に対策を講じております。

今後は、年度内に蓋を網目状のグレーチングに変更するとともに、流末に新たに集水マスを設置するなど、道路への雨水流出を軽減する対策を検討してまいります。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

早期の改善を求めます。

統一協会問題について。

自民党は8日、反社会的カルト集団の統一協会や関係団体との関係について、党所属国会議員379人から報告を受けた点検内容の結果を発表しました。接点のあった国会議員は半数近くの179人。このうち121人の氏名を公表しましたが、全面公表には至っていません。既に報告漏れも明らかになっています。沖縄県選出の国場、島尻、宮崎、各衆院議員も関係が明らかとなっています。見解を伺います。

○野原嘉孝 副議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦 総務部長

この問題につきましては、各種世論調査からも国民の関心が高く、また、今般の調査に際し「旧統一教会及び関連団体と一切関係を持たない」とする基本方針が示されたことから、今後、確実な対処が求められるものと考えております。

また、市長からは、「国民から疑念を持たれる団体との関係については、政治家自らが説明責任を果たすべきである」との考えが示されております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

今、自民党がやるべきことは、統一協会との癒着問題を、安倍元首相、地方議員を含めて党が責任を持って徹底的に調査し、全てを国民に明らかにすることではないでしょうか。今回の知事選挙の結果は、反社会的カルト集団・統一協会とすぶすぶの人物を候補者とした自民党への県民の痛烈な批判でもあります。

朝日新聞の最新の世論調査では、岸田内閣の不支持率が47%となり、初めて支持率を上回り、政治家と統一協会をめぐる問題への岸田首相の対応を「評価しない」66%、自民党政治家が統一協会との関係を断ち切れるかとの問い合わせに、「断ち切れない」が81%にも達しています。岸田首相の国葬説明に「納得できない」は64%です。税金である政務活動費で、反社会的カルト集団・統一協会関連の新聞・世界日報を51か月購読している都會議員への批判も起こっています。今、政治家と統一協会の癒着の徹底調査、公正・公平・清潔な政治へ力を尽くすことが求められています。

本市には、琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城があります。沖縄は、琉球処分、過酷な沖縄戦、27年間の米軍占領時代など苦難の歴史を歩んできました。

「沖縄の歴史については分かりません」と言い放った菅前首相と、その関係者に丸め込まれた人物、命をかけて辺野古新基地に反対した翁長雄志前知事・元市長の遺志を裏切り、辺野古新基地建設を強行している自民党の推薦を受ける変節した人物に、子や孫の未来、那覇の未来、託せないのは明らかではないでしょうか。

(書籍掲示)この翁長雄志さんの著書、「戦う民意」には、子や孫、沖縄のために、新基地を絶対に造らせないとの搖るがない翁長さんの不屈の信念、平和で誇

りある豊かな沖縄づくりへの熱い思い、ウチナーンチュの誇りと尊厳、県民への深い愛情、沖縄県民の心をひとつにする政治への強い決意が述べられています。「民信無くば立たず」、政治は民衆の信頼なくして成り立つものではないとの論語・孔子の教えです。

翁長さんも天国から見守っています。初志貫徹、玉城デニー県政をしっかりと支え、ともにオール沖縄・那覇市政の継承・発展に市民の心をひとつに力を合わせていこうではありませんか。日本共産党、皆さんと手を携えて頑張ってまいります。終わります。

以上

古堅茂治議員資料 出典：県HP

沖縄の伝統的な食文化の普及推進計画
(沖縄食文化創生プロジェクト)

第2期計画



伝えよう 広めよう
ウチナーの食文化

目 次

1. 沖縄の伝統的な食文化について	1
2. 「沖縄の伝統的な食文化の普及推進計画」(第2期)の位置づけ	2
3. 計画期間	3
4. 基本方針、目指す姿、基本コンセプト、推進イメージ	4
5. 第1期計画における取組と総括	6
6. 施策体系	11
7. 第2期計画における取組と目標値	12
8. 基本施策及び施策展開の方向性	
1) 保存	17
2) 普及	19
3) 継承	22
9. 施策展開のイメージ	24

1. 沖縄の伝統的な食文化について

本県の食文化は、長い歴史や諸外国との交流の中で、人々の生活に根付いて育まれた独特なものである。

歴史をたどると、琉球王朝時代に中国の冊封使や薩摩の在番奉行等を歓迎するための料理が生まれ、調理技術や作法等を洗練させて宮廷料理として確立した。それが上流階級に伝わり、明治以降は一般家庭にも広がりさらに発展をとげた。

一方、庶民料理においては、亜熱帯・島嶼の厳しい自然環境のもとで、手に入る材料を用い、知恵を絞って独特的な料理を創り出した。それは中国より伝わる医食同源の理念にかなったものであり、医学的な治療も日常的な食事も、ともに人間の生命を養い健康を守るものでその源は同じとする考え方であり、今日でも

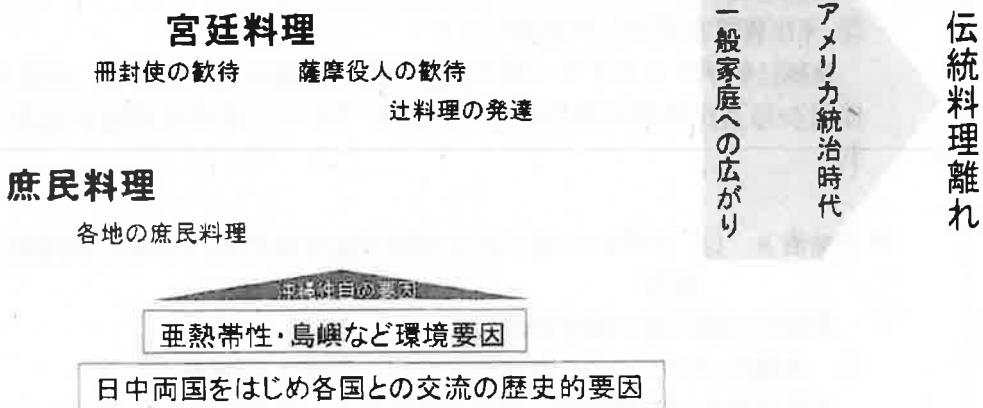
「クスイムン」「ヌチグスイ」として、生活に根付いている。琉球料理はその双方を源流として現在に受け継がれてきた。

沖縄には、豊作祈願や祖先崇拜にまつわる儀式、中国から日本に伝わった祭り等、多彩な年中行事が多く行われている。これらの年中行事では、親族や地域住民が集まり、先人達の知恵と工夫が込められた行事料理を囲み、語らうことで人と人、地域を繋ぎ、社会的な絆を再確認する役割を果してきた。

しかし、近年食生活の欧米化などを背景として、ライフスタイルや価値観の多様化などに伴い、私たちの食を取り巻く環境は大きく変化しており、食文化を支える人材の高齢化や年中行事の簡略化等による行事食の衰退、若い世代を中心とした伝統料理離れが進み、伝統的な食文化が失われつつある。

このため、県民が伝統的な食文化の価値を再認識できる環境を整え、一体となって受け継いでいく気運の醸成を図ることが必要である。

琉球王朝時代
1300年 1500年 1800年 明治期 大正・昭和・平成



2. 「沖縄の伝統的な食文化の普及推進計画」（第2期計画）の位置づけ

本県では、平成27年度に検討委員会を設置し、沖縄の伝統的な食文化の定義、保存・普及・継承に向けた取組の方向性を策定した。

平成28年度には、長い歴史や諸外国との交流の中で、人々の生活に根付いて育まれた独自な食文化を次世代へ継承するとともに、観光資源としての活用につなげるため、「沖縄の伝統的な食文化の普及推進計画（沖縄食文化創生プロジェクト）」（以下「第1期計画」という。）を策定し、平成29年度から令和3年度まで取り組んでいる。（P6「5. 第1期計画における取組と総括」）

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、“沖縄文化の保存・継承・創造と更なる発展”を基本施策とし、本県の文化や歴史の中で培われてきた伝統的食文化については、琉球料理伝承人（以下「伝承人」という。）の養成や、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた県民の気運醸成を図り、独自な食文化の保存・普及・継承に取り組むこととしている。このため、第1期計画の取組に加えて、琉球料理を基盤とした沖縄の伝統的な食文化を、食育や地産地消等様々な取組と連携して保存・普及・継承するため、新たに令和4年度から令和8年度を期間とする第2期計画とする。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における位置づけ

基本施策1 (4) 沖縄文化の保存・継承・創造と更なる発展

ア 沖縄文化の継承・発展・普及

③ 伝統文化の保存・継承・発展

本県の文化や歴史の中で培われてきた伝統的食文化については、琉球料理伝承人の養成やユネスコ無形文化遺産登録に向けた県民の気運醸成を図り、独自な食文化の保存・普及・継承に取り組みます。

イ 文化芸術の振興と文化芸術を支える環境づくり

③ 文化資源を活用した地域づくり

地域に伝承するエイサー等の伝統行事や地域の食文化など、地域の個性豊かな文化資源の特性に応じたまちづくりに資する取組を推進します。

基本施策3 (2) 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革

ウ 多彩かつ質の高い観光の推進

① 沖縄のソフトパワーを生かしたツーリズムの推進

本県の豊かな自然環境、琉球王朝時代から培われてきた伝統文化や伝

統芸能、空手、泡盛や琉球料理、ホスピタリティ等の本県のソフトパワーを生かした多彩で付加価値の高い沖縄観光の実現を支える多様なツーリズムの推進に取り組みます。

基本施策3 (6)沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業の創出

イ 沖縄のソフトパワーを生かした新事業・新産業の創出

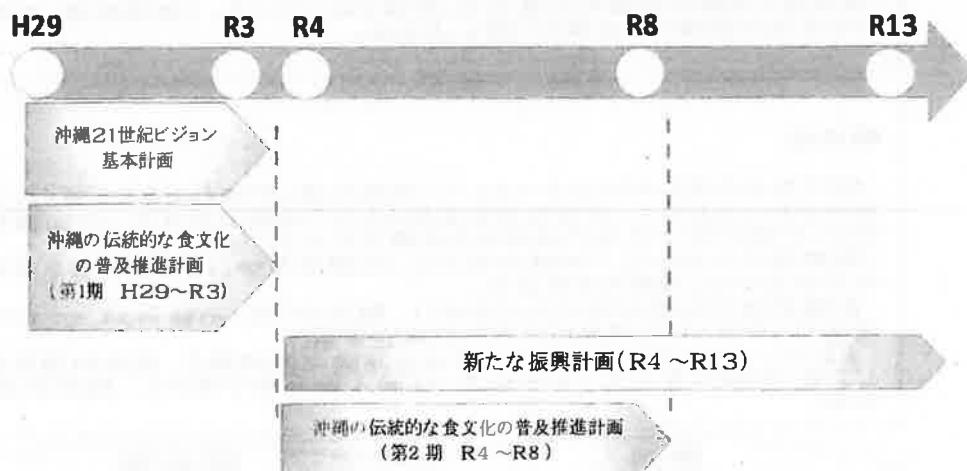
① 文化芸術に関する産業の創出・振興

本県には、琉球舞踊、組踊、沖縄音楽、エイサー等の世界に誇れる優れた文化資源があり地域振興の資源として大きな可能性を秘めていることから、これらを活用した観光コンテンツの開発や認知度向上を図ることによる文化観光の推進をはじめとして、様々な分野における文化芸術の産業化に必要なノウハウをもった人材の育成や、文化芸術に係るビジネスを支える環境の整備に取り組みます。

また、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開に当たっては、国際社会全体の共通目標であり、基本構想「沖縄21世紀ビジョン」で掲げた県民が望む5つの将来像にも重なるSDGs(Sustainable Development Goals)を取り入れることとしており、「沖縄の伝統的な食文化の普及推進計画」においても、県民一人ひとりをはじめとする社会全体での参画により、社会・経済・環境の三つの側面が調和した「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人取り残さない社会」を目指す。

3. 計画期間

本計画は、令和4年度から令和8年度の5年間とする。



4 基本方針、目指す姿、基本コンセプト、推進イメージ

本計画では、第1期計画の基本方針、目指すべき姿、基本コンセプト及び推進イメージを引き続き掲げる。

(1) 基本方針

琉球料理を基盤とした沖縄の伝統的な食文化を、食育等様々な関連する取組と連携し、保存・普及・継承を推進する。

① 保存

琉球料理を伝統文化として捉え、文化保存の取り組みを強化する。

② 普及

沖縄の食文化の価値を県民・観光客に気づいてもらう。

連携：府内外の様々な連携する取組と連携して進める。

③ 継承

食の伝統を未来に継承する。

(2) 目指す姿

県民が伝統的な食文化の価値に気づき、愛着と誇りを持つとともに、観光資源として活用していく。

県民

- 各家庭にて琉球料理が再び見直され普及し、親から子へと家庭の味やレシピが引き継がれる。
- 子供たちは学校給食を通して、琉球料理に親しみ、その歴史的文化的背景などを学び理解を深める。
- 食に関連する業界団体等においても伝統的な調理法や行事食の由来等が漫透し、伝統を支えていく役割を担う。
- 年中行事では、地域の人々や親族が重詰め料理等伝統的な料理を囲み語らうことにより絆を深める。
- 県民は「沖縄の伝統的な食文化」を深く知っている、「琉球料理」を伝統的な手法で調理できる事が「誇り」となる。

観光客

- 旅行先での楽しみのひとつとして「琉球料理」が憧れとなり、多くの店で提供されるとともに、琉球料理を基盤とした「沖縄の食文化」の知識も深まり、沖縄の持つ文化の奥深さを体験するようになる。
- 修学旅行において、「沖縄の食文化」の歴史を学び、体験できる学習教材のひとつとして脚光をあびる。
- 多種多様な琉球料理が注目を浴び、観光の「食」の魅力として、「沖縄の食文化」を核とした観光ビジネスが成立する。
- またインバウンドにおいては、日本と沖縄への理解と、琉球料理を基盤とする「沖縄の食文化」を求めて、外国人観光客が来沖し、観光の目玉となる。

県民
アイデンティティの強化

観光客
観光資源として活性化

(3) 基本コンセプト

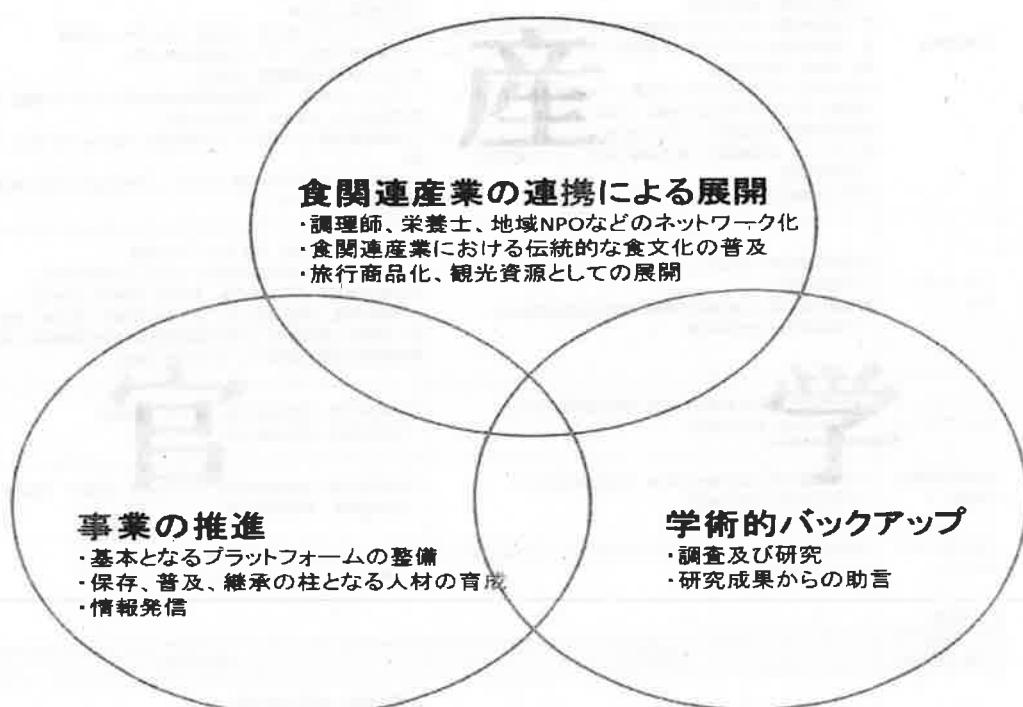
伝統的な食文化の継承により誇りと愛着を持てる地域社会の構築

沖縄食文化の価値の再認識により、県民のアイデンティティを強化する。

県民にとって沖縄の伝統的な「食」が沖縄の文化の重要な要素であることが再認識され、誇りを持つことで、うちなーんちゅのアイデンティティの根幹となる

(4) 推進イメージ図

産学官一体となって、それぞれの立場から積極的に伝統的な食文化を支え、事業を推進する。



5. 第1期計画における取組と総括

(1) 第1期計画における取組

第1期計画においては、琉球料理を基盤とした沖縄の伝統的な食文化の保存・普及・継承を推進するため、以下の取組を実施した。

期間：平成29年度～令和3年度

1. 保存

取組 (第1期計画)	取組内容	取組の成果
① 琉球料理伝承人育成	(1)「琉球料理伝承人育成講座」の実施（平成29年度～令和元年度） (2)琉球料理伝承人フォローアップ講座の実施（令和2年度） (3)琉球料理伝承人教本の作成（令和3年度）	(1)琉球料理伝承人の育成人数 69人 (平成29年度：22名、平成30年度：24名、令和元年度：23名) (2)WEB配信形式にて実施 動画10件 PV数：計390件（令和3年10月時点） (3)伝承人教本の作成 全伝承人69名に配布
② 伝統的な食文化情報データベース化	(1)「伝統的な食文化データベース」WEBサイト制作・公開 令和元年度：有識者会議による項目の抽出、資料収集 令和2年度：D Bにおける記事の分類、記事の原稿執筆 令和3年度：掲載画像選定、コラム記事執筆、WEBページ公開	(1)令和3年度 WEBページ公開 (記事数：397件、うちコラム記事5件)

2. 普及

取組 (第1期計画)	取組内容	取組の成果
① 情報発信	(1)「伝統的な食文化WEBサイト」の制作（平成30年度） (2)琉球料理レシピ動画の制作及び配信（令和元年度～令和2年度） (3)Facebookによる情報発信（令和元年度～令和3年度） (4)「琉球料理ガイドブック」の制作・配布（平成29年度～令和3年度） (5)「琉球料理ガイドブック」英語版の制作・配布（令和元年度） (6)「琉球料理ガイドブック」多言語版（スペイン語、ポルトガル語）の制作（令和2年度） (7)「うりすんフェス」へのブース出展（PR動画放映、パンフレット配布、ブクブク-系泡立て体験）（平成30年度） (8)琉球新報600回記念イベントへの出展（シンポジウム、トークセッション、五段御取持、東道益等の展示、ツール奇布等）（令和元年度） (9)テレビ番組タイアップ（令和3年度）	(1)サイトビュー数：42,119件（令和2年度） (2)令和元年度：10品目、令和2年度：6品目 PV数：36,910件（令和3年10月時点） (3)アカウントフォロワー数：170人 (4)発行部数：計17,500部 (5)発行部数：500部 (6)ガイドブック PDFデータ作成 WEBページ掲載 (7)来場者数2200人、ブース来場者数1000人 (8)シンポジウム参加者数 600人 アンケート結果：「沖縄の伝統的な食文化」について理解・興味が深まった 94.6% (105/111名) 「琉球料理伝承人」展示ブースの満足度 78.4% (87名/111名) (9) 視聴率 世帯7.5%、個人3.5%（令和4年1月22日放映「JYゴーゴーゴー」）
② 学校給食との連携	(1)琉球料理伝承人を活用した「ウチナーあいうえお表」制作（令和元年度） (2)琉球料理伝承人出前講座の実施（学校給食関係者向け）（平成30年度～令和元年度）	(1)PDFデータ作成、WEBページに掲載 ※学校等、児童生徒向け啓発ツールとして活用を予定 (2)平成30年度：参加人数33名、全4回（那覇市、読谷村） 令和元年度：参加人数25名、全5回（那覇市、読谷村、本部町、石垣市、宮古島市）※学校給食関係者、観光業関係者、民泊関係者向け合同で実施（③、⑤も同様に実施）
③ 校外旅行に対するアプローチ	(1)琉球料理伝承人出前講座の実施（観光業関係者向け）（平成30年度～令和元年度）	(1)平成30年度：参加者数8名、全1回（読谷村） 令和元年度：参加者数19名
④ 食糧連携業との連携	(1)琉球料理伝承人出前講座の実施（民泊関係者向け）（平成30年度～令和元年度）	(1)平成30年度：参加者数55名、全4回実施（那覇市、読谷村） 令和元年度：参加者数33名
⑤ 観光客へのアプローチ	(1)観光客向けイベントへのPRブース出展（ツーリズムEXPOジャパン）（令和2年度）	(1)ツーリズムEXPOジャパン参加人数：24,174人 (令和2年 10/29～11/1 計4日間)

3. 繰承

取組 (第1期計画)	取組内容	取組の成果
① 出前講座	琉球料理伝承人出前講座の実施（平成30年度～令和元年度） (再掲)（観光業・学校給食・民泊関係者向け）	平成30年度：参加人数 96名 全9回開催（那覇市4回、読谷村5回） 令和元年度：参加人数77名（③～⑤の合計） 全5回開催（那覇市、読谷村、本部町、石垣市、宮古島市）
② ネットワーク構築	「沖縄食文化保存・普及・継承事業検討委員会」の設置・運営（平成29年度～令和3年度）	(1)開催数：計15回 各年度3回開催 参加者：有識者、学識経験者、学校給食関係者、食糧連携業団体関係者、観光業関係者 一般社団法人 琉球料理保存協会の設立（令和元年度）

(2) 第1期計画における総括

第1期計画においては、「伝統的な食文化の継承により誇りと愛着の持てる地域社会の構築」を基本コンセプトに「保存」・「普及」・「継承」のための9つの主な取組を実施した。令和3年度に実施した「沖縄食文化に関する県民意識調査」(以下「県民意識調査」という。)の結果を踏まえて、第1期計画における成果と課題を以下のとおり総括する。

【保存】

① 「担い手育成」について

平成29年度から令和元年度にかけて、伝承人を69名認証し、伝承人による活発な活動等が行われた結果、県民意識調査では琉球料理の認知度が向上(66.4%)し、伝承人の認知度も一定程度(43.0%)示された一方で、琉球料理伝承人が活動を行う中で課題が出てきている。

伝承人の活動傾向として、積極的な普及活動や勉強会等を行っている者も見られるものの、人前で説明することへの不安や、より深く琉球料理に関する知識や技術の習得を望む声があり、全ての伝承人が積極的に自主活動を行うことができるよう、フォローアップを行う必要があることから、伝承人を取りまとめる事務局となる体制を構築し、組織的な取組を推進する必要がある。

② 「伝統的な食文化の情報データベース化」について

伝統的な食文化に関する情報のデータベース化については、令和元年度からの3年計画(情報収集・構築・公開)で、令和3年度に記事数397件(うちコラム記事5件)のデータベースを公開している。

令和4年度からは、データベースを活用した情報発信を行うほか、必要に応じて追加・更新を行う。

【普及】

③ 「情報発信」について

平成30年度に食文化に関するWEBサイトを開設しているが、県民意識調査ではWEBサイトの認知度が低い(7.3%)という結果が出ていることから、WEBサイトの認知度を上げる取組が必要である。令和元年度から令和2年度にかけて琉球料理のレシピ動画を計16品目制作し、配信を行った結果、令和3年10月時点でPV数は36,910件となっている。令和3年度には、検索サイトの上位であるクックパッドへのレシピの掲載を行っているが、今後もYouTubeのレシピ動画や人気サイトを活用し、WEBサイトへ誘導することが必要である。

また、レシピ動画については、ジューシー(1.1万回再生)、だしの取り方(6648回再生)、ラフテー(5811回再生)と再生数から興味のある品目を選定することができることから、これらの品目を中心にイベントで発信する等、動画を知るき

つかげづくりの取組が必要である。
(参考：YouTube チャンネル登録者数：765 人)

WEB サイト以外の情報発信として、ガイドブック制作を実施した。ガイドブックでは 9 つの要素や宮廷料理・庶民料理等について解説しているが、県民意識調査では、宮廷料理・庶民料理の違いの認知度が低い（28.6%）という結果が出ており、ガイドブック配布だけでは理解を深めることが難しかったが、イベント出展では満足度が高く、琉球料理について理解が深まったとの声が多くあった。今後の展開としてツールの配布だけではなく、イベント出展等の取組を継続的に推進する必要がある。

④ 「学校給食との連携」について

県民意識調査では、10 代・20 代の琉球料理の違いについての認知度が特に低い傾向がある（15.4%）こと、保存継承に必要なこととして、「学校で触れる機会を作る」と答えた割合（66.3%）が多いため、学校給食等で若い世代へのアプローチに取り組む必要がある。

学校給食に係る伝承人の方々は自主活動で取組をしているものの、職場・地域によって調理技術や食数等の違いがあることから、「9 つの要素」を広められる教材や給食時間の放送時に学ぶツールがあると活用できるなどの意見があった。イベント出展では、学校の授業で取り組むことにより普及継承につながるとの意見もあり、教育庁や学校栄養士会等関係機関との連携や学校への出前講座の実施などについて取り組む必要がある。

⑤ 「修学旅行に対するアプローチ」について

平成 30 年度から令和元年度にかけて民泊事業者向けに伝承人を活用した出前講座を実施した結果、修学旅行生に沖縄県の歴史・文化の説明も交えながら琉球料理を提供ができる出前講座への需要の高さがうかがえたことから、修学旅行向け民泊事業者への伝承人出前講座を実施することが効果的である。

一方で、修学旅行で沖縄を訪れた際に、地元の食材・料理を生徒に食べさせたいという学校のニーズはあるものの、提供できるコンテンツがないのが現状であるため、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローの学習支援アドバイザー派遣や観光人材育成センターの取り組みとの連携、ミス沖縄の YouTube チャンネルでの情報発信など、観光関連団体等における取り組みと連携して事業を開発することで、沖縄の食文化に関するプログラムの案内に繋げていく必要がある。

また、アドバイザーとして伝承人を取りまとめる事務局となる体制を構築し、組織的な取組を推進する必要がある。加えて、観光客に直接届くようなアプローチを行う必要があり、宿泊施設や飲食業との連携が課題である。

⑥ 「食関連産業との連携」について

県民意識調査では、「伝統的な食文化の保存継承に必要なこと」として「料理が味わえる店の充実」と答えた割合が3番目に高く（45.6%）、またイベント出展時において、来場者の声として琉球料理が食べられるお店についての問合せも多くあったことから、更なる普及に向けて琉球料理を提供するお店の認証制度の構築について取り組む必要がある。

平成30年度から令和元年度に実施した民泊事業者向けの出前講座においては、受け入れの窓口になる旅行企画会社や市町村関係者等に「沖縄の伝統的な食文化」の魅力を伝えた結果、参加者アンケートにて、全ての参加者が「伝統的な食文化への理解・興味が深まった」と回答したことに加え、「学んだ内容を地域や職場で広めたい」と答えており、即効性を有したアプローチに繋がった。

また、令和元年度の食文化検討委員会での意見として、食関連産業との連携の中で飲食店や食品メーカーとの連携を実施することで普及につながるのではないかとの意見も上がった。このため、食関連産業と連携した商品開発を促進して消費者（県民・観光客）へアプローチするとともに、食品メーカーや飲食業向けに出前講座を実施することで、沖縄の伝統的な食文化の普及に紐付け、より多くの県民及び観光客へ伝える取組が必要である。

⑦ 「観光客へのアプローチ」について

県民意識調査では、琉球料理と沖縄料理の違いについて、県外出身者が知っている割合（15.7%）が県内出身者の割合（26.9%）に比べて低いことから、県外からの観光客は、琉球料理についての認知が低いことが想定される。観光客向けのアプローチについては、令和2年以降、新型コロナウィルス感染症により県外観光客向けのイベント参加に制約があったものの、令和2年11月のツーリズムEXPOジャパンへの出展時には反響は大きかった。当該イベントの参加者を対象に実施したアンケートでは、県外イベント出展や琉球料理フェア等のアプローチをすることが普及につながると回答があった。このため、県内だけでなく、県外イベント出展及び観光客向けのイベントに出展しアプローチを行っていく必要がある。また、観光関連団体等の取り組みと連携し、観光客へのアプローチを行う必要がある。

【継承】

⑧ 「出前講座」について

県民意識調査では、琉球料理を食べない理由について「調理方法がわからない」（38.7%）、「琉球料理を知らない」（37.1%）という回答が多いため、琉球料理を家庭に取り入れてもらうため、基礎的な知識や調理法を伝える必要がある。

また、保存継承に必要なこととして、「家庭で触れる機会を作る」と答えた割

合（71.0%）が高いことから、家庭で取り入れてもらうために地域住民等へアプローチすることや、主婦向けまたは地域（食生活改善推進グループとの連携）に対してもアプローチしていくことが必要である。

平成30年度、令和元年度の出前講座参加者アンケートでは、参加により琉球料理への理解が深まり、琉球料理を周囲に広めたいとの回答が多かったことから、伝承人の出前講座活動を継続する必要がある。

⑨ 「ネットワーク構築」について

ネットワーク構築については、一般社団法人琉球料理保存協会（以下「保存協会」という。）と連携し、イベント出展（琉球新報600回記念イベント）を行った。ブースにて宮廷料理・庶民料理・琉球菓子の展示やツール配信、シンカマボコの試食を実施した。実際に料理を展示することにより来場者の反響もよく伝統的な食文化の普及啓発に繋がったが、料理の展示には多くの時間や人員が必要となり、毎回用意することが難しいため、今後の活動についてはより緊密な連携が必要である。また、伝承人を取りまとめる事務局となる組織として保存協会を位置づけるため、出前講座の実施等を通じて保存協会のノウハウ蓄積を支援する必要がある。

また、各取組の中で連携を行う食に関連する業界団体や観光関連団体等との意見交換を行い、ネットワークを構築していくことが必要である。

6. 施策体系



7. 第2期計画における取組と目標値

(1)取組

第2期計画においては、第1期計画の取組を踏まえ、「保存」においては、伝承人の育成並びに認証した伝承人の更なる利活用及び伝統的な食文化に関する情報の整備と発信、「普及」においては県民及び観光客（修学旅行含む）に向けた分かり易い普及啓発、「琉球料理が味わえる店」（仮）の認証制度の実施、「継承」においては家庭及び業界団体のニーズに即した出前講座等の実施及び活動母体となる保存協会の育成に取り組む。

(2)目標値

平成29年度と令和3年度に実施した県民意識調査の結果を基に、より具体的な目標値を掲げ、各施策を推進する。

【保存】

【目標とするすがた】

《県民》

1. 食に関連する業界団体等においても伝統的な調理法や行事食の由来等が浸透し、伝統を支えていく役割を担う。
2. 県民は「沖縄の伝統的な食文化」を深く知っている、「琉球料理」を伝統的な手法で調理できる事が誇りとなっている。

項目	平成29年度	令和3年度	令和8年度目標値
① 琉球料理の認知度 《琉球料理と沖縄料理の区分の認知》			
違いはある	47.9%	66.4%	73.0%
(違いについて 知っている)	—	(23.2%)	(25.5%)
(違いについて なんとなく知っている)		(43.2%)	(47.5%)
② 伝統的な食文化の認知度 《9つの要素の理解度の平均》	75.5%	60.6%	70.0%
(詳しく知っている)	(33.8%)	(10.7%)	(15.0%)
(なんとなく知っている)	(41.7%)	(49.9%)	(55.0%)

項目	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 8 年度目標値
③ 琉球料理伝承人の認知度	- %	43.0%	50.0%
④ 琉球料理を作れる割合	27.6%	32.3%	50.0%
⑤ 琉球料理伝承人による 料理教室等実施件数	- 件	67 件	134 件 (令和元年度実績)

【普及】

【目標とするすがた】

《県民》

- 各家庭にて琉球料理が再び見直され普及し、親から子へと家庭の味やレシピが引き継がれる。
- 子供たちは学校給食を通して、琉球料理に親しみ、その歴史的文化的背景などを学び理解を求めている。
- 年中行事では、地域の人々や親族が重説め料理等伝統的な料理を囲み語らうことにより紹介を深める。
- 県民は「沖縄の伝統的な食文化」を深く知っている、「琉球料理」を伝統的な手法で調理できる事が誇りとなっている。(再掲)

項目	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 8 年度目標値
⑥ 琉球料理を食べる割合	60.1%	68.3%	76.0%
⑦ 次世代へ琉球料理を伝えたいと 思う割合	63.8%	79.1%	85.0%
⑧ 行事食を実施する割合	60.4%	72.2%	80.0%
⑨ 行事食を継承したいと考える 割合	83.2%	84.3%	86.0%
① 琉球料理の認知度※再掲 《琉球料理と沖縄料理の区分の認知》			
違いはある	47.9%	66.4%	73.0%
(違いについて 知っている)	-	(23.2%)	(25.5%)
(違いについて なんとなく知っている)	-	(43.2%)	(47.5%)

	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 8 年度目標値
② 伝統的な食文化の認知度			
《9つの要素の理解度の平均》	75.5%	60.6%	70.0%
(詳しく知っている)	(33.8%)	(10.7%)	(15.0%)
(なんとなく知っている)	(41.7%)	(49.9%)	(55.0%)
③ 琉球料理伝承人の認知度※再掲	—%	43.0%	50.0%
④ 琉球料理を作れる割合※再掲	27.6%	32.3%	50.0%
⑤ 琉球料理伝承人による 料理教室等実施件数	件	67 件	134 件
		(令和元年度実績)	

※参考指標

(第4次沖縄県地産地消推進計画) (令和元年度～令和5年度)

学校給食における地域の伝統食・行事食の提供

平成 28 年度	令和 2 年度	令和 5 年度目標
給食実施全学校に おいて月 1 回以上	63.1% の調理場	80% の調理場に
	において月 5 回以上	おいて月 5 回以上
	(111 施設中 70 施設)	

【目標とするすがた】

《観光客》

1. 旅行先での楽しみのひとつとして「琉球料理」が憧れとなり、多くの店で提供されるとともに、琉球料理を基盤とした「沖縄の伝統的な食文化」の知識も深まり、沖縄の持つ文化の奥深さを体験するようになる。
2. 修学旅行において、「沖縄の伝統的な食文化」の歴史を学び、体験できる学習教材のひとつとして脚光をあびる。
3. 多種多様な琉球料理が注目を浴び、観光の「食」の魅力として、「沖縄の伝統的な食文化」を核とした観光ビジネスが成立する。
4. インバウンドにおいては、日本と沖縄への理解と、琉球料理を基盤とする「沖縄の伝統的な食文化」を求めて、外国人観光客が来沖し、観光の目玉となる。

※参考指標

【沖縄県観光統計実態調査】 平成 29 年度 令和 2 年度

活動（複数回答）

：沖縄料理を楽しむ 40.7% 41.1%

【沖縄県外国人観光客実態調査】 平成 29 年度 令和元年度

活動：沖縄料理、及び特産品を使用した料理を楽しむ

65.9% 67.8%

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症による海外観光客減により調査を実施していないため、

令和元年度調査結果を記載

※指標は空路調査と海路調査の平均値。

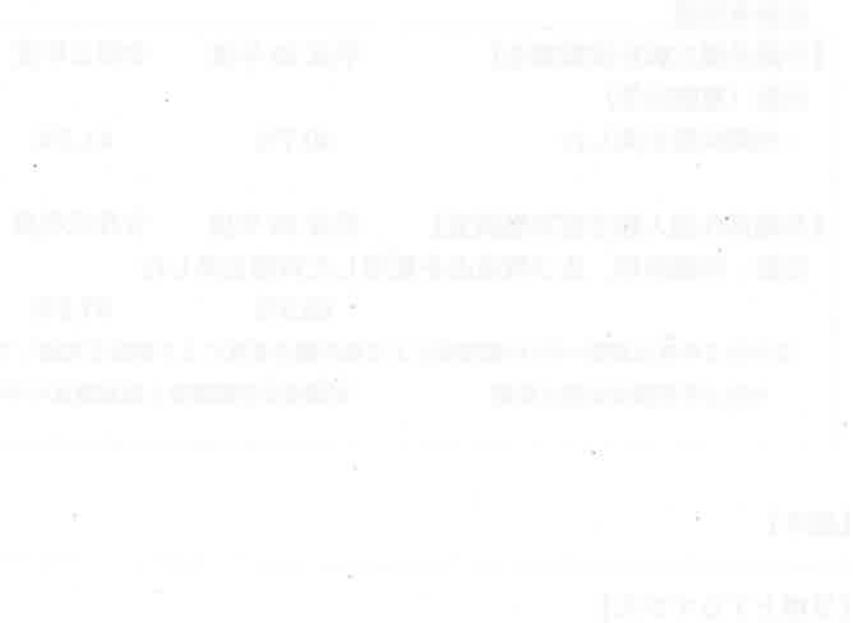
【継承】

【目標とするすがた】

《県民》

- 各家庭にて琉球料理が再び見直され普及し、親から子へと家庭の味やレシピが引き継がれる。（再掲）
- 食に関する業界団体等においても伝統的な調理法や行事食の由来等が浸透し、伝統を支えていく役割を担う。（再掲）
- 年中行事では、地域の人々や親族が重箱詰め料理等伝統的な料理を囲み語らうことより綱を深める。（再掲）

項目	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 8 年度目標値
⑤ 琉球料理伝承人による 料理教室等実施件数	件	67 件	134 件 (令和元年度実績)
⑥ 琉球料理を食べる割合※再掲	60.1%	68.3%	76.0%
⑦ 次世代へ琉球料理を伝えたいと 思う割合 ※再掲	63.8%	79.1%	84.0%
⑧ 行事食を実施する割合※再掲	60.4%	72.2%	80.0%
⑨ 行事食を継承したいと考える 割合※再掲	83.2%	84.3%	86.0%



保存

基本施策の目的

伝統的な食文化を支える人材の高齢化によりその継承が困難となっていることから、伝承人を育成し、沖縄の伝統的な食文化の担い手としての伝承人の積極的な普及啓発活動による沖縄の伝統的な食文化の次世代への継承及び観光資源としての活用を図る。

また、伝統的な食文化に関する映像記録、写真、資料などの情報を整備・発信することで、食に関連する業界団体等における伝統的な調理法や行事食の由来等の浸透、県民の理解促進を図る。

目標とするすがた

《県民》

1. 食に関連する業界団体等においても伝統的な調理法や行事食の由来等が浸透し、伝統を支えていく役割を担う。
2. 県民は「沖縄の伝統的な食文化」を深く知っている、「琉球料理」を伝統的な手法で調理できる事が「誇り」となる。

主な課題

1. 伝承人の自主活動（普及啓発）に関するサポート方法
2. 県事業における伝承人の活用方法（普及啓発、体験の場の創出、ネットワーク構築、産業化）
3. 伝承人の活動実態の把握及び適切な名簿管理
4. 伝承人のレベルに応じた階級又は専門性による区分等の検討
5. フォローアップ講座などのレベルに達するまで必要か
6. データベース（県民向けの分かり易いもの）の効果的な周知

施策の方向性

1. 琉球料理伝承人

沖縄の伝統的な食文化について、歴史的・地理的背景、行事食の由来、器などに至る総合的な理解を深め、調理法や味を受け継ぐための知識及び技術を習得し、担い手として普及啓発活動を行う人材として引き続き伝承人を育成し活用を図る。

- (1) 伝承人は県が決定し認証を行う。認証された伝承人は、その活動を組織的に行い、伝統的な琉球料理の正しい普及、保存活動を推進するため、原則として保存協会に加入することとする。
- (2) 県は常時70名程度の伝承人を確保するものとし、活動実績の無い者についてはその認証を取り消すなど、適切な名簿管理を行う。
- (3) 保存協会は加入している伝承人の効果的な活用（伝承人のレベルに応じた階級又は専門性による区分等）の検討及び活動に必要な支援を行う。

2. 伝承人のスキルアップ

伝承人が、沖縄の伝統的な食文化について、歴史的・地理的背景、行事食の由来、器などに至る総合的な理解を深め、調理法や味を受け継ぐための知識及び技術を習得するために必要なフォローアップ講座等を実施する。

- (1) 保存協会においてフォローアップ講座の実施計画を策定し、県はそのために必要な支援を行う。

3. 伝承人の活用

伝承人による、沖縄の伝統的な食文化の保存・普及・継承のための自主活動を支援する。

- (1) 県は、伝承人の自主活動を支援するためのモデル事業を実施し、テキスト化するなど、活動レベルの確保及び活動の促進を図る。
- (2) 伝承人は、県が実施する行事や広報活動等に協力し、沖縄の伝統的な食文化の保存・普及・継承のための自主活動を積極的に行う。
- (3) 保存協会は、自主活動メニューを整備する等、伝承人の効果的な活用を図る。

4. データベースの整備及び活用

伝統的な食文化に関する映像記録、写真、資料などの情報を集約したデータベースを公開し、業界団体等への調理法や由来の浸透を図るとともに、県民への理解促進を図る。

施策の展開

1. 伝承人の育成（担い手育成講座の実施）

担い手育成講座の実施により伝承人を育成する。講座の実施は伝承人をとりまとめる事務局となる保存協会が行う。

対象：栄養士、調理師等

目標：年10名程度（伝承人名簿は少なくとも常時70名程度を維持）

年度：令和4年度～令和8年度（※令和4年度以降は必要に応じて実施）

2. 伝承人の育成（フォローアップ講座の実施）

フォローアップ講座の実施により伝承人のスキルアップを図るとともに、保存協会へ講座の実施に係るノウハウの蓄積を行い、次世代の講師を育成する。

対象：伝承人

目標：保存協会において策定した実施計画に沿って実施

年度：令和4年度～令和8年度（※令和9年度以降は保存協会で実施）

3. 出前講座等モデル事業（伝承人派遣事業）の実施

保存協会における自主活動メニュー作成のためのモデル事業を実施し、テキスト化による活動レベルの確保及び伝承人の活動の促進を図る。

対象：県民（家庭・各地域）、学校、修学旅行、業界団体等

目標：年5件程度

年度：令和4年度～令和8年度（※令和9年度以降は派遣事業として保存協会で実施）

4. 各種WEBサイト等の管理・運営

既存データベース及びWEBサイト等（ホームページ、SNS）や人気のレシピサイトを活用した情報発信を行う。また、映像記録や研究資料、文献等の情報の整備と発信、必要に応じ追加・更新を行う。

対象：業界団体等、県民、観光客

目標：サイトビュー数 年間 50,000件

年度：令和4年度～令和8年度

普及

基本施策の目的

琉球料理を基盤とする「沖縄の伝統的な食文化」が医食同源の理念等に基づいて形成されてきた過程や魅力等を分かりやすく情報発信し、県民や観光客への普及・提供を推進するとともに、沖縄独自の価値・効用を持つ食文化として質を向上させることでブランド化を図る。

目標とするすがた

《県民》

- 各家庭にて琉球料理が再び見直され普及し、親から子へと家庭の味やレシピが引き継がれる。
- 子供たちは学校給食を通して、琉球料理に親しみ、その歴史的文化的背景などを学び理解を深める。
- 年中行事では、地域の人々や親族が重詰め料理等伝統的な料理を囲み語らうことにより絆を深める。
- 県民は「沖縄の伝統的な食文化」を深く知っている、「琉球料理」を伝統的な手法で調理できる事が「誇り」となる。

《観光客》

- 旅行先での楽しみのひとつとして「琉球料理」が憧れとなり、多くの店で提供されるとともに、琉球料理を基盤とした「沖縄の伝統的な食文化」の知識も深まり、沖縄の持つ文化の奥深さを体験するようになる。
- 修学旅行において、「沖縄の伝統的な食文化」の歴史を学び、体験できる学習教材のひとつとして脚光をあびる。
- 多種多様な琉球料理が注目を浴び、観光の「食」の魅力として、「沖縄の伝統的な食文化」を核とした観光ビジネスが成立する。
- またインバウンドにおいては、日本と沖縄への理解と、琉球料理を基盤とする「沖縄の伝統的な食文化」を求めて、外国人観光客が来沖し、観光の目玉となる。

主な課題

- イベント出展による情報発信についてターゲット層及び発信内容等の明確化
(誰に、何を、どのような手法で発信するのか)
- WEBサイト等の充実(どの項目をどこまで充実させるか、閲覧数向上のための取り組み方法)
- WEBサイトへの誘導方法の検討
- 観光客(外国人含む)向けのアプローチ、情報発信の方法
- 学校関係者や栄養士に対する取り組みの検討
- 「沖縄の伝統的な食文化」に係る学習機会や、給食のメニュー取り入れの実態把握と課題の抽出
- 観光関連団体との連携(観光客向け情報発信、修学旅行関係)
- ホテルや民泊で行える取り組みの検討

9. 「琉球料理が味わえる店」(仮)の認証制度の必要性と情報提供に係るアプローチ方法
10. 他機関における認証制度との整理(おきなわ食材の店等)

施策の方向性

1. 情報発信

- (1) 県民へ「琉球料理」を取り入れてもらうため、県内各種イベントにおける出展及び食に関連する業界団体や観光関連団体等と連携し、琉球料理の普及啓発に取り組む。
- (2) 観光客に「琉球料理」を知ってもらい、観光の際にお店等で琉球料理を体験することができるよう、沖縄物産展や沖縄フェア等の観光プロモーションと連携し、旅の目的のひとつとなるよう取り組む。
- (3) WEB サイトを積極的に活用することで、県民に対しては、琉球料理のレシピの周知、観光客に対しては、琉球料理が味わえる店の情報発信に取り組む。
- (4) 琉球料理の日における重点的取組の実施
保存協会で定めた毎月第3木曜日の「琉球料理の日」については、あらゆる機会を通じて発信するとともに、各取組においても重点的に実施することで効果的な普及啓発に取り組む。

2. 学校を通じた普及啓発

- (1) 学校給食におけるメニュー化を図るための学校関係者や栄養士に対する献立メニューの提供及び食に関する行事の紹介による琉球料理の普及啓発
- (2) 学校等における普及啓発のためのツールの開発及び出前講座等の実施。

3. 修学旅行に対するアプローチ

観光関連団体等と連携し、修学旅行中における琉球料理の体験及び沖縄の伝統的な食文化の歴史を学ぶ機会の提供を行う。

- (1) 観光関連団体等と連携し、修学旅行における沖縄の伝統的な食文化の体験及び学習機会の提供に取り組む。
- (2) 伝承人を活用した講師派遣及び依頼窓口の整備

4. 観光客へのアプローチ

「沖縄の伝統的な食文化」を沖縄観光のコンテンツの一つと位置づけ、その魅力や価値・効用を分かり易く情報発信して誘客に繋げるとともに、来県した観光客が琉球料理を味わい、楽しむことができる店に関する情報の提供を図る。

- (1) 「琉球料理が味わえる店」(仮)認証制度の検討。
- (2) 琉球料理を提供するお店に関する情報発信の強化。

施策の展開

1. 普及啓発事業(情報発信)

県民へ琉球料理を取り入れてもらうため、県内における各種イベントや集客施設等におけるPRブースの出展及び、観光客に対して琉球料理を認知してもらうため、食に関連する業界

団体や観光関連団体等と連携した県外等におけるプロモーションの実施。

対象：県民、観光客

目標：各年度県内3件、県外2件

年度：令和4年度～令和8年度

2. 各種WEBサイト等の管理・運営（再掲）

既存データベース及びWEBサイト等（ホームページ、SNS）や人気のレシピサイト等を活用した情報発信を行う。また、必要に応じ映像記録や研究資料、文献等の追加・更新を行う。

対象：食に関する業界団体等、県民、観光客

目標：サイトビュー数 年間 50,000件

年度：令和4年度～令和8年度

3. 学校給食における献立メニュー及び行事食に関する情報等の発信

学校給食におけるメニュー化のため、定期の情報発信を行う。

実施にあたっては、県流通・加工推進課の実施する学校向け情報発信と連携する。

対象：学校給食関係者（栄養士等）

目標：琉球料理の日（毎月第3木曜日）及び各行事における行事食のメニュー化

年度：令和4年度 学校給食における献立メニュー（伝承人を活用）の作成及び行事関連情報の検討、伝承人学校給食作業部会における検討（学校給食に関する業界団体等との調整、情報収集）

令和5年度～令和8年度 学校栄養士会を通じた情報発信の開始（献立メニューの作成、行事関連情報）

4. 学校等、児童生徒向け啓発ツールの作成及び配布

学校等、児童生徒における琉球料理の理解促進を図るため、啓発ツールの作成及び配布

対象：県内小中学校

目標：年1回配布

年度：令和4年度～令和8年度

5. 修学旅行に向けた出前講座等モデル事業（伝承人派遣事業）の実施

伝承人を活用し、修学旅行における琉球料理の体験及び学習機会を提供する。

対象：修学旅行

目標：年5件程度（その他の出前講座等含む）

年度：令和4年度～令和8年度（※令和9年度以降は派遣事業として保存協会で実施）

6. 「琉球料理が味わえる店」（仮）認証制度の実施

対象：県内飲食店等

目標：各年度30件 計画期間中（4年間）120件程度

年度：令和4年度 認証制度に係る制度設計 令和5年度～令和8年度店舗等の募集及び認証

継承

基本施策の目的

沖縄の伝統的な食文化を継承する場や機会を創出する。

また、保存・普及・継承の活動を継続的に推進するため、伝承人の活動母体となる団体の育成に取り組むとともに、食に関連する業界団体等とのネットワーク構築、連携強化を通して、沖縄の伝統的な食文化の保存・普及・継承に向けた気運を醸成する。

目標とするすがた

《県民》

- 各家庭にて琉球料理が再び見直され普及し、親から子へと家庭の味やレシピが引き継がれる。
- 食に関連する業界団体等においても伝統的な調理法や行事食の由来等が浸透し、伝統を支えていく役割を担う。
- 年中行事では、地域の人々や親族が重説め料理等伝統的な料理を囲み語らうことにより紹介を深める。

主な課題

- 伝承人を活用した家庭及び関係団体等のニーズに即した出前講座等の実施
- 継承について考える機会の創出
- 活動母体の育成
- 食に関連する業界団体等との連携

施策の方向性

1. 出前講座

- (1) 教育委員会等と連携した、伝承人を活用した小中高における児童生徒等への出前講座の実施
- (2) 伝承人を活用した講師派遣事業等を開催し、家庭及び関係団体のニーズに即した出前講座やワークショップ等の実施による継承活動を推進する。

2. 活動母体の育成

将来的には保存協会が伝承人をとりまとめる組織となることを見据え、当該協会におけるノウハウの蓄積及び事務局機能の強化を図る。

3. 関係団体とのネットワーク構築

関係団体とのネットワーク構築に取り組む。

施策の展開

1. 出前講座等モデル事業（伝承人派遣事業）の実施（再掲）

保存協会における自主活動メニュー作成のためのモデル事業を実施し、テキスト化による活動レベルの確保及び伝承人の活動の促進を図る。

対象：県民（家庭・各地域）、学校、修学旅行、関係団体等
目標：年5件程度
年度：令和4年度～令和8年度（※令和9年度以降は派遣事業として保存協会で実施）
 2. 伝承人の育成（担い手育成講座の実施）（再掲）

担い手育成講座の実施により伝承人を育成する。講座の実施は伝承人をとりまとめる事務局となる保存協会が行う。

対象：栄養士、調理師等
目標：年10名程度（伝承人名簿は少なくとも常時70名程度を維持）
年度：令和4年度～令和8年度 ※令和4年度以降は必要に応じて実施
 3. 伝承人の育成（フォローアップ講座の実施）（再掲）

フォローアップ講座の実施により伝承人のスキルアップを図るとともに、保存協会へ講座の実施に係るノウハウの蓄積を行い、次世代の講師を育成する。

対象：伝承人
目標：保存協会において策定した実施計画に沿って実施
年度：令和4年度～令和8年度（※令和9年度以降は保存協会で実施）
 4. 関係団体とのネットワーク構築
食に関連する業界団体や観光関連団体等とネットワークを構築し、関連する取り組みを協力して実施することで、沖縄の伝統的な食文化の保存・普及・継承に向けた気運を醸成する。

対象：食に関する業界団体、観光関連団体等
目標：食に関連する団体等と共同で実施するイベント、情報発信、ツール作成等
年度：令和4年度～令和8年度
-

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保存 出前販賣等モデル事業（「云々」の実施）	1 伝承人の育成（「云々」手商成績空 の実施）	「云々」事例の提出（参考資料として提出） 参考資料の提出（参考資料として提出）	参考資料の提出（参考資料として提出）	参考資料の提出（参考資料として提出）	参考資料の提出（参考資料として提出）
	2 伝承人の育成（「プロアップ 講習会」の実施）	「云々」実践ノートの提出（提出）	参考資料の提出（提出）	参考資料の提出（提出）	参考資料の提出（提出）
	3 出前販賣等モデル事業（「云々」 の実施）	「云々」による販賣、手作、移住取組に応じて、それこれらが「云々」を実現するかし モデル事業も実現する（参考資料提出） 各取引相手に提出公認書類（参考資料提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	「云々」による販賣、手作、移住取組に応じて、それこれらが「云々」を実現するかし モデル事業も実現する（参考資料提出） 各取引相手に提出公認書類（参考資料提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	「云々」による販賣、手作、移住取組に応じて、それこれらが「云々」を実現するかし モデル事業も実現する（参考資料提出） 各取引相手に提出公認書類（参考資料提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	「云々」による販賣、手作、移住取組に応じて、それこれらが「云々」を実現するかし モデル事業も実現する（参考資料提出） 各取引相手に提出公認書類（参考資料提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）
	4 各種WEBサイト等の管理運営	参考資料提出（提出） 各種WEBサイト等の作成・運用（「云々」 の実施）	参考資料提出（提出） 各種WEBサイト等の作成・運用（「云々」 の実施）	参考資料提出（提出） 各種WEBサイト等の作成・運用（「云々」 の実施）	参考資料提出（提出） 各種WEBサイト等の作成・運用（「云々」 の実施）
	1 店舗運営秘訣（「骨氣」の実施）	各種（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営	各種（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営	各種（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営	各種（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営
	2 各種WEBサイトの作成・運営 （「再構築」）	各種（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営	各種（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営	各種（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営	各種（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営 骨氣（「云々」）骨氣による運営
	3 及び行商事（「云々」の実施）	「云々」による運営 「云々」による運営 「云々」による運営 「云々」による運営 「云々」による運営	「云々」による運営 「云々」による運営 「云々」による運営 「云々」による運営 「云々」による運営	「云々」による運営 「云々」による運営 「云々」による運営 「云々」による運営 「云々」による運営	「云々」による運営 「云々」による運営 「云々」による運営 「云々」による運営 「云々」による運営
	4 設営、児童生徒に対する啓発ツー ルクリエイト及び配布	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）
	5 教学実行に向けた出前講習等モ デル事業（「伝承人派遣事業」の 実施）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）
	6 ①研究料理が伝わる店 ②認証制度の実施	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）
	1 出前講習等モデル事業（「云々」 の実施）（「再構築」）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）
	2 伝承人の育成（「プロアップ 講習会」の実施）（「再構 築」）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）
	3 伝承人の育成（「プロアップ 講習会」の実施）（「再構 築」）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）
	4 關係団体とのネットワーク構築	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）	参考資料提出（提出） 参考資料提出（提出）

古堅茂治議員資料 出典：県HP

2021.08.13

沖縄の伝統的な食文化 食文化素材画像一覧

画像名	画像	画像番号	画像名	画像	画像番号
沖縄の食文化ロゴ・キャッチフレーズ		001 食文化ロゴ	いか墨汁		010 いか墨汁
ロゴマーク		002 食文化	ゆし豆腐		011 ゆし豆腐
琉球料理伝承人ロゴマーク		003 伝承人	ゴーヤーチャンプルー		012 ゴーヤーチャンプルー
東道盆		004 東道盆	ラッチョウチャンプルー		013 ラッチョウチャンプルー
東道盆		005 東道盆	パパイヤイリチー		014 パパイヤイリチー
行事料理		006 行事料理	クープイリチー		015 クープイリチー
ソーキ汁		007 ソーキ汁	ソーメンタシヤー		016 ソーメンタシヤー
イナムドゥチ		008 イナムドゥチ	ゴーヤーンブシー		017 ゴーヤーンブシー
中身汁		009 中身汁	ソスナバーンブシー		018 ソスナバーンブシー

2021.08.13

沖縄の伝統的な食文化 食文化素材画像一覧

画像名	画像	画像番号	画像名	画像	画像番号
ハンダマエーイ		019 ハンダマエーイ	グンポーマチ		028 グンポーマチ
ミミガーさしみ		020 ミミガーサしみ	ミヌダル		029 ミヌダル
ラフテー		021 ラフテー	裏チキニク		030 裏チキニク
足ティビチ		022 足ティビチ	クファジューシー		031 クファジューシー
ターンムディング ガク		023 ターンムディング ガク	フーチバージュ ーシー		032 フーチバージュ ーシー
ウムニー		024 ウムニー	七草がゆ		033 七草がゆ
ドゥルワカシー		025 ドゥルワカシ ー	からし菜入りか まぼこ		034 からし菜入り かまぼこ
ジーマーミ豆腐		026 ジーマーミ豆 腐	シシかまぼこ		035 シシかまぼこ
クープマチ		027 クープマチ	花いか		036 花いか

2021.08.13

沖縄の伝統的な食文化 食文化素材画像一覧

画像名	画像	画像番号	画像名	画像	画像番号
ンムクジアンダギー		037 ヌムクジアンダギー	サーダー・アンダーガー		046 サーダー・アンダーガー
ターンム唐揚げ		038 ターンム唐揚げ	花ぼうる		047 花ぼうる
クティンプラ		039 クティンプラ	クンベン		048 クンベン
ちんすこう		040 ちんすこう	よもぎ餅		048 よもぎ餅
ボーボー		041 ボーボー	三月菓子		049 三月菓子
チンビン		042 チンビン	ムーチー		050 ムーチー
あまがし		043 あまがし			
フチャギ		044 フチャギ			
チイルンコウ		045 チイルンコウ			

生徒指導提要改訂（案）

令和4年8月26日開催された「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議（第9回）」において、生徒指導提要改訂（案）について座長一任となりました。今後、デジタルテキスト化を行い、9月中を目途に改訂版を公開する予定です。

1.5 生徒指導の取組上の留意点

1.5.1 児童生徒の権利の理解

（1）児童の権利に関する条約

まず、第一は、教職員の児童の権利に関する条約についての理解です。児童生徒の人権の尊重という場合に、留意すべきは平成元年11月20日に第44回国連総会において採択された児童の権利に関する条約です。日本は、平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准し、効力が生じています。本条約における児童とは、18歳未満の全ての者を指します。本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育が行われることが求められています。

（四つの原則）

生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが大切です。それらは、第一に、児童生徒に対するいかなる差別もしないこと、第二に、児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること、第三に、児童生徒の命や生存、発達が保障されること、第四に、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていることです。関連する条文の概要是、以下のとおりです。

① 差別の禁止

児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。（第2条）

② 児童の最善の利益

児童に関する全ての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。（第3条）

③ 生命・生存・発達に対する権利

生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な

最大限の範囲において確保する。(第6条)

④ 意見を表明する権利

児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。(第12条)

いじめや暴力行為は、児童生徒の人権侵害であるばかりでなく、進路や心身に重大な影響を及ぼします。教職員は、いじめの深刻化や自殺の防止を目指す上で、児童生徒の命を守るという当たり前の姿勢を貫くことが大切です。また、安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本中の基本であり、同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域等にとって必須だと言えます

「『児童の権利に関する条約』について」文部事務次官（平成6年5月20日）では、「本条約の発効により、教育関係について特に法令等の改正の必要はないところであります。しかし、もとより、児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育が行われなければならないことは極めて重要なことであり、本条約の発効を契機として、更に一層、教育の充実が図られていくことが肝要であります。このことについては、初等中等教育関係者のみならず、広く周知し、理解いただくことが大切であります。」として、周知している。

(2) こども基本法

令和4年6月に公布された「こども基本法」は、日本国憲法及びの人々児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とし(第1条)、以下のような基本理念などが示されており、児童の権利に関する条約と併せて本法基本理念の趣旨等について理解しておくことは重要です。

(基本理念の主な記載)

- ①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。(第3条第1号)
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。(第3条第2号)

③全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。(第3条第3号) 33 34 ④全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。(第3条第4号)

「『児童の権利に関する条約』について」文部事務次官(平成6年5月20日)では、「本条約の発効により、教育関係について特に法令等の改正の必要はないところですが、もとより、児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育が行われなければならぬことは極めて重要なことであり、本条約の発効を契機として、更に一層、教育の充実が図られていくことが肝要であります。このことについては、初等中等教育関係者のみならず、広く周知し、理解いただくことが大切であります。」として、周知している。

2022 年度	会派名	日本共産党	議員名	古堅 茂治	整理番号	10	
【項目】			<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報費	<input type="checkbox"/> 広聴費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費
			<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務所費

領 収 証

No. 002508

得意先コード	お 得 意 先 名	
	古堅 茂治 殿	
2023年1月13日		
¥ 193,600-		
<small>但し 11月例会料金・一般賃用 A4×6P 350円 上記金額正に領収致しました。</small>		
内 訳	現 金	
	小 切 手	
	銀 行 振 込	
	手 形	
	相 殺	
	担当者印	取扱者印

あけぼの印刷株式会社
 〒900-0016 沖縄県那覇市前原3-11-17 F2
 TEL (098) 861-9145
 FAX (098) 861-9148

按分率	%	充当額
		193,600 円

那覇市議会 2022年11月定例会 12月9日(金) 本会議

日本共産党
那覇市議会議員

古 堅 茂 治

一般質問報告



— 質問項目 —

1. 法規範に違反した那覇市の事務処理について

真嘉比古島第一地区土地区画整理事業において、法令上必要な造成工事を完了することなく、著しく不利益、不公平を与えた那覇市の換地処分は「違法」と最高裁判所で確定した問題の解決を。

議員倫理、職員倫理、コンプライアンス、公益通報などに関する条例の早期制定を。

2. 市長の政治姿勢について

3. 教育行政・子どもの人権について

不登校問題。

名札・ネーム刺繡問題。

古堅茂治議員の11月定例会での一般質問議事録大要をお届けします。
ご意見、ご要望などをお気軽に寄せください

発行：日本共産党那覇市議団 那覇市泉崎1-1-1市役所4階 那覇市議会

☎: 862-8268 FAX 867-3170 furugen888@gmail.com

2022年那覇市議会11月定例会

12月9日(金)

一般質問

日本共産党 古堅茂治議員

○古堅茂治 議員

ハイサイ、グスーシー チューウガナビラ(皆さん、こんにちは)。オール沖縄・日本共産党の古堅茂治です。一般質問を行います。最初に、

法規範に違反した那覇市の事

務処理について。

法令を守り、法令にのっとり、公正・公平に行われるべき真嘉比古島第一地区土地区画整理事業において、法令上必要な造成工事を完了することなく、特定の地権者に他の地権者と比較して著しく不利益、不公平を与えた那覇市の換地処分は、違法との最高裁判決が2020年2月に確定しています。しかし、いまだに問題は解決していません。当事者は本市の不誠実な対応に、「解釈権限を濫用した市民いじめと憤っています。法令に違反して造成工事をやらずに、30年余も当事者を苦しめてきたのが那覇市です。法規範に違反した事業執行や判決書も曲解する市民を見下した、上から目線の独善的姿勢を自ら正すことが強く求められているのではありませんか。

○野原嘉孝 副議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

处分取消請求事件の判決は、換地処分について違法ではあるものの、同処分を「取り消すことは公共の福祉に適合しない」として、原告による取消請求そのものは棄却するいわゆる事情判決となっています。

なお、判決は、本件換地処分が取り消されないことによって、原告に「不利益が実際に生じているとは認められない」とも判示しております。他方、今後原告らにおいて負担が生じる可能性があるが、これに対しては、損害賠償金の支払いをしたり、隣地の所有権を取得した上で原告に帰属させたりといった解決方法があり得ることも判示しております。したがいまして本市といたしましては、判決文に示された内容において解決を図ってまいりたいと考えております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

情けない、自分の都合のいいところだけ取り出して答弁をしています。許せません。

那覇市は、県と国の行政不服審査で不当、最高裁判所で違法と断罪された重大性を自覚すべきです。本市議会の都市建設環境常任委員会の陳情審査の参考人質疑で、本市の区画整理事業を担当していた技術職員のO.B.は、2009年3月に沖縄県知事に弁明書を上げたこと、弁明書は当時の翁長雄志市長に説明し市長が決裁した文書で、所管部長、次長、区画整理事務所長など全員で現場を調査し、本件土地だけ唯一、造成工事をしていないことが違法であることを正しく認識していましたことを明らかにしています。この弁明書の換地処分が違法とする理由及び法令根拠は、2020年に確定した最高裁判所の判決書と同じ内容です。那覇市は、2009年当時から換地処分の違法を認識してい

たにも係わらず、過ちを改めることなく、造成工事をしなくても違法でないと最高裁判所まで争い続け、原告・当事者をはじめ続けてきました。

法令にのっとれば、区画整理事業で那覇市が自から定めた換地線に合わせて、造成工事する法的義務があるのは明々白々です。それゆえに、裁判所は那覇市の換地処分が違法と断罪したのです。そこで、質問します。

1点目、判決書では那覇市の造成工事責任を否定したのですか。

2点目、造成工事が完了しない換地処分が違法と確定した現在でも、造成工事責任は原告にあると考えていますか。

○野原嘉孝 副議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

判決文においては、「一審原告らの種々の主張は、造成工事の実施が唯一の解決方法であることを前提とするものであるところ、かかる前提を認めるに足りる的確な証拠はなく、いずれも採用することができない。」と述べられております。そのため、本市は本件解決のために必ず造成工事を行わなければならぬとの認識ではございません。また、「本換地処分は、被告において造成工事を行わないとしたのみであって、必ずしも原告に造成工事を強制するものではない」と述べられていることから、裁判においては、特に原告の造成工事責任の有無については言及していないものと受け止めております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

それでは法令に沿った適正な区画整理事業ならば、当該地は換地線に合わせて、

適正な擁壁・宅地造成工事が行われ、建物も除去されるのではありませんか。

○野原嘉孝 副議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

土地区画整理法第77条第1項は、従前の土地に存する建築物等を移転し、または除却することが必要となったときは、これらの建築物などを移転しまたは除却することができると規定されております。そのため、一般論として土地区画整理事業施行者は、事業に支障がある場合は、建築物等を移転、除却することとなります。他方、当該地は、判決文において「一審原告らの種々の主張は、造成工事の実施が唯一の解決方法であることを前提とするものであるところ、かかる前提を認めるに足りる的確な証拠はなく、いずれも採用することはできない」と述べられております。したがいまして、本市といたしましては、判決文に示された内容において解決を図ってまいりたいと考えております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

いろいろ言い訳しても差別した換地処分だと司法が違法と断定していますよ。

区画整理事業地である当該地は、造成工事をやるのが原則ではありませんか。

○野原嘉孝 副議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

当該地については、土地区画整理法第77条の規定に基づき、事業に支障のないものと判断し、移転補償されなかったものと考えております。しかし、判決にお

いては、被告は本件換地に見合った造成工事をする必要があったのであるから、被告は必要な造成工事を完了することなく本件換地処分を行ったことは違法とされました。他方、「一審原告らの種々の主張は、造成工事の実施が唯一の解決方法であることを前提とするものであるところ、かかる前提を認めるに足りる的確な証拠はなく、いずれも採用することはできない」とも述べられております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

当該地の造成工事は完了していますか。

○野原嘉孝 副議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

当該地におきましては、造成工事を行っておりません。

なお判決文においては、「一審原告らの主旨の主張は造成工事の実施が唯一の解決方法と前提とするものであるところ、かかる前提を認めるに足りる的確な証拠はなく、いずれも採用することはできない」と述べられております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

余りにもひどい、人をばかにした答弁を繰り返しています。

那覇市は最高裁判所への上告で、那覇市が造成工事をしなかったことは法令に反しないと笑止千万な主張をしていましたが、判決書では、那覇市が本件土地だけ唯一、造成工事をしなかったことは、他の地権者と比較し著しい差別であり、那覇市の換地処分は違法と厳しく断罪しています。それを受け、原告・当事者は那覇市に区画整理事業での造成工事の

実施を求めています。ところが、那覇市は判決書を先ほどの答弁のように、意図的に曲解し、那覇市が造成工事すると住民監査で市長が損害賠償を負うと主張し、造成工事を拒否しています。判決で断罪された造成工事をしなかった換地処分の違法は、造成工事をすれば解消されるではありませんか。なぜ、他の地権者の土地は那覇市が造成工事すると合法で、本件当事者の土地は那覇市が造成工事すると不当違法となり、市長に賠償責任が生じるのですか、根拠法令を示し明確に説明してください。

○野原嘉孝 副議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

判決文においては、「一審原告らの種々の主張は、造成工事の実施が唯一の解決方法であることを前提とするものであるところ、かかる前提を認めるに足りる的確な証拠はなく、いずれも採用することができない。」と述べられております。

そのため、本市は本件解決のために必ず造成工事を行わなければならぬとの認識ではありません。顧問弁護士へ相談する中で、原告が求めている造成工事の実施については司法の判断を超えるのではないかと、そういった場合に住民監査請求についても危惧されるということをアドバイスいただいているところでございます。

したがいまして本市といたしましては、判決文に示された内容において解決を図ってまいりたいと考えております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

判決書を意図的に曲解して、市民いじ

めを続けるのは、違法判決を受けた那覇市にとって恥の上塗りでしかありません。

この沖縄県の採決書では、換地処分不当を解決する方法として、那覇市が換地線から擁壁を造り替える工事を行うことなどにより補填できると、指摘されてい

るのではありませんか。

○野原嘉孝 副議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

県の採決書は、本件審査請求を棄却するが那覇市が行った換地処分は不适当であるとの事情採決となっております。その中で、本件処分が取り消されない……

(議場より発言する者あり)

経済的損失に比べれば僅少であり、処分庁が擁壁を造り替える工事を行うことにより、それを補填することは十分可能と考えられますと記述されております。これにより、当時本市より請求人に対し、擁壁工事の申し出がなされたものと考えておりますが協議が整わなかつたものと認識しております。

なお本件においては、その後請求人により換地処分取消請求訴訟が起こされ、令和2年2月に判決が確定しております。

本市といたしましては、当該判決文に示された内容において解決を図ってまいりたいと考えております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

休憩お願いします。

○野原嘉孝 副議長

休憩します。

(休憩)

(再開)

○野原嘉孝 副議長

再開いたします。

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

造成工事すれば、違法の問題は解決します。

モニター資料を御覧ください。

(モニター使用) ①

本市議会で全会一致採択された那覇市行政執行における法令遵守の尊重と法令解釈検証体制の整備についての陳情書です。市議会の全会一致の指摘にどう対応しましたか。

○野原嘉孝 副議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

令和3年2月定例会において那覇市行政執行における法令遵守の尊重と法令解釈検証体制の整備についての陳情が採択されたことにつきましては、大変重く受け止めております。令和3年5月19日に総務部長、企画財務部長、まちなみ共創部長連名で、陳情内容に対する市の対応の考え方、方向性及び委員会審査の際にいただいた御意見について府内にて周知を行ってまいります。

今後も、より緊張感を持って法令遵守や適正な行政執行、内部統制を図ってまいりたいと考えております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

解決が長引いている問題は、答弁にも見られるように、法令を正しく解釈できない、過ちを過ちとして自ら是正しない、判決書を曲解するなど、市民を見下す、議員をも見下す、上から目線の那覇市の独善的組織体質にあるのではありませんか。

○野原嘉孝 副議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

本市が行った行政処分が違法という結果を重く受け止め、当事者の方、そして当該事件に関わる御親族の皆様に大きな御負担をおかけしたことを、心よりおわりを申し上げます。

今後は、より緊張感を持って法令遵守や適正な行政執行、内部統制を図ってまいります。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

判決書は主文に拘束力があり、理由書に拘束力はありません。ここにも那覇市の解釈の誤りがあります。行政不服審査の国の裁決書、さらに、最高裁判所の判決書には那覇市が本件土地だけ唯一、造成工事しなかったことが不当で違法と指弾しています。何よりも、那覇市が造成工事責任はないと強固に主張した最高裁判所への上告は門前払いとなっています。そこで、換地処分の解決方法として、那覇市が造成工事することが、最も妥当で最善な解決方法であり、何ら不当違法支出に当たらない、住民監査でも不当違法支出に当たりません。このことは、本議場の議員の皆さんも、市民も理解できているのではないでしょうか。30年余りの長きにわたり、那覇市の違法に苦しめられてきた原告・当事者に、さらに裁判をするよう仕向けることは、常に相手の立場に思いを寄せ、声に耳を傾け、解決に最善を尽くす市政の基本方針に反するではありませんか。

○野原嘉孝 副議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

本件事件の判決は、いわゆる事情判決となっております。判決におきましては、

隣地の所有権を取得した上で原告方に帰属させるといった賠償金の支払いをしたりといった方法があり得ることを判時しております。現在、解決方法については原告の主張と本市の考えに乖離があります。

本市といたしましては、当該損害の有無及び本市の賠償責任の有無などにつきましては、損害に対する補填を公金で支出することを考慮しますと、司法的判断に委ねられるのが相当であり、当該司法判断に基づき適切に対応したいと考えております。

なお、令和4年11月15日にはセカンドオピニオンの弁護士にも助言を求めたところ、これまでの方針を見直すのではございませんでした。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

那覇市は、この違法判決確定を受けて、当事者に市長と副市長が直接会って謝罪していますか。

○野原嘉孝 副議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

本市はこれまで市議会において、複数回、城間市長より当事者に対するおわびを申し上げたところです。また、令和3年1月には、城間市長名の文書においても謝罪申し上げているところでございます。

なお、当事者の方への直接謝罪については、判決の確定後、当時の担当部長が当事者の方へ面会した際に行っております。

野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

市長と副市長は当事者に謝罪もしていません。ここにも上から目線の独善的姿勢が表れています。本当に情けない恥ずかしい姿勢です。これが市民に寄り添うという行政のプロの仕事なのでしょうか。人の道にも反しています。

そこで、行政としてあり得ない重大ミスを犯した恥すべき那覇市の違法換地処分事件に、知念市長は、これまでどう係わってきたのか、どう責任を感じているのか。答弁を求めます。

○久高友弘 議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

本件換地事件につきましては、その都度市長、副市長に報告し、内容を確認していただいているところでございます。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

知念市長は、宇根良也議員への答弁で、私はこれまで、那覇市役所職員として30年、副市長として2期7年半、那覇市で勤務してきた。様々な行政経験を積み、多くの課題に真摯に向き合う中で、常に相手の立場に思いを寄せ、声に耳を傾け、解決に最善を尽くしてきたと明言しています。

知念市長、違法と断罪された換地処分を真摯に反省して、当事者に直接謝罪し、当事者の立場に思いを寄せ、要望も伺い、解決に向けて最善を尽くすべきではありませんか。

○野原嘉孝 副議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

本市の行った行政処分が違法という結果を重く受け止め、当事者の方、そして

当該事件に関わる御親族の皆様に大きな御負担をおかけしたことを心よりおわび申し上げます。

本市といたしましては、本件事件の判決文に示された内容において解決を図つてしまいりたいと考えております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

市長の答弁を求めます。

○野原嘉孝 副議長

知念覚市長。

○知念覚 市長

お答えいたします。

先ほどから、私が副市長の頃、どういう関わりがあったかということから始めたいと思うんですけども、この件につきましては、やはり判決が出た後に何らかの解決方法がないかということで、御本人とお話ししたことがあります。そのときにもあまりにも主張がかけ離れていたということで、その根拠としてやはりこの判決文だったわけなんですね。

先ほどから部長が述べているように、この判決文を逸脱するような公金の支出というのは、逆に住民監査請求のものになると。そういうものも含めて今後深い話し合いというのをもっと進めていかないといけない。私はそれをしっかりと見ながら、解決に向けて努力していきたいというふうに考えております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

市長として謝罪をしていない那覇市に大きな問題があることは明らかです。

通告の2は取下げます。

憲法15条では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者では

ない。」と規定されています。この原点に那覇市全体、市職員、市の幹部も立ち返るべきです。「過ちては改むるに憚ること勿れ」、法令を守り、法令にのつって、公正公平に事務処理できる透明な市政運営が求められています。那覇市の市民を見下した、議員をも見下した独善的姿勢、法令違反の誤りを直ちに是正すべきです。再発防止、内部統制を確立強化すべきです。

次に、本市の監査委員による監査で指摘された法令違反、不適正な事務処理の状況を伺います。

○野原嘉孝 副議長

渡口勇人代表監査委員

○渡口勇人 代表監査委員

本市の監査委員では、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務処理の執行に関する定期監査を実施しておりますが、指摘事項等を件数は直近の5年間では96件となっております。

その内訳は、重大な違法、不当及び不正の状況である指摘事項は0件、改善を要する悪い状況である是正事件が14件、好ましくない状況である注意事項は75件、その他、要望事項が7件となっております。

以上です。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

この状況を監査としてどう捉えていらっしゃるか。

○野原嘉孝 副議長

渡口勇人代表監査委員

○渡口勇人 代表監査委員

私が監査委員として監査した中では、本市の職員の事務処理能力は優れているものを感じているところでございます。

先ほど答弁いたしましたが、重大な違法、不当及び不正の状況である指摘事項はなかったものの、一方で改善を要する悪い状況である是正事項は14件あり、関係規則等によらない不適切な事務処理が市民サービスにも影響することがあることから、一監査委員としては憂慮している部分もございます。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

適正な事務処理、リスク管理、内部統制、監査委員の役割は大きいものがあります。頑張ってください。モニター資料を御覧ください。

(モニター使用) ②

那覇市不当要求行為等の防止に関する要綱、議員倫理、職員倫理の条例と制定状況です。最高裁判所で違法と断罪された那覇市でこそ、その重大性を真摯に総括し、議員倫理、職員倫理、コンプライアンス、公益通報などに関する条例を急いで制定すべきです。対応を伺います。

○野原嘉孝 副議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦 総務部長

本市の対応といたしましては、公益通報を例に挙げますと、平成21年3月に那覇市外部公益通報事務手続要領を、翌年3月に那覇市職員等の公益通報に関する要綱を策定しております。

議員御提案の条例制定に限らず、適正な事務の執行の確保に向け、どのような手法が望ましいのか、他市の状況もしっかり確認してまいりたいと考えております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

不透明な牧志公設市場衣料部・雑貨部の売却問題、この違法換地処分事件、議会でも問題の指摘が相次いでいます。

法規範遵守、公平公正、透明性、健全性のある行政執行のためにも、職員を守るためにも、議員倫理、職員倫理、コンプライアンス、公益通報、窓口設置、行政オンブズマン、内部統制などの取組の強化と体制の拡充が求められています。対応を伺います。

○野原嘉孝 副議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦 総務部長

先ほど御答弁申し上げましたとおり、まずは職員倫理、コンプライアンス等につきましてどのような規定の在り方が望ましいのか、これが先にあろうかと考えております。これらを見極めた上で今後の対応としてまいりたいと考えております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

市長の政治姿勢について質問します。

知念市長は、去る市長選挙で、第一牧志公設市場建設工事、新那霸市立病院建設の設計工事、牧志公設市場衣料部・雑貨部の売却、とまりん、那霸市地域包括支援センターなど、本市が実施している事業に関わりのある企業や関係者から支援を受けています。倫理や公正公平、透明性、健全性のある市政運営から問題があるのではありませんか。

○野原嘉孝 副議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦 総務部長

今回の選挙戦に際しましては、市民目線の視点で幅広い御支援を依頼したところでございます。

その結果、即戦力としての期待と、市民のために、市民と共にという思いが、政党、団体、企業、そして多くの市民の皆様に共感を得たものと考えております。

今後の市政運営にあっては、これは極めて当然のことではございますが、公正公平な行政執行の観点から、これらとは区別して取り組んでいかれるものと考えております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

市と関係のある業者、関係者との癒着、飲食などは収賄、贈賄などにつながる危険性が内包しています。職員を守る清潔、公正な市政運営が求められています。

次に、反社会的カルト集団・統一教会と自民党との根深い癒着が大きな批判を受けている中で、自民党公認として自ら立候補した参院選挙で統一教会関連団体から推薦・支援を受けていた人物、辺野古新基地建設を容認・推進を初めて公約した人物をあえて副市長に提案した理由を明らかにしてください。

○野原嘉孝 副議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦 総務部長

本市副市長の定数は2人であるところ、1人が空席となっており、早急な執行体制の強化が求められるところでございました。

それに当たり、今回の副市長の人選を進めましたところ、総務省勤務や地方自治体の財政課など国と地方の行政経験を持つほか、民間での経験を評価し、即戦力として古謝氏が最適であると判断した経緯がございます。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

教育行政、子どもの人権について。

本市の不登校の状況を伺います。

○野原嘉孝 副議長

名嘉原安志教育委員会学校教育部長。

○名嘉原安志 教育委員会学校教育部長

お答えいたします。

令和3年度に学校を30日以上欠席した市立小中学校の不登校児童生徒数は、小学校421人、中学校561人の計982人で、10年前と比較すると2.51倍となっております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

モニター資料を御覧ください。

(モニター使用) ④

文部科学省の小学校学習指導要領解説での不登校に対する考え方です。本市の不登校に対する取組と課題を伺います。

○野原嘉孝 副議長

名嘉原安志教育委員会学校教育部長。

○名嘉原安志 教育委員会学校教育部長

お答えいたします。

不登校児童生徒への取組につきましては、心理士等によるアセスメントに基づく個々に応じた支援を行うとともに、登校復帰だけではなく、児童生徒の社会的自立を踏まえた支援を継続して実施しております。

また、年度初めには市立小中学校を訪問し、登校渋りや不登校の早期発見、早

期対応につながるよう学校現場を支援しております。

その他、那覇市登校支援リーフレットを配布し、不登校児童生徒への支援の周知を図るとともに、教育相談支援員を配置し、不登校及び登校渋りの児童生徒や保護者への支援を行っております。

課題につきましては、小学校において不登校児童の低年齢化や長期化の傾向が見られることが挙げられます。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

高く評価いたします。

増え続ける不登校問題、当事者に寄り添った施策のさらなる拡充が必要と考えます。見解を伺います。

○野原嘉孝 副議長

名嘉原安志教育委員会学校教育部長。

○名嘉原安志 教育委員会学校教育部長

お答えします。

不登校児童生徒への支援につきましては、遊び・非行傾向の児童生徒が対象のきら星学級事業、心理的・情緒的不安定による児童生徒が対象のあけもどろ学級事業、学習意欲のある児童生徒を対象に学習支援を行っているていんぱう事業、準要保護家庭の児童生徒を対象に様々な体験活動を行っているむぎほ学級事業があります。

教育委員会としましては、引き続き不登校児童生徒に対し、教育相談や自立支援、学習支援等を通して社会的自立に向けた取組を行ってまいります。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

頑張ってください。

市立中学校での名札・ネーム刺しゅう

の状況を伺います。

○野原嘉孝 副議長

名嘉原安志教育委員会学校教育部長。

○名嘉原安志 教育委員会学校教育部長

お答えします。

令和4年度、名札を着用している市立中学校は4校でございます。登校後に校内で名札を着用しております。

また、制服などにネーム刺しゅうを入れている学校は14校になります。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

名札・ネーム刺しゅうは、個人情報、子供の安全の問題から見直すべきです。対応を伺います。

○野原嘉孝 副議長

名嘉原安志教育委員会学校教育部長。

○名嘉原安志 教育委員会学校教育部長

お答えします。

市立中学校の中には、防犯上の観点から、制服に氏名の刺しゅうをすることを見直している学校がございます。

教育委員会としましては、名札・ネーム刺しゅうについては、学校内の指導上の利点と学校外での防犯上の課題の両面がございますので、各中学校と連携して協議を重ねてきたいと考えております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

ぜひ見直しを進めてください。

子どもの権利条約に関する全国での制定状況と本市の取組を伺います。

○野原嘉孝 副議長

新垣淑博こどもみらい部長。

○新垣淑博 こどもみらい部長

インターネット等からの情報となります。本年4月現在で、61自治体が子どもの権利条例を制定していることを承知しております。

次年度、国によりこども基本法に基づくこども大綱が定められる予定となっており、市町村は大綱を勘案し、市町村こども計画を定めるよう努めるもとなっていることから、国の動向等も捉え、本市の子どもの権利条例との役割分担や関連性等も整理し、制定に向けた作業を進めてまいりたいと考えております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

頑張ってください。終わります。

陳情	受理番号	145	受理年月日	令和2年8月28日	付託委員会	総務
件名	那覇市行政執行における法令遵守の尊重と法令解釈検証体制の整備について					

件名

那覇市行政執行における法令遵守の尊重と法令解釈検証体制の整備について

陳情趣旨

- 1 那覇市は職員に対し法令遵守の意識の向上及び法令解釈能力を高めること。
- 2 那覇市は法令の適正執行の組織検証体制を整えること。
- 3 那覇市は法令違反の行政処分等の事務処理が発覚したら、被処分者等、市民及び那覇市議会に公表し、自ら行政処分等を取り消し、正しい法執行を行うこと。

陳情の理由

地方自治体は行政運営の基本原則として、地方自治法第2条第1項第⑩号で、「地方自治体は法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定している。地方自治体の長は、市民の生命、暮らし及び財産に係る様々な権限を法律及び条例から授権し、行政執行権限を付与されている。このことから、法律を遵守することなく行政執行権行使すると、直ちに市民の権利等が侵害されるので、行政運営の基本原則として法令遵守を定めている。

平成28年(行ウ)第14号換地処分取消事件(以下「本件事件」という。)について、那覇市は土地区画整理法の解釈を最高裁判所まで争い、那覇市の上告申し立ては不受理(門前払い)となり、那覇市の換地処分は法律違反と確定した。

本件事件について、原告である当方は、当初から那覇市の土地区画整理法解釈は明らかな都合の良い恣意的解釈で、他の地方自治体では争う案件でないと、再三指摘してきた。しかし、那覇市は、当方の指摘を一顧だにせず、那覇市の解釈は絶対正しいと、沖縄県の行政不服審査の「不当裁決」、国土交通省の再審査請求の「不当裁決」、那覇地方裁判所の「違法判決」及び福岡高等裁判所那覇支部の「違法判決」を、正しく検証することなく、最高裁判所まで法律解釈を争い、結果的に那覇市の法律解釈の違法が確定した。

土地区画整理法において、従前地境界線は民事関係で、土地区画整理では一端は白地化し、従前地境界線と関係なく換地されること、換地事業者（那覇市）が換地処分境界線に沿って全ての「宅地」造成工事完了後に換地処分を行うことは法律解釈として常識である。また、土地区画整理事業の宅地造成工事において、擁壁が伴う造成工事は、土地と擁壁は一体として整備されることも常識である。

このように、当初から争う案件でないことを、那覇市は問題発覚から最高裁まで約30年間も争った。那覇市は何ら法律上の争いでないにも関わらず、虚偽の事実を作り上げ恣意的に法律解釈を行った。

本件事件から、那覇市は基礎的法律解釈能力が欠如していること、自らの法律解釈が正しいのか否か、検証する内部組織体制の整備が不十分であること、間違いに気がついても自浄能力がないこと等、明らかである。

本件事件は、他の地方自治体では、当初から争いにならない案件である。

通常なら、当方が那覇市の解釈の間違いを指摘した時点で、那覇市の法律解釈を検証すべきであった。また遅くとも、行政不服審査請求における沖縄県知事の「不当裁決」があった時点で、真摯に那覇市の法律解釈を検証すべきであった。

今後、那覇市職員には法令遵守の意識の向上及び法令解釈能力の向上が求められる。また同時に、那覇市組織内部における法令解釈の検証体制の整備が求められる。

これらの事項が見直されないと、再度、容易に法令違反の解釈及び行政執行が行われ、市民の権利等が不当・違法に侵害される恐れが十分にある。

そこで、那覇市政の適正・適法な行政執行を監視する那覇市議会において、市民の権利侵害を防ぐ観点から、那覇市長に対し、上記の決議を行うことを陳情する。

以上

議会陳情決議文（案）

件名 那覇市における法令遵守の尊重と法令解釈検証体制の整備等について

地方自治法第2条第⑯号は、地方自治行政の基本原則として、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と、法令順守を定める。その趣旨は、地方公共団体の長は、市民の生命、財産、暮らし全般に係る行政執行権を法律から授権しており、法令違反の事務は直ちに市民の権利を侵害することから、市民の権利保護のため法令順守を行政の基本原則と定めている。

地方自治体が法令順守の事務を行うには、組織体として法令を正しく解釈運用する能力を有することが基本である。そのため、行政事務を具体的に執行する職員が、法令解釈能力を有し保持する組織体制の構築は不可欠である。

今般の「那覇市換地処分違法事件」は、問題発覚から約30年、行政不服審査請求から最高裁判所への那覇市上告不受理決定まで、約22年間で、那覇市の法令解釈が間違いであることが確定した。

本件事件の法律上の争点は、土地区画整理法では何ら争点ではない。那覇市が法令を解釈する基礎的能力を有していれば、当初から争う案件ではない。

那覇市は基礎的法令解釈能力が不足していること明らかである。

また、那覇市は行政不服審査の沖縄県及び国土交通省の採決書で換地処分が「不当」と判断されたにも関わらず、改めて法令に照らし検証することを怠った。行政不服審査制度は、不当・違法な行政処分から個人の権利救済保護を目的に簡易迅速な審査を行い、行政処分の過ちを行政自ら検証し適正適法な行政処分を行う制度である。通常、行政不服審査で不当採決が判断されると行政処分を自ら検証することを行う。しかし、那覇市は那覇市独自な法律解釈を検証することなく、いたずらに最高裁まで那覇市独自な法律解釈を争った。

更に、職員内部から正しい法令解釈に基づき、換地処分の過ちを指摘し換地処分の見直しを提言したにも関わらず、那覇市独自の法令解釈に拘泥し、正しい法令解釈を約30年間の長きにわたり行わなかった。

以上のような那覇市の法令解釈及び執行体制を検証すると、那覇市は地方自治法第2条第⑯号の法令順守に課題があること明らかである。

ここに那覇市民の権利保護の観点から、以下の事項を那覇市に対し求める。

記

- 1 那覇市は職員に対し法令遵守の意識の向上及び法令解釈能力を高めること。
- 2 那覇市は法令の適正執行の組織検証体制を整えること。
- 3 那覇市は法令違反の行政処分等の事務処理が発覚したら、被処分者、市民及び那覇市議会に公表し、行政処分等を取消す等、正しい法執行を行うこと。

古堅茂治議員資料 2 出典:当局資料・各HPより

那覇市不当要求行為等の防止に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の事務事業又は職員に対するあらゆる不当要求行為及び暴力的不当要求行為(以下「不当要求行為等」という。)に対し、組織的取組を行うことにより、当該事案に適切に対処し、もって職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

(不当要求行為等の定義)

第2条 この要綱において不当要求行為等とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為
- (2) 正当な理由もなく、職員に面会を強要する行為
- (3) 亂暴な言動により職員に身の安全の不安を抱かせる行為
- (4) 正当な権利行使を装い、又は社会的相当性を逸脱した手段により機関誌及び図書等の購入、工事計画の変更、工事の中止、下請参入並びに法外な補償等を不当に要求する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の保全、庁舎等における秩序の維持及び事務事業の執行に支障を生じさせる行為
- (6) その他前各号に準ずる行為

(不当要求行為等防止対策委員会の設置)

第3条 不当要求行為等の防止に関する基本となるべき対策事項を審議するため、不当要求行為等防止対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市民文化部担当副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、市民文化部長をもって充てる。
- 4 委員会の委員は、市長、上下水道事業管理者及び教育長以外の府議の構成員及び議会事務局長をもって構成する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

- 2 委員長が必要と認める場合は、委員会の会議に委員以外の者の参加を求める

ことができる。

- 3 委員長は、緊急に不当要求等の対策を協議検討する必要があると認めるときは、副委員長、一部の委員の参加により委員会を開催し、協議検討することができる。

(委員会の所掌事項)

第6条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 不当要求行為等の実態把握及び対策事項の審議
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 不当要求行為等の未然防止及び啓発事業
- (4) その他委員会が必要と認める事項

(幹事会)

第7条 委員会の所掌事務の具体的な調査検討を行うため、委員会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は市民文化部長を、副幹事長は市民文化部副部長をもって充てる。
- 4 幹事は、那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)(以下「市事務分掌規則」という。)第2条第1項に規定する副部長をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を代表する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が召集し、議長となる。
- 8 幹事長は必要と認めるときは、協議事項に応じて関係する部局の幹事のみを招集して幹事会を開催することができる。

(作業チーム)

第8条 幹事会は、対策会議の所掌事務について、専門的な調査検討を行うために必要があると認められるときは、幹事会の下に作業チームを置くことができる。

- 2 前項の作業チームに、必要に応じ幹事長が作業チームを指名することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民生活安全課において処理する。

(委任)

第10条 第4条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(不当要求行為等防止責任者)

第11条 職場における不当要求行為等による被害を防止するため、各課等に不当要求行為等防止責任者(以下「責任者」という。)を置き、市事務分掌規則第2条第2項に規定する課長をもってこれに充てる。

(不当要求行為等への対応)

第12条 不当要求行為等に対しては、複数の職員で対応するものとする。

2 職員が不当要求行為等に対応する場合は、き然とした態度で冷静に対応し、その内容を記録するものとする。

(不当要求行為等発生事件の報告)

第13条 職員は、不当要求行為等を受け、又は不当要求行為等に関する事象を知ったときは、直ちに責任者に報告するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、責任者への報告に代えて、直接庶務担当課(市民生活安全課をいう。以下同じ。)に口頭又は文書で報告することができる。

- 2 前項の場合において、責任者及び庶務担当課は、職員のプライバシーに関しては、慎重に取り扱うものとする。
- 3 責任者は、所管する業務に関して不当要求等が発生し、又はそのおそれがあると認めたときは、直ちに警告、退去命令、排除等必要な措置を講じ、不当要求行為等発生報告書(別記様式)により速やかに委員会の委員長に報告しなければならない。ただし、責任者が報告する必要がないと判断した場合は、その限りでない。
- 4 委員会の委員長は、前項に規定する報告を受けたときは、必要に応じて警察等関係機関に通報するとともに委員会を招集し、対応体制、対応方針等を早急に協議検討しなければならない。この場合において、関係する職員のプライバシーに関しては、慎重に取り扱うものとする。

四日市市議会ハラスメントの防止等に関する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第1号

四日市市議会ハラスメントの防止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、議員間又は議員と職員との間におけるハラスメントの防止及び排除のために必要な事項を定め、市民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント パワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、ジェンダーハラスメントその他個人の人格若しくは尊厳を害し、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は個人の職務環境を害する行為をいう。

(2) 職員 市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間又は議員と職員との間において生じた問題について適用する。

(議長の責務)

第4条 議長は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならぬ。

2 議長は、ハラスメントの防止等に関する行動指針を定め、周知徹底を図るとともに、ハラスメントに関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。

(議員の責務)

第5条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止等に関する行動指針を遵守することにより、ハラスメントの防止

及び排除に努めなければならない。

- 2 議員は、ハラスメントが行為者の意図とは関係なく生じ得ること及び議員と職員が特殊な関係にあることを自覚し、他の議員及び職員を個人として尊重することを通じて、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。
- 3 議員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、自ら誠実な態度を持つて事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。
- 4 議員は、ハラスメントに当たる行動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該行動を行っている者に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めなければならない。

(プライバシーの保護)

第6条 議員及び職員は、ハラスメントの当事者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(研修等)

第7条 議長は、ハラスメントの防止及び排除を図るために必要な研修等の実施に努めなければならない。

(継続的な検討)

第8条 議会は、この条例の定める事項について検討を加える必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議会事務局議事課)

大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例

平成 21 年 12 月 16 日条例第 34 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 職員倫理等（第 3 条—第 8 条）
- 第 3 章 大分市公正職務推進委員会及び大分市公正職務審査会（第 9 条—第 13 条）
- 第 4 章 公益通報に係る措置（第 14 条—第 21 条）
- 第 5 章 不当要求行為への対応（第 22 条・第 23 条）
- 第 6 章 不利益な取扱いの禁止等（第 24 条—第 27 条）
- 第 7 章 雜則（第 28 条・第 29 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、職員の法令遵守の推進及び倫理の保持を図り、市政における公正な職務の執行を確保することにより、市民の負託に応え、市民に信頼される公平かつ公正で透明な市政を確立し、もって市民の利益の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員並びに同条第 3 項第 3 号に規定する嘱託員をいう
- (2) 職員等 次に掲げる者をいう
 - ア 職員又は職員であった
 - イ 本市の事務又は事業を本市以外の者に委託し、又は請け負わせる場合における当該事務又は事業に従事する
 - ウ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合その他法令の規定に基づき本市の事務又は事業を本市以外の者に行わせる場合における当該事務又は事業に従事する
- (3) 法令 法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)並びに条例及び規則(法律に基づく規程を含む。)をいう
- (4) 通報対象事実 職員の職務の執行における事実であって、法令に違反す

るものという

(5) 公益通報 職員等が通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合において、不正を防止するため大分市公正職務推進委員会又は大分市公正職務審査会に対して行う通報をいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行う通報を除く

(6) 公益通報者 公益通報をした職員等をいう

(7) 不当要求行為 次に掲げる行為をいう

ア 職員の職務に関し、その地位を利用し、又はその権限に基づく影響力を行使して、職員の公正な職務の執行を妨げる次に掲げる事項を求める行為

(ア) 許認可その他の行政処分に関し、合理的な理由なく特定の者に対して有利又は不利益な取扱いをすること

(イ) 入札の公正を害し、又は公正な契約事務の執行を妨げること

(ウ) 人事(職員の採用、昇任、降任、転任等をいう。)に関し特定の者に対して有利又は不利益な取扱いをすること

(エ) 職務上知り得た秘密を漏らすこと

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、合理的な理由なく特定の者に対して有利又は不利益な取扱いをすることその他職員の公正な職務の執行を妨げること

イ 暴力、乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為

(8) 調査協力者 公益通報、不当要求行為等に関し、この条例の規定により行う調査に協力した者をいう

第2章 職員倫理等

(職員の基本的な心構え)

第3条 職員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でないことを深く自覚し、公正な職務の執行に当たるとともに、公共の利益の増進を目指して職務を執行しなければならない。

2 職員は、職務の執行に当たっては、全力を挙げてこれに専念するとともに、事務処理に際しては、効率的な運営により最大の効果を挙げるよう、常に心掛けなければならない。

3 職員は、常に法令を遵守するとともに、自らの行動が公務の信用に影響を及ぼすことを深く認識し、市民から信頼される職員であるよう、公務員として

の資質の向上及び倫理の高揚に努めなければならない。

(職員の責務)

- 第4条 職員は、公私の別にかかわらず、本市職員としての職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 2 職員は、その職務又は地位を自ら又は自らの属する組織の私的利害のために利用してはならない。
- 3 職員は、職務上利害関係のある特定の業者、個人等との接触に当たっては、中元、歳暮、せん別、謝礼その他いかなる名目においても、贈答、会食、遊戯その他の規則で定める市民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならない。
- 4 職員は、その職務の執行に関し十分な説明責任を果たすとともに、不当要求行為があったときは、これを拒否する等適切に対応しなければならない。

(市の責務)

- 第5条 市は、職員の法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保を図るため必要な体制を整備しなければならない。

(任命権者の責務)

- 第6条 任命権者は、職員の法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保に資するため研修その他必要な措置を講じるとともに、公益通報、不当要求行為又は第24条に規定する公益通報者等に係る不利益な取扱い(以下「公益通報等」という。)に関し適切に対応しなければならない。

(管理監督者の責務)

- 第7条 管理監督者(職員を管理し、又は監督する地位にある職員をいう。)は、その管理し、又は監督する職員の法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保について適切な指導を行うとともに、自ら職員の模範となるよう行動しなければならない。

(市民等の協力)

- 第8条 市民等(市民その他職務の執行に關係する者をいう。)は、この条例の目的を理解するとともに、職員の法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保について協力するよう努めるものとする。

第3章 大分市公正職務推進委員会及び大分市公正職務審査会 (大分市公正職務推進委員会)

第9条 職員の法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保に関し、次に掲げる事項の調査等を行うため、大分市公正職務推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

- (1) この条例の規定によりその所掌とされた事
 - (2) その他市長が必要と認める事
- 2 推進委員会の委員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(推進委員会の委員の責務)

第10条 推進委員会の委員は、公正かつ迅速にその職務を執行しなければならない。

- 2 推進委員会の委員は、自らが関与することによりその職務の公正な執行に支障を生ずるおそれのある公益通報等についての措置に関わることができない。

(大分市公正職務審査会)

第11条 職員の法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保に関し、次に掲げる事項の調査、審査等を行うため、大分市公正職務審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- (1) この条例の規定によりその所掌とされた事
 - (2) その他市長が必要と認める事
- 2 審査会は、職員の法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保に関する重要事項について、市長に建議することができる。
- 3 審査会は、委員3人以内をもって組織する。
- 4 審査会の委員は、人格が高潔で、法令に関し高い識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 審査会の委員は、国會議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。
- 6 審査会の委員の任期は、3年とする。
ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審査会の委員は、再任されることができる。
- 8 市長は、審査会の委員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき、又は審査会の委員に職務上の義務違反その他審査会の委員として

ふさわしくない行為があると明白に認められるときは、その職を解くことができる。

- 9 審査会は、第15条第1項及び第18条第2項(第23条及び第26条において準用する場合を含む。)の調査の実施に当たっては、審査会が指名する委員にこれを行わせることができる。

(審査会の委員の責務)

- 第12条 審査会の委員は、公正かつ迅速にその職務を遂行しなければならない。
- 2 審査会の委員は、自らが関与することによりその職務の公正な遂行に支障を生ずるおそれのある公益通報等についての措置に関わることができない。
- 3 審査会の委員は、その職務上の地位を政党その他の政治的団体又は政治的目的のために利用してはならない。
- 4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(推進委員会及び審査会に係る規則への委任)

- 第13条 この章に定めるもののほか、推進委員会及び審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 公益通報に係る措置

(公益通報の方法)

- 第14条 職員等は、公益通報をするときは、規則で定めるところにより、推進委員会又は審査会に対し、通報書を提出することにより行わなければならぬ。この場合において、職員等は、自己の氏名を明記しなければならない。
- 2 前項後段の規定にかかわらず、自己の氏名を明記せずに通報書を提出しようとする職員等は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由又は資料を示さなければならない。

(通報対象事実の調査)

- 第15条 通報書の提出を受けた推進委員会又は審査会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、直ちに当該通報書に記載された事実についての必要な調査を実施するものとする。この場合において、推進委員会又は審査会が必要があると認めるときは、当該調査の対象となる者の同意を得て、事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地に調査することができる。
- (1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的

でなされた通報であることが明らかな場合

(2) 通報書に記載された事実が通報対象事実に該当しないことが明らかな場合

(3) 通報書に記載された事実が極めて不明確であり、当該通報書を提出した職員等に説明を求めたにもかかわらず当該事実の内容が把握できない場合

2 前項の調査の対象となる者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。ただし、職員については、正当な理由がある場合を除き、当該調査を拒んではならない。

3 第1項の調査は、公益通報者及び調査協力者の秘密を保持し、これらの者の保護を図るよう留意するとともに、利害関係者の秘密、信用、名誉等に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法により実施されなければならない。

4 推進委員会は、第1項の規定により調査を実施する場合において、提出を受けた通報書に記載された事実に市長その他の任命権者又は推進委員会の委員が関与していると思料され公正な調査等を実施することができないと認めるとき、その他審査会において同項の調査を実施することが適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、審査会に同項の調査を実施することを求めることができる。

5 審査会は、第1項の規定により調査を実施する場合において、提出を受けた通報書に記載された事実に市長その他の任命権者又は推進委員会の委員が関与していると思料する場合を除き必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、推進委員会に同項の調査を実施することを求めることができる。

6 推進委員会又は審査会は、通報書に記載された事実が第1項各号のいずれかに該当すると認め同項の調査を実施しないこととしたときは、当該調査を実施しない旨及びその理由を、推進委員会にあっては市長又は当該事実に係る任命権者(以下「市長等」という。)及び審査会に、審査会にあっては市長等に報告しなければならない。

(推進委員会からの報告に基づく是正措置等)

第16条 推進委員会は、前条第1項の調査の結果、公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、その旨及び調査の内容を市長等及び審査会に報告しなければならない。

2 市長等は、前項の規定による報告を受けたときは、その概要を公表するとともに、当該公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正のために必要な措置、法令に基づく措置、再発防止のために必要と認める措置その他の適切な措置(以下「是正措置等」という。)を採り、かつ、当該是正措置等の内容を

審査会に報告するものとする。

- 3 市長等は、前項の規定により概要を公表するときは、公益通報者及び調査協力者の秘密を保持し、これらの者が特定されないよう留意するとともに、あらかじめ、これらの者及び利害関係者の意見を聴くものとする。この場合において、市長等は、当該意見に基づき、通報対象事実に係る被害者からの公表の不同意その他特別の事情があると認めるときは、当該通報対象事実の全部又は一部を公表しないことができる。
- 4 推進委員会は、前条第1項の調査の結果、公益通報に係る通報対象事実がないこと、当該通報対象事実の存否が明らかでないこと等により、是正措置等を探る必要がないと認めるときは、その旨及び調査の内容を市長等及び審査会に報告しなければならない。

(審査会からの勧告に基づく是正措置等)

第17条 審査会は、第15条第1項の調査の結果、公益通報に係る通報対象事実があると認めるとときは、是正措置等を探ることを市長等に勧告するものとする。

- 2 市長等は、前項の規定による勧告を受けたときは、その概要を公表するとともに、是正措置等を探り、かつ、当該是正措置等の内容を審査会に報告するものとする。
- 3 前条第3項の規定は、市長等が前項の規定により公表する場合について準用する。
- 4 審査会は、第15条第1項の調査の結果、公益通報に係る通報対象事実がないこと、当該通報対象事実の存否が明らかでないこと等により、是正措置等を探る必要がないと認めるときは、その旨及び調査の内容を市長等に報告しなければならない。

(審査会からの勧告に基づく再度のは是正措置等)

第18条 審査会は、第15条第6項の規定による報告を受けた場合において、同条第1項の調査を実施しないことが不適当であると認めるときは、推進委員会に当該調査を実施することを求めることができる。

- 2 審査会は、第15条第6項又は第16条(同条第3項を除く。以下この項において同じ。)の規定による報告を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら調査を実施し、又は市長等には是正措置等を探ることを勧告することができる。この場合において、第15条第1項後段、第2項及び第3項の規定は、当該調査の実施について準用する。

- (1) 第15条第1項の調査を実施しないことが不適当であると認めるとき
- (2) 第16条の規定により報告を受けた調査の内容若しくはそれに対する是正措置等が不十分であると認めるとき、又は是正措置等を採る必要がないと認めたことが不適当であると認めるとき
- 3 市長等は、前項の規定に基づく勧告を受けたときは、その概要を公表とともに、必要に応じ是正措置等を採り、かつ、当該是正措置等の内容を審査会に報告するものとする。
- 4 第16条第3項の規定は、市長等が前項の規定により公表する場合について準用する。

(審査会の公表)

- 第19条 審査会は、市長等が第16条第2項、第17条第2項又は前条第3項の規定による措置を採らないときは、その旨及び概要を公表することができる。
- 2 第16条第3項の規定は、審査会が前項の規定により公表する場合について準用する。

(公益通報者に対する通知)

- 第20条 推進委員会又は審査会は、第15条から前条までの規定による調査の実施及びその結果、是正措置等の内容その他規則で定める事項について公益通報者に通知しなければならない。

(公益通報者及び調査協力者に係る情報の取扱い)

- 第21条 公益通報者及び調査協力者を保護するため、これらの者が特定されるおそれのある情報については、これらの者の同意がなければ公開してはならない。

第5章 不当要求行為への対応

(不当要求行為の報告等)

- 第22条 職員は、職員以外の者又は他の職員(以下「外部の者等」という。)から不当要求行為があったと思料するときは、これを取り消すよう求めなければならない。この場合において、職員は、取り消すよう求めたにもかかわらずなお外部の者等から不当要求行為があったと思料するときは、法令に別段の定めがある場合を除き、規則で定めるところにより、報告書にその内容を記録し、当該報告書を上司(市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員にあっては、審査会)に提出するものとする。

- 2 前項後段の規定にかかわらず、職員は、他の職員から不当要求行為があつたと思料するとき、その他正当な理由があるときは、報告書を推進委員会又は審査会に提出することができる。
- 3 職員は、第1項後段又は前項の規定に基づき報告書を提出しようとするときは、自己の氏名を明記しなければならない。ただし、自己の氏名を明記せずに報告書を提出しようとする職員は、不当要求行為があつたと信ずるに足りる相当の理由又は資料を示さなければならぬ。
- 4 第1項後段の規定により報告書の提出を受けた上司は、当該報告書に記載されている内容が明らかに不当要求行為に該当しない場合を除き、当該報告書を推進委員会に提出しなければならない。

(不当要求行為の調査等に係る公益通報の規定の準用)

第23条 第15条から第21条までの規定は、不当要求行為に係る報告書が推進委員会又は審査会に提出された場合について準用する。この場合において、これらの規定中「通報対象事実」とあるのは「不当要求行為」と、「通報書」とあるのは「報告書」と、「当該通報書」とあるのは「当該報告書」と、「記載された事実」とあるのは「記載された行為」と、「なされた通報」とあるのは「なされた報告」と、「職員等」とあるのは「職員」と、「当該事実」とあるのは「当該行為」と、「公益通報者」とあるのは「報告書を出した職員」と、「公益通報」とあるのは「報告書の提出」と、「当該公益通報」とあるのは「当該報告書の提出」と、「当該通報対象事実」とあるのは「当該不当要求行為」と読み替えるものとする。

第6章 不利益な取扱いの禁止等

(不利益な取扱いの禁止)

第24条 市長等及び職員は、公益通報者、不当要求行為に係る報告書を提出した職員又は調査協力者(以下「公益通報者等」という。)に対し、公益通報を行い、若しくは不当要求行為に係る報告書を提出し、又は調査に協力したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(不利益な取扱いに係る是正の申立て)

第25条 公益通報者等は、公益通報を行い、若しくは不当要求行為に係る報告書を提出し、又は調査に協力したことを理由として不利益な取扱いを受けたと思料するときは、規則で定めるところにより、推進委員会又は審査会に対し、申立書を提出することにより是正の申立てをすることができる。

(不利益な取扱いの調査等に係る公益通報の規定の準用)

第 26 条 第 15 条から第 21 条まで(職員以外の公益通報者等から不利益な取扱いに係る申立書が提出された場合にあっては、第 16 条第 2 項及び第 3 項、第 17 条第 2 項及び第 3 項、第 18 条第 3 項及び第 4 項並びに第 19 条を除く。)の規定は、不利益な取扱いに係る申立書が推進委員会又は審査会に提出された場合について準用する。この場合において、これらの規定中「通報対象事実」とあるのは「不利益な取扱い」と、「通報書」とあるのは「申立書」と、「当該通報書」とあるのは「当該申立書」と、「なされた通報」とあるのは「なされた申立て」と、「公益通報者」とあるのは「申立書を提出した者」と、「公益通報」とあるのは「申立書の提出」と、「当該公益通報」とあるのは「当該申立書の提出」と、「当該通報対象事実」とあるのは「当該不利益な取扱い」と読み替えるものとする。

(職員以外の公益通報者等に係る不利益な取扱いの是正の助言)

第 27 条 市長等は、前条において準用する第 15 条第 1 項又は第 18 条第 2 項の調査の結果、推進委員会又は審査会から職員以外の公益通報者等に対し不利益な取扱いがあると認める旨の報告又は是正措置等の勧告を受けたときは、当該職員以外の公益通報者等に是正措置等として不利益な取扱いの是正のために必要な助言(以下「是正の助言」という。)を行うものとする。

2 審査会は、市長等が前項の規定による是正の助言を行わないときは、職員以外の公益通報者等に是正の助言を行うことができる。

第 7 章 雜則

(運用状況の公表)

第 28 条 市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、件数、その概要等を公表しなければならない。

(委任)

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例施行規則

平成 22 年 2 月 19 日 規則第 5 号

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例（平成21年大分市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（暴力的な要求行為）

第2条 条例第2条第7号イに規定する暴力、乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為は、次に掲げる行為をいう。

- (1) 暴力行為、脅迫行為、喧嘩行為等を用い不当な要求をする行為
- (2) 亂暴な言動等により正当な理由なく面会を強要する行為
- (3) 正当な権利行使を装い、社会常識を逸脱した手段により、機関紙、図書等の購入、事業の変更又は中止、金銭、権利等を要求する行為
- (4) 正当な手続によることなく作為又は不作為を要求する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の保全、庁舎等における秩序の維持又は職員の職務の執行に支障を生じさせる行為

（関係業者等との接触に当たっての禁止事項等）

第3条 条例第4条第3項に規定する贈答、会食、遊戯その他の規則で定める市民の疑惑又は不信を招くような行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 職務上利害関係のある特定の業者、個人等（以下「関係業者等」という。）から金銭、物品等を受領する行為
 - (2) 関係業者等から適正な対価を支払わずに不動産、物品等の貸与を受ける行為
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、関係業者等から接待又は利益若しくは便宜の供与（社会一般の接遇として容認される湯茶の提供等を除く。）を受ける行為
 - (4) 関係業者等と会食（パーティーを含む。以下同じ。）をする行為
 - (5) 関係業者等と遊戯（スポーツを含む。）をする行為
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、公正な職務の執行に対する市民の疑惑又は不信を招くような行為
- 2 前項各号の規定は、家族関係、親戚関係、同窓関係等に基づく私生活面における行為であって、職務に關係のないものについては、適用しない。
- 3 第1項第4号の規定は、職務上必要な関係団体等の総会、会議等への出席に伴う会食については、適用しない。

（職員の法令遵守の推進等のための庁内体制の整備）

第4条　条例第5条の規定により職員の法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行を確保するため、倫理・法令遵守統括者(以下「統括者」という。)及び倫理・法令遵守責任者(以下「責任者」という。)を置く。

- 2 統括者は、大分市事務分掌規則(昭和58年大分市規則第19号)第3条に規定する部長、会計管理者、教育委員会事務局教育部長、監査事務局長、議会事務局長、消防局長及び上下水道局上下水道部長をもって充てる。
- 3 責任者は、大分市事務分掌規則第3条に規定する課長及び室長、防災局防災危機管理課長、大分市支所事務分掌規則(昭和58年大分市規則第68号)第3条に規定する支所長、福祉事務所各課長、保健所各課長、公設地方卸売市場場長、会計課長、教育委員会事務局各課長、教育センター所長、美術館美術振興課長、小学校、中学校及び義務教育学校校長、幼稚園園長、監査事務局監査課長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、議会事務局各課長、消防局各課長及び消防署長並びに上下水道局上下水道部各課長並びに国民文化祭・障害者芸術文化祭推進局長、ラグビーワールドカップ・東京オリンピック・パラリンピック推進局長及びおおいた魅力発信局長(以下「課長等」という。)をもって充てる。
- 4 統括者は、当該統括者に係る部(部に相当する局を含む。以下同じ。)に所属する審議監、技監及び参事(これらの職に相当する職を含む。)、次長(次長に相当する職を含む。)並びに課長等に対し、職員の法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行を確保するための必要な指導及び助言を行い、並びに相談に応ずるとともに、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。この場合において、選挙管理委員会事務局長にあっては総務部長が、農業委員会事務局長にあっては農林水産部長が統括するものとする。
- 5 責任者は、統括者の命を受け、当該責任者に係る課(課に相当する室等を含む。)に所属する職員に対し、職員の法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行を確保するための必要な指導及び助言を行い、相談に応じ、並びに必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、職員からの相談状況等について当該責任者を統括する統括者に報告するものとする。

(推進委員会の委員)

第5条　条例第9条第1項に規定する大分市公正職務推進委員会(以下「推進委員会」という。)の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てるほか、市長が必要と認める職員のうちから任命するものとする。

- (1) 副市
- (2) 総務部

- (3) 教育委員会事務局教育部
- (4) 消防局
- (5) 上下水道局上下水道部
- (6) 総務部審議監、技監及び参事(専任に限る。)並びに次長(専任に限る。)
- (7) 人事課

(推進委員会の委員長及び副委員長)

第6条 推進委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は総務部担当副市长の職にある者を、副委員長は当該副市长以外の副市长の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進委員会の会議及び議事)

第7条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 推進委員会の会議は、推進委員会の委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 推進委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会の会議に推進委員会の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(推進委員会の委員長への委任)

第8条 前3条に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(審査会の会長)

第9条 条例第11条第1項に規定する大分市公正職務審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、審査会の委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する審査会の委員が会長の職務を代理する。

(審査会の会議及び議事)

第10条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に審査会の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審査会の会長への委任)

第11条 前2条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(推進委員会及び審査会の庶務)

第12条 推進委員会及び審査会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(公益通報書)

第13条 条例第14条第1項に規定する通報書は、大分市公益通報書(様式第1号。以下「公益通報書」という。)とする。

(公益通報者に対する通知)

第14条 推進委員会又は審査会は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項その他必要な事項について、条例第2条第6号に規定する公益通報者(以下「公益通報者」という。)に対し通知を行うものとする。この場合において、第1号及び第2号に掲げる場合に係る通知については、公益通報書の提出を受けた日から20日以内に行わなければならない。

(1) 条例第15条第1項の規定により調査を実施しようとする場合 その旨及び当該調査の着手の時期

(2) 条例第15条第1項の規定により調査を実施しないこととした場合 その旨及びその理由

(3) 条例第16条第1項又は条例第17条第1項の規定により通報対象事実がある旨の報告を行い、又は是正措置等を採ることを勧告した場合 その旨及び調査の結果

(4) 条例第16条第4項又は条例第17条第4項の規定により是正措置等を採る必要がないと認める場合 その旨及びその理由

2 推進委員会又は審査会は、条例第15条第4項の規定に基づき審査会に同条第1項の調査を実施することを求めたとき、又は同条第5項の規定に基づき推進委員会に同条第1項の調査を実施することを求めたときは、その旨を公益通報者に対し通知するものとする。

3 審査会は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項

その他必要な事項について、公益通報者に対し通知を行うものとする。

- (1) 条例第16条第2項、条例第17条第2項又は条例第18条第3項の規定により市長等から是正措置等の内容の報告を受けた場合 当該是正措置等の内
 - (2) 条例第18条第1項の規定に基づき推進委員会に条例第15条第1項の調査を実施することを求めた場合 その旨及びその理由
 - (3) 条例第18条第2項の規定に基づき自ら調査を実施し、又は市長等に是正措置等を探ることを勧告した場合 その旨及び当該調査又は当該勧告の内容
- 4 前3項の規定にかかわらず、条例第14条第2項の規定により自己の氏名を明記せずに公益通報書を提出した者に対する前3項の規定による通知については、これをしないことができる。

(不当要求行為報告書)

第15条 条例第22条第1項に規定する報告書は、大分市不当要求行為報告書(様式第2号。以下「不当要求行為報告書」という。)とする。

(条例第22条第1項に定める上司)

第16条 条例第22条第1項に規定する上司は、次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める者とする。

- (1) 課等に所属する政策監以下の職員 当該職員が所属する課等の責任
 - (2) 部に所属する審議監、技監及び参事(これらの職に相当する職を含む。)並びに次長(次長に相当する職を含む。)並びに課長等 これらの職員が所属する部の統括
 - (3) 大分市事務分掌規則第3条に規定する部長、会計管理者、議会事務局長及び消防局長 担当副市
 - (4) 教育委員会事務局教育部長 教育
 - (5) 監査事務局長 常勤の監査委
 - (6) 上下水道局上下水道部長 上下水道事業管理
- 2 前項第1号に掲げる責任者は、条例第22条第4項の規定により推進委員会に不当要求行為報告書を提出するときは、その旨及び概要を当該責任者が所属する部の統括者に報告するものとする。

(不当要求行為報告書を提出した者に対する通知)

第17条 第14条の規定は、条例第23条において準用する条例第20条の規定

による不当要求行為報告書を提出した者に対する通知について準用する。

(不利益取扱是正申立書)

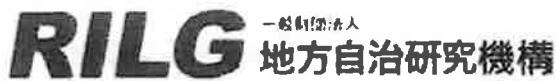
第18条 条例第25条に規定する申立書は、大分市不利益取扱是正申立書(様式第3号。以下「不利益取扱是正申立書」という。)とする。

(不利益取扱是正申立書を提出した者に対する通知)

第19条 第14条(条例第27条第1項の規定により職員以外の公益通報者等に対し是正措置等についての助言を行う場合にあっては、第3項第1号を除く。)の規定は、条例第26条において準用する条例第20条の規定による不利益取扱是正申立書を提出した者に対する通知について準用する。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。



HOME > 法制執務支援 > 条例の動き > 自治 >
職員倫理、コンプライアンス、公益通報等に関する条例

職員倫理、コンプライアンス、公益通報等に関する条例

(令和4年9月22日更新)

【制定状況の概観】

○ 埼玉県上尾市は、令和2年3月に「上尾市職員倫理条例」を制定した。条例の動き「政治倫理条例」で記述の通り、議員を対象にした「上尾市議会議員政治倫理条例」及び市長、副市長及び教育長を対象とした「上尾市長等政治倫理条例」が令和2年10月に制定されている。これらの条例はいずれも、平成29年に当時の現職の市長と市議会議長が官制談合防止法違反などで逮捕されたことを受けた措置として制定されたものである。

「上尾市職員倫理条例」は、職員倫理の原則、コンプライアンス審査会の設置、要望等の記録、不当要求行為等への対応、公益通報等を定めている。一般職の職員を対象とし、併せて市長、副市長、教育長その他の特別職の職員も対象としている。議員は対象外である。

○ 議員や長を対象にした政治倫理条例は昭和58年制定の「堺市議会議員及び市長の倫理に関する条例」が全国で最初とされるが、一般職職員を含む自治体の職員を対象にした職員倫理条例は平成9年4月に「北海道職員の公務員倫理に関する条例」が制定されている。

「国家公務員倫理法（平成11年法律129号）」が、平成11年8月13日に公布され、平成12年4月1日に施行された。同法は、国家公務員を対象にして職員倫理の原則、国家公務員倫理規程の策定、贈与等の報告等を定めているが、地方公共団体については「この法律の規定に基づく国及び行政執行法人の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」（43条）としている。同法制定以降、職員倫理の

原則、職員倫理規則の制定、贈与等の報告等を規定した職員倫理条例を制定する自治体が増加していく。

○ 平成13年3月に滋賀県近江八幡市が「近江八幡市コンプライアンス条例」を制定した。公正な職務の遂行するにあたっての職員の基本的心構えを定めるとともに、コンプライアンス委員会の設置、不当要求行為等への対応等を規定している。議員を除く特別職職員も対象にしている。不当要求行為等への対応については、平成15年には錦町など熊本県内の市町村が「不当要求行為等の防止に関する条例」を制定したが、近江八幡市条例とほぼ同様の内容となっている。

○ 平成15年7月に東京都千代田区が「千代田区職員等公益通報条例」を制定した。区職員等による公益通報制度を定めた。「公益通報者保護法（平成16年法律122号）」が平成16年6月18日に公布され、平成18年4月1日に施行されたが、千代田区条例はそれに先行して制定されたこととなる。平成16年3月に京都府長岡京市が「長岡京市における法令遵守の推進に関する条例」を制定し、公益通報、不当要求行為等への対応等をあわせて規定した。同じく平成16年3月に東京都杉並区が「杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例」を制定し、職員倫理の原則、公益通報等をあわせて規定した。これらの条例も、公益通報については法律に先行している。公益通報者保護法制定以降、公益通報制度を条例に規定する自治体が増加していく。

○ 平成17年7月に新潟市が「新潟市における法令遵守の推進等に関する条例」を、平成18年3月に宮城県石巻市が「信頼される市政のためのコンプライアンス条例」を、同じく平成18年3月に大阪市が「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」を制定した。それぞれ条例名は異なるが、いずれも公益通報、不当要求行為等への対応等を規定している。新潟市条例は、職員倫理の原則についても規定するとともに、職員以外の者が職員に対して特定の団体・個人を有利に扱うなどの働きかけがあった場合は記録しなければならないとしている。

平成18年9月に神戸市が「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」を制定した。職員倫理の原則を定めるとともに、不当要求行為等への対応について規定しているが、職員が職員以外の者から受けた要望等を原則としてすべて記録することを記録することを義務づけている。

○ 以上見るように、自治体職員の職員倫理、コンプライアンス、公益通報等に関して、「職員倫理条例」、「コンプライアンス条例」、「法令遵守の推進に関する条例」、「公正な職務の執行の確保に関する条例」、「不当要求行為等の防止に関する条例」、「公益通報条例」、「不祥事防止対策条例」などの条例が制定されているが、これらの条例は、職員倫理の原則・職員倫理規則の制定、不当要求行為等への対応、公益通報について、その全部または一部が規定されている。また、要望等の記録を規定する条例もある。○ これらの条例の制定状況に

については、統計数字はない。インターネットに掲載している例規集等により確認できるもの（令和4年9月1日時点）は、以下の通りである。なお、全自治体の条例をすべて把握できているものではなく、数字は必ずしも正確ではないと考えられるので、留意願いたい。

職員倫理、公務員倫理、職員の倫理などを条例名に使用しているもの	161団体
不当要求行為を条例名に使用しているもの	40団体
法令遵守、法令の遵守などを条例名に使用しているもの	36団体
公正な職務の執行、公正な職務執行などを条例名に使用しているもの	37団体
公益通報を条例名に使用しているもの	19団体
コンプライアンスを条例名に使用しているもの	19団体
職員不祥事防止を条例名に使用しているもの	3団体
市政の透明性の推進などを条例名に使用しているもの	2団体

このうち、職員の倫理と公益通報の両方を条例名に使用しているものは2団体（東京都杉並区、板橋区）、公益通報と不当要求行為の両方を使用しているものは1団体（滋賀県長浜市）、市政の透明性の推進と公正な職務執行の両方を条例名に使用しているものは2団体（神戸市、滋賀県草津市）ある。

○ ちなみに、都道府県は、12団体が制定しているが、北海道及び徳島県が「公務員倫理に関する条例」、青森県、福島県、千葉県、静岡県、岡山県、香川県、高知県及び福岡県が「職員倫理条例」、岩手県が「職員の職務に係る倫理の保持に関する条例」、神奈川県が「職員等不祥事防止対策条例」となっている。神奈川県以外は、職員倫理、公務員倫理、職員の倫理などを条例名に使用している。

また、指定都市は、11団体が制定しているが、名古屋市及び京都市はそれぞれ「職員の倫理の保持に関する条例」及び「職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」の2条例を制定している。千葉市、静岡市、浜松市及び広島市が「職員倫理条例」、名古屋市、京都市及び熊本市が「職員の倫理の保持に関する条例」、福岡市が「職員の公務員倫理に関する条例」、新潟市が「法令遵守の推進等に関する条例」、名古屋市、京都市及び大阪市が「職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」、神戸市が「市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」となっている。職員倫理、公務員倫理、職員の倫理などを条例名

に使用しているのが8団体と多く、法令遵守を使用しているのが1団体、公正な職務執行などを使用しているのが4団体となっている。

コンプライアンスを条例名に使用しているものは、北海道芽室町、斜里町、宮城県石巻市、茨城県龍ヶ崎市、栃木県栃木市、埼玉県三芳町、千葉県成田市、岐阜県美濃加茂市、三重県龜山市、滋賀県近江八幡市、兵庫県加西市、宍粟市、岡山県玉野市、総社市、赤磐市、香川県多度津町、愛媛県松山市、福岡県中間市、小都市である。

公益通報を条例名に使用しているものは、北海道鹿部町、平取町、岩手県大槌町、秋田県大仙市、茨城県坂東市、栃木県鹿沼市、埼玉県深谷市、東京都千代田区、新宿区、目黒区、杉並区、板橋区、大島町、新潟県柏崎市、岐阜県多治見市、愛知県岩倉市、三重県伊賀市、滋賀県長浜市、兵庫県三田市である。

職員不祥事防止を条例名に使用しているものは、埼玉県志木市、神奈川県、神奈川県箱根町である。

なお、不当要求行為を条例名に使用している40団体のうち、熊本県の市町村が18団体となっている。

- これらの条例について、いくつかのタイプに分けて、具体例を紹介する。なお、平成30年以降に制定された条例として確認できるものは、すべて紹介する。

【主として職員倫理・公務員倫理について規定する条例】

- まず、主として職員倫理・公務員倫理について規定する条例を紹介する。

北海道	北海道職員の公務員倫理に関する条例	平成9年4月3日 公布	平成9年4月3日施行 平成12年4月1日改正施行
岡山県倉敷市	倉敷市職員倫理条例	平成12年12月22日公布	平成13年4月1日施行
名古屋市	名古屋市職員の倫理の保持に関する条例	平成16年3月26日公布	平成16年4月1日施行
京都府京丹波町	京丹波町職員倫理条例	平成30年9月26日公布	平成30年9月26日施行

千葉県	千葉県職員倫理条例	平成30年12月 28日公布	平成31年4月1日 施行
千葉県木更津市	木更津市職員倫理条例	平成31年3月21日公布	平成31年4月1日施行
大阪府羽曳野市	羽曳野市職員倫理条例	平成31年3月28日公布	平成31年4月1日施行
茨城県取手市	取手市職員倫理条例	令和元年9月27日公布	令和元年10月1日施行
熊本県八代市	八代市職員倫理条例	令和元年12月23日公布	令和2年4月1日施行
岩手県大船渡市	大船渡市職員倫理条例	令和2年3月19日公布	令和2年4月1日施行
京都府宮津市	宮津市職員倫理条例	令和2年3月27日公布	令和2年4月1日施行
愛媛県松前町	松前町職員倫理条例	令和2年6月25日公布	令和2年6月25日施行
北海道栗山町	栗山町職員倫理条例	令和4年3月18日公布	令和4年4月1日施行
茨城県小美玉市	小美玉市職員の倫理に関する条例	令和4年3月28日公布	令和4年4月1日施行

○ これらの条例は、職員（公務員）倫理の原則、倫理規則の制定等を定めている。また、贈与等の報告、職員の研修、職員の倫理保持状況の報告等を定めているものが多い。一般職の職員のみを対象にする場合が多いが、議員を除く特別職の職員を対象にするものもある。職員（公務員）倫理の原則として、①全体の奉仕者であり、公正な職務の執行に当たらなければならず、不当な差別的取扱いをしてはならないこと、②常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用いてはならないこと、③権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと、などが定められている。贈与等の報告を求める対象としては、管理職員以上とするものが多いが、職員全体を対象にするものもある。

○ 北海道条例は、平成9年に制定されている。知事を含む特別職職員を対象に加えている。制定当時は、公務員倫理の高揚、全体の奉仕者であることの自覚、

公務の民主的かつ能率的な運営の確保、法令の遵守と信用の保持、服務上の義務の遵守、監督管理者及び任命権者の責務に関して、規定していた。国家公務員倫理法施行日の平成12年4月1日に改正施行され、公務員倫理の原則（11条）、公務員倫理規則の制定（12条）、贈与等の報告（13条）等の規定が追加された。贈与等の報告は、管理職員及び特別職職員を対象にしているが、部長級の職員及び特別職職員については、株取引等及び所得等の報告を義務づけている。

- 倉敷市条例は、国家公務員倫理法制定後、制定されている。一般職職員を対象にしているが、贈与等の報告は管理職員を対象にしている。職員倫理の原則（3条）は、国家公務員倫理法3条とほぼ同様の内容となっている。
- 名古屋条例は、副市長、教育長、常勤の監査委員、固定資産評価員、地方公営企業の管理者、特別職の市長秘書をも対象に加えている。贈与等の報告は、特別職を含む職員全体を対象にしている。市長の附属機関として、職員倫理審査会を設置する（9条）こととしている。職員倫理の原則（3条）については、法令等を遵守すること、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組むこと、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないことについても、規定している。
- 京丹波町、千葉県、木更津市、羽曳野市、取手市、八代市、大船渡市、宮津市、松前町、栗山町及び小美玉市の条例は、平成30年以降制定されている。千葉県条例は、一般職職員に加え教育長及び公営企業管理者を対象にし、贈与等の報告は、管理職員以上を対象にしているが、部長級以上の職員には、株取引等及び所得等の報告を義務づけている。羽曳野市、大船渡市、宮津市及び松前町の条例は、一般職職員を対象にし、贈与等の報告も一般職職員全員を対象にしている。京丹波町、木更津市、取手市、八代市、栗山町及び小美玉市の条例は、贈与等の報告に関する規定は置いていない。なお、八代市条例は、一般職職員に加え副市長、教育長及び常勤の監査委員も対象にしている。また、木更津市条例は不正な働きかけに対する措置等に関する規定を置き、宮津市条例は不当要求行為に係る措置等に関する規定を置いている。栗山町条例は利害関係者との禁止行為を詳細に規定し、小美玉市条例は不正な働きかけがあった場合の内部通報窓口への報告義務を規定している。

【主として不当要求行為等への対応を規定する条例】

- 次に、主として不当要求行為への対応を規定する条例を紹介する。

滋賀県近江八幡市	旧近江八幡市コンプライアンス条例	平成13年3月28日公布	平成13年7月1日施行 現在廃止
熊本県錦町	錦町不当要求行為等の防止に関する条例	平成15年3月20日公布	平成15年4月1日施行
滋賀県守山市	守山市不当要求行為等対策条例	平成15年9月22日公布	平成15年10月1日施行
奈良県五條市	五條市不当要求行為等防止条例	平成30年6月22日公布	平成30年6月22日施行
福岡県築上町	築上町不当要求行為等の防止に関する条例	平成30年9月25日公布	平成30年9月25日施行
三重県桑名市	桑名市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例	平成31年3月25日公布	平成31年4月1日施行
熊本県芦北町	芦北町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例	令和2年3月16日公布	令和2年3月16日施行
宮城県名取市	名取市不当要求行為等対策条例	令和2年9月28日公布	令和2年12月1日施行
奈良県橿原市	橿原市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例	令和4年3月31日公布	令和4年7月1日施行

○ これらの条例は、職員に対する不当要求行為等を禁止するとともに、不当要求行為等（またその疑いのある行為）があった場合の当該自治体の対応とそれに對応する委員会等の設置を定め、不当要求行為等の行為者への警告等を規定している。

○ 何をもって不当要求行為とするかについては、早い時期に制定された旧近江八幡市条例や錦町条例は、公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為又は暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為（旧近江八幡市条例8条1項、錦町条例5条1項）とし、具体的な事例は規則で例示している。

守山市条例は、条例で「不当要求行為等」の定義規定を置き、①特定の個人等に対して有利または不利な取扱いを要求する行為、②市の行政の達成を妨害し、または遅延させることを目的に行われる行為、③職員の採用その他の人事に関して特定の処分を要求する行為、④職員が職務上知り得た情報の提供を求め、または当該職員がその職務上なし得る特定の行為を求める行為、⑤違法または暴力行

為その他の社会的常識を逸脱した手段を用いる行為（故意に職員を傷つける為、脅迫行為、けんか行為、粗野・乱暴な言動により嫌悪を抱かせる行為、金銭および権利を不当に要求する行為）などとしている（2条1項）。

平成30年以降に制定された五條市、築上町、桑名市、芦北町及び名取市の条例も、規定の仕方に濃淡はあるが、不当要求行為等について同様の定義規定を置いている。橿原市条例は、「不当要求行為等」を「違法行為の要求（不作為の要求を含む。・・・）その他職員の公正な職務の執行を妨げる行為又は暴力行為その他社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為」（2条4号）と定義づけている。

- 旧近江八幡市条例はコンプライアンス委員会を、錦町、守山市及び築上町の条例は対策委員会を、五條市及び橿原市の条例は審査会を、名取市条例は対策委員会及び審査会を、それぞれ設置するとしている。桑名市及び芦北町の条例は、こうした組織の設置に関する規定は置いていない。
- 旧近江八幡市、錦町、守山市及び芦北町の条例は、不当要求行為等の行為者に対して警告を行い、その旨の公表や指名停止等の措置を講じができるとし、名取市条例は、不当要求行為等の行為者に対して勧告を行い、勧告に従わない場合はその旨の公表することができるとしている。築上町条例は、さらに捜査機関への告発、仮処分の申請、訴えの提起その他必要な法的措置を講じるものとしている。橿原市条例は、不当要求行為等の行為者に対して警告、捜査機関への告発その他の必要な措置を講じるものとし、その旨公表することができるとしている。
- 旧近江八幡市条例の制定は、市職員に対する恐喝事件（職員が職務上のことでの因縁をつけられ、長年にわたり多額の金銭を要求されたが、周囲の職員は事実を知りながら傍観者となり、結果的に不当要求に屈した）が背景となっている（自治体法務研究2006年夏号「行政のコンプライアンス経営－近江八幡市コンプライアンス条例の運用」参照）とされる。

【主として公益通報を規定する条例】

- 主として公益通報を規定する条例として、以下の条例を紹介する。

東京都千代田区	千代田区職員等公益通報条例	平成15年7月2日公布	平成15年8月1日施行
東京都杉並区	杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例	平成16年3月	平成16年4月1日施行

並区

19日公布

北海道鹿 部町	鹿部町職員等公益通報条例	平成18年5月1 日公布	平成18年6月1 日施行
茨城県坂 東市	坂東市公益通報に関する条例	平成31年3月 25日公布	平成31年3月 25日施行

- これらの条例は、自治体の職員等が、当該自治体の行政の執行等に関して法令違反行為等があると考えられる場合に、自治体に設置された通報処理組織に対して通報することができ、通報を受けた通報処理組織は調査をし、事実と認められる場合は、長は告発、再発防止等の措置を講じるなどとするものである。また、通報をした職員等に対して不利益取扱を禁止している。
- 公益通報者保護法が平成16年6月18日に公布され、平成18年4月1日に施行されているが、千代田区条例及び杉並区条例は、これに先行して制定されている。
- 公益通報者保護法は、労働者が、その労務提供先や行政機関に対して犯罪行為や違法行為等を通報した場合、当該通報者を解雇や不利益取扱いから保護するとともに、通報を受けた事業者や行政機関は必要な措置を講じることとするものである。自治体は、内部の職員等から通報（内部通報）がある場合の事業者としての立場と外部の労働者から通報（外部通報）がある場合の行政機関としての立場があるが、千代田区、杉並区及び鹿部町多治見市の条例は内部通報について、坂東市条例は内部通報と外部通報の両方について定めている。
- 公益通報の対象を、公益通報者保護法は①刑法等の一定の法律に違反する犯罪行為及び②これらの法律に基づく処分等に違反する行為等としている（2条3項）としているが、例えば千代田区条例は①法令（条例、規則等を含む。）に違反する事実、②人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実及び③事務事業に係る不当な事実とともに、区の事務事業のみならず、出資団体の事務事業、受託者・請負事業者による事務事業、指定管理者による公の施設の管理についても対象としている（3条1項）。また、それにあわせて、通報者についても、区職員だけでなく、出資団体の職員等、受託者・請負事業者及び指定管理者とその従業員等も対象にしている（2条1号）。
- 通報処理組織として、千代田区条例は行政監察員を、杉並区条例は公益監察員、鹿部町条例は審査会、坂東市条例は公益通報委員会を設置している。
- 公益通報制度については、自治体法務研究2006年夏号が「公益通報者保護法と自治体」を特集しているので、参照されたい。

【不当要求行為等への対応と公益通報の両方を規定する条例】

- 不当要求行為等への対応と公益通報の両方を規定する条例として、以下の条例を紹介する。

京都府長 岡京市	長岡京市における法令遵守の 推進に関する条例	平成16年3月5 日公布	平成16年4月1 日施行
新潟市	新潟市における法令遵守の推 進等に関する条例	平成17年7月1 日公布	平成17年10月 1日施行
宮城県石 巻市	信頼される市政のためのコン プライアンス条例	平成18年3月24 日公布	平成18年4月1 日施行
大阪市	職員等の公正な職務の執行の 確保に関する条例	平成18年3月31 日公布	平成18年4月1 日施行
近江八幡 市	近江八幡市コンプライアンス 条例	平成22年7月31 日公布	平成22年10月 1日施行
埼玉県三 芳町	三芳町コンプライアンス条例	平成24年12月 21日公布	平成25年4月1 日施行
福岡県大 野城市	大野城市法令遵守等の推進に 関する条例	平成30年6月20 日公布	平成30年7月1 日施行
栃木県栃 木市	栃木市コンプライアンス推進 条例	平成31年3月26 日公布	平成31年4月1 日施行
三重県亀 山市	亀山市職員コンプライアンス 条例	令和元年6月27 日公布	令和元年8月1 日施行

- これらの条例は、いずれも不当要求行為等への対応と公益通報の両方を規定している。
- このうち、長岡京市条例は、議員を除く特別職職員も対象にしている。公益通報者保護法制定前に制定されている。公益通報の対象は法令違反行為（2条4号）とし、公益通報者は職員だけでなく、受託者・請負事業者や指定管理者との従業員等も対象にしている（2条2号）。法令遵守委員会（7条）と法令遵守マネージャー（8条）を設置している。

○ 新潟市条例は、一般職職員のみを対象にしている。公益通報者保護法公布後、施行前に制定されている。公益通報の対象は「法令違反又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える行為」（2条5号）とし、公益通報者は職員と指定管理者の従業員（2条2号）としている。「不当要求行為」とともに「特定要求行為」を規定し、「特定要求行為」は「職員以外のものが職員に対し、その職務に関し、特定の団体又は個人・・・を他のものと比べて有利に扱うなど特別の扱いをすること（不作為を含む。）を求める働きかけ」（2条7号）と定義づけ、「職員は、特定要求行為があったときは、行政の透明化を図るとともに公正な職務の遂行を確保するため記録をし、上司に報告するとともに、当該記録を審査会に提出することにより組織的に対応しなければならない。」（12条1項）とし、法令遵守審査会は「不当要求行為に該当するものか定期的に調査及び審査をする」（13条1項）としている。倫理原則（3条）についても規定している。

○ 石巻市条例及び大阪市条例は、公益通報者保護法施行と同じ日に施行されている。

石巻市条例は、市長及び副市長も対象にしている。公益通報の対象は「違法行為又は違法のおそれのある行為」（2条6号）とし、公益通報者は職員に限定している（12条）。コンプライアンス委員会（7条）を設置している。「コンプライアンス」について、旧近江八幡市条例は特に定義規定は置いていなかったが、石巻市条例は「職員が、法令を遵守することを基本に、高い倫理観に基づき公務を遂行すること」（2条4号）と定義づけている。

大阪市条例は、特別職を含む職員全員を対象にし、公益通報の対象は、市職員又は委託先事業者の役職員の職務執行に関する「法令等に違反するもの、人の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがあるもの、環境を害するおそれがあるものその他不適正なもの」（2条3項）としている。公益通報に関して詳細な規定（6条～21条）を置いている。公正職務審査委員会（24条）を設置している。

○ 近江八幡市条例は、市町村合併に伴い旧条例が廃止されたことに伴い、制定された。旧条例と異なり、公益通報に関する規定が追加されている。公益通報の対象は「職員等の違法行為等公益を確保するために通報する事実」（2条7号）とし、公益通報者は職員、受託者や指定管理者とその従業員、派遣労働者等としている（2条2号）。

○ 三芳町条例は、9章（総則、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス基本原則、コンプライアンス体制の確立、コンプライアンス委員会、不祥事件、公益通報、不当要求行為及び働きかけ、雑則）、38条で構成されている。「フルセットコンプライアンス」の考え方を導入し、①方針の明確化（コンプライア

ンス基本方針及びコンプライアンス推進計画の策定）、②組織の構築（コンプライアンス委員会の設置）、③予防的コンプライアンス（公益通報、不当要求行為及び働きかけへの対応）、④治療的コンプライアンス（不祥事件の是正手続）、⑤環境整備コンプライアンス（業務リスクの把握・改善、良好な職場環境の醸成・維持）の項目を盛り込んだ（「フルセットコンプライアンスでアクティブな職員を創出－埼玉県三芳町」（ガバナンス2014年2月号 ぎょうせい）38頁）としている。

- 大野城市、栃木市及び亀山市の条例は、いずれも平成30年以降に制定されており、一般職職員のみを対象にしている。公益通報について、3条例とも、対象及び通報者は、千代田区条例等と同様に、幅広いものとなっている。大野城市条例は、職員倫理規程の制定（9条）に関する規定を置いている。栃木市条例は、外部通報に関する規定（24条～26条）も置き、不祥事防止対策についても定めている（31条、32条）。亀山市条例は、職員の倫理保持及び法令遵守の原則（3条）について定めている。

【要望等の記録を規定する条例】

- 要望等の記録を規定する条例として、以下の条例を紹介する。

神戸市	神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例	平成18年9月 20日公布	平成19年1月1日 施行
大阪府高槻市	高槻市公正な職務の執行の確保等に関する条例	平成20年12月 19日公布	平成21年4月1日 施行
兵庫県養父市	養父市法令遵守の推進等に関する条例	平成30年3月 27日公布	平成30年10月1日 施行
徳島県徳島市	徳島市政における要望等に対する公正な職務の執行の確保に関する条例	平成30年12月 20日公布	平成31年4月1日 施行
埼玉県上尾市	上尾市職員倫理条例	令和2年3月26日公布	令和2年4月1日施行 (一部 令和2年9月25日施行)
兵庫県朝来市	朝来市公正な職務の執行の確保に関する条例	令和2年3月26日公布	令和2年4月1日施行

茨城県石岡市	石岡市法令遵守の推進に関する条例	令和2年9月17日公布	令和3年1月16日施行
長崎県波佐見町	波佐見町職員倫理条例	令和3年3月30日公布	令和3年4月1日施行 (一部 令和3年9月1日施行)
茨城県龍ヶ崎市	龍ヶ崎市コンプライアンス推進条例	令和4年3月18日公布	令和4年5月17日施行

- 神戸市条例は、「要望等」を「職員等以外のものが職員等に対して行う当該職員等の職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類するもの」（2条4号）と定義づけたうえで、執行機関等は、要望等を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録し（7条1項本文）、要望等が違法又は不当であるおそれがある場合等は公正職務審査会に諮問する（10条）ものとしている。なお、要望等の内容が単なる問い合わせ又は事実関係の確認にすぎないことが明白であるとき等や公職者（国会議員、地方議会議員、他の自治体の長）以外からの要望等で日常的な営業活動等の場合は、その例外とする（8条）とし、また、要望者は記録の確認を求めることができる（9条）などとしている。いわゆる議員等からの口利きの記録制度については、鳥取県等で要綱や要領等により制度化されていたが、神戸市は、市議会議員のあっせん収賄事件があったことを踏まえ、条例を制定することとした（自治体法務研究2007年夏号CLOSEUP先進・ユニーク条例「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例（神戸市コンプライアンス条例）」参照）とされる。職員等の職務執行その他倫理に係る基本原則（5条）も規定している。
- 高槻市条例も、神戸市条例とほぼ同様の内容を有するが、不当要求が行われたときは、任命権者は警告等の中止させるために必要な措置を探る（9条）ものとし、これらの措置等について公正職務審査会に諮問する（10条）ものとしている。
- 養父市、徳島市、上尾市、朝来市、石岡市、龍ヶ崎市及び波佐見町の条例は、いずれも平成30年以降に制定されている。

養父市条例は、職員倫理の原則、職員倫理規則の制定、贈与等の報告及び職員倫理審査会の設置とともに、要望、提案等の記録及び不当要求行為への対応を規定している。要望、提案等の記録及び不当要求行為への対応は、市の機関（市の執行機関、地方公営企業の管理者及び市議会議長）が実施し、特に職員倫理審査

会の直接的な関与は規定していない。市の機関は「要望、提案等の概要及びこれに対する対応の方針等の概要を公表する」（16条1項）としている。

徳島市条例は、要望等の記録及び不当な要望等、不当要求への対応を規定している。本条例とは別に、平成14年に徳島市職員倫理条例を制定しており、職員倫理の原則、職員倫理規則の制定、贈与等の報告及び職員倫理審査会の設置を規定している。実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会）は、要望等が不当な要望等又は不当要求に該当するか判断できない場合であって必要があると認めるときは、職員倫理条例に規定する職員倫理審査会に諮詢することができる（9条1項）としている。

上尾市条例は、職員倫理の原則、コンプライアンス審査会及びコンプライアンス推進委員会の設置とともに、要望等の記録及び不当要求行為等への対応を規定し、あわせて公益通報についても規定している。公益通報について、職員等以外の者もコンプライアンス審査会に通報することができる（23条1項）としている。

朝来市条例は、職員倫理の原則、職員倫理規則の制定、贈与等の報告、公正職務推進委員会及び公正職務審査会の設置とともに、公益通報、要望等の記録及び不当要求行為等への対応を規定している。

石岡市条例は、公正職務審査会の設置とともに、内部公益通報制度及び外部公益通報制度のほか、要望等の記録制度を定めており、また、龍ヶ崎市条例は、公益通報等審査会の設置とともに、内部公益通報制度のほか、要望等の記録制度を定めている。

波佐見町条例は、職員倫理の原則、禁止行為、倫理審査会の設置とともに、要望等の記録、不当要求行為等への対応及び公益通報を規定している。

条例の動きトップに戻る

一般財団法人 地方自治研究機構

〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル2階【[アクセス地図](#)】

Copyright © 2001-2015 RILG. All Rights Reserved.

2022/12/07 14:05

職員倫理、コンプライアンス、公益通報等に関する条例 | 法制執務支援 | 条例の動き | RILG 一般財団法人 地方自治研究機構

RILGの書面での許可なしに複写、複製、またはその他のいかなる方法で他の媒体で使用することを禁じます。

西日本新聞社 西日本新聞

西日本新聞

西日本新聞

西日本新聞社 西日本新聞

小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説

総則編

平成 29 年 7 月



文部科学省

(3) 不登校児童への配慮

① 個々の児童の実態に応じた支援（第1章第4の2の(3)のア）

ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第3条第2号及び第3号において、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」、「不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること」と規定されている。また、同法第7条に基づき教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とした「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を文部科学省において策定している。

不登校児童については、これらの法令等に基づき適切に支援を行うことが求められる。その際、留意する点については以下のとおりである。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校児童が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童の自己肯定感を高めるためにも重要である。

また、不登校児童については、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であり、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

不登校児童への支援の際は、不登校のきっかけや継続理由、学校以外の場において行っている学習活動の状況等について、家庭訪問も含めた継続的な把握が必要である。

さらに、不登校児童の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援することが必要である。例えば、いじめられている児童の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合に

は、その後の学習に支障がないように配慮する必要がある。あわせて、不登校児童の保護者に対し、不登校児童への支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供及び指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱等を周知することも重要である。

加えて、家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童に対しては、その状況を見極め、当該児童及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を行うことが重要である。

さらに、不登校児童が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気で迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるような支援を行うことが重要である。

こうした支援を行うためには、学級担任のみならず教育相談担当教師など他の教師がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と連携・分担し学校全体で行うことが必要である。加えて、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引き継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を行うことが重要である。その際、学校は、当該児童や保護者と話し合うなどして「児童理解・教育支援シート」等を作成することが望ましい。

② 不登校児童の実態に配慮した教育課程の編成(第1章第4の2の(3)のイ)

イ 相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成し、教育を実施する場合は、学校教育法施行規則第56条に基づき、文部科学大臣の指定が必要となる。

この特別の教育課程においても、憲法、教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法に定める学校教育の目標の達成に努める必要がある。

また、特別の教育課程を実施する際は、不登校児童の状況に配慮し、例えば、不登校児童の学習状況に合わせた個別学習、グループ別学習、家庭訪問や保護者への支援等個々の児童の実態に即した支援、学校外の学習プログラムの積極的な活用など指導方法や指導体制の工夫改善に努めることが求められる。

2022 年度	会派名	日本共産党	議員名	古堅 茂治	整理番号	11	
【項目】			<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報費	<input type="checkbox"/> 広聴費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費
			<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務所費

領 収 証

No 000204

得意先コード	お得意先名
	古堅 茂治 殿

2023年3月22日

¥ 118,300-

但し2月定期会報費・代表便函 A4×34P 300部



200円

上記金額正に領収致しました。

内 訳	現 金	
	小切手	
	銀行振込	
	手 形	
	相 殺	

担当者印	取扱者印

あけぼの印刷株式会社

〒900-0016 沖縄県那覇市前慮3-1-17 F2
TEL (098) 861-9145
FAX (098) 861-9148

按分率 %

充当額 118,300円

那覇市議会 2023年2月定例会 2月14日(火) 本会議

日本共産党
那覇市議会議員

古 堅 茂 治

代表質問報告



一 質問項目 一

1. 感染症対策（新型コロナ・季節型インフルエンザ）について
2. 物価高騰対策について
3. 経済対策について
4. ジエンダー平等、人権問題について
5. 司法・最高裁判所で確定した土地区画整理事業での那覇市の法律違反問題について
6. 認知症対策について
7. 古都・首里のまちづくり、文化行政について
8. 脱炭素社会・SDGs推進について
9. 政治姿勢について
10. 安保3文書、軍事要塞化、平和行政について

※配布（議場モニター投影）資料、新聞報道記事



▲平和の礎

古堅茂治議員の2月定例会での代表質問議事録大要をお届けします。
ご意見、ご要望などをお気軽に寄せください

発行：日本共産党那覇市議団 那覇市泉崎1-1-1 市役所4階 那覇市議会

☎: 862-8268 FAX: 867-3170 furugen888@gmail.com

2023年那覇市議会2月定例会

2月14日(火)

日本共産党代表質問

古堅 茂治 議員

○古堅茂治 議員

ハイサイ、グスニー チュウガナビラ(皆さん、こんにちは)。オール沖縄・日本共産党の古堅茂治です。代表質問を行います。最初に、

1. 感染症対策について。

(1)新型コロナ第8波、本市の状況を伺います。

(2)新型コロナ、季節性インフルエンザによる医療と救急搬送などの状況を伺います。

(3)季節性インフルエンザ感染の状況と学校や保育所などでの状況を伺います。

2. 物価高騰対策について。

(1)物価高騰が暮らしと経済を直撃しています。民間信用調査会社・帝国データバンクが発表した「食品主要195社」価格改定動向調査の結果概要を伺います。

(2)賃金が上がらないもと、物価高騰にあえぐ市民の暮らしと経済を立て直すことは喫緊の課題です。生活困窮者や中小企業・小規模事業者への直接支援など、物価高騰対策の拡大強化が求められています。対応を伺います。

(3)物価高騰への最も効果的な対策は消費税の減税です。世界の100の国・地域で、日本の消費税に当たる付加価値税の減税を実施しています。見解を伺います。

(4)免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。中小企業団体や税理士団体からも「凍結」「延期」「見直し」を表明し、10月からの制度実施に懸念の声を上げています。見解を伺います。

3. 経済対策について。

(1)本市議会は、「県管理の泊漁港に関する意見書」を全会一致で採択し、那覇地区漁協のセリ場面積不足の課題解決と泊漁港一体の再整備などの取組を求めてきました。

泊漁港再整備事業と将来構想を伺います。

(2)スポーツツーリズムの推進と課題を伺います。

(3)飲食店などの商業店舗の和式トイレの洋式化、手洗い設備を促進するため、リフォーム助成制度を創設すべきです。対応を伺います。

(4)トイレのない、せんべろの飲食店が商店街に増え、トイレ確保、公衆トイレ設置が求められています。対応を伺います。

4. ジェンダー平等、人権問題について。

(1)荒井勝喜総理大臣秘書官が3日夜、

LGBTQなど性的少数者や同性婚について「見ると嫌だ」などと発言したことに怒りが広がっています。多様な生き方や個人の尊厳を否定する、差別と偏見に満ちた暴言は許されません。見解を伺います。

(2)ヘイトスピーチは、人権を著しく侵害します。那覇市役所前では、市民の抗議、座り込みによって未然防止、中止させるなど、大きな実績を積み重ねています。ヘイトスピーチ根絶に向けての取組と条例制定について伺います。

(3)文部科学省は「生徒指導提要」に初めて子どもの権利条約を書き込み、子ども権利条約の4つの原則の重要性を強調しています。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を定めている子どもの権利条約を生かした本市独自の子どもの権利条例を早期に制定して、子どもの権利を保障し、それに関する施策を推進すべきです。対応を伺います。

5. 那覇市の違法な行政行為について。

真嘉比古島第一地区土地区画整理事業において、最高裁判所で明確に違法があったとの判決が確定し、那覇市の区画整理事業への信頼が失墜しています。しかし、担当部は、先の定例会でも明らかに開き直った独善的答弁を繰り返していて、恥すべき不祥事、重大ミスを犯したとの罪悪感も反省もありません。

この那覇市の許されない法律違反事件は、著しい差別と人権侵害ともなっています。那覇市は、30年余も当該地権者を苦しめ続けてきた責任をどう取るのか、明確な答弁を求めます。

6. 認知症対策について。

(1)本市の高齢者人口、高齢化率、高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯数。

(2)認知症高齢者数と本市の取組、課題を伺います。

7. 古都・首里のまちづくり、文化行政について。

(1)御茶屋御殿と首里城周辺の戦災文化財の復元、新・首里杜構想・首里杜地区整備基本計画の実施に向けた取組を伺います。

(2)沖縄の伝統文化は、先人から紡いできた私たちウチナーンチュの宝です。継承と普及、新たな発展への取組を伺います。

(3)本市には、琉球王朝文化の象徴で、県民の心の拠り所・首里城があり、多くの歴史・文化遺産や、伝統文化・芸能発祥の地でもあります。郷土の誇れる伝統文化や歴史を学び、アイデンティティを育むことに役立てる副読本の作成と、観光客などが那覇・沖縄の伝統文化、歴史を知り、観光の手助けとなるリーフレットの作成が求められています。対応を伺います。

8. 脱炭素社会・SDGs推進について。

(1)本市のカーボンニュートラル実現への取組と課題を伺います。

(2)脱炭素化、省エネルギーと再生可能エネルギーの推進は新しい雇用を創出し

て、地域経済を活性化し、新たな技術の開発など持続可能な成長の大きな可能性を持っています。全国規模では、省エネ、再エネで雇用が約254万人増、GDPが2030年までの累計で205兆円増になるとの研究グループの試算もあります。

本市の脱炭素対策は、地域経済の発展と一体での取組を基本に推進すべきです。見解を伺います。

(3)国連加盟国は、2030年までに17目標、169項目を掲げ、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。持続可能な開発目標SDGsの達成期限まであと7年。本市の取組と課題を伺います。

9. 政治姿勢について。

(1)先月末、「しんぶん赤旗」の調べで、2022年1月の名護市長選挙では、反社会的カルト集団の統一協会・世界平和統一家庭連合が渡具知武豊市長=自民、公明推薦=を組織的に支援したこと。また、同じ日に投開票された南城市長選挙でも、同協会は古謝景春氏=自民、公明推薦=を応援していたことが、統一協会の韓国組織がユーチューブで公開した動画から判明しています。

今、地方政治でも、靈感商法や集団結婚などで社会的批判を浴びてきた統一協会との深い癒着の解明と関係の一掃、被害者救済が強く求められています。見解を伺います。

(2)翁長元市長を中心となってまとめた県民総意の建白書に対する見解を伺います。

10. 米軍基地問題、平和行政について。

(1)岸田政権は、5年間で43兆円に軍事費を増やす大軍拡・大増税へ突き進めています。

12月に閣議決定された安保3文書は、歴代政府が建前としてきた専守防衛さえ投げ捨て、敵基地攻撃能力の保有に公然と踏み切るものです。敵基地攻撃能力を我が国に対する武力攻撃が発生した場合だけでなく、政府が「存立危機事態」と認定すれば、米国が先制攻撃の戦争に乗り出したときに、自衛隊が相手国を攻撃でき、その結果、甚大な報復攻撃を受けて、沖縄が真っ先に焦土化することになります。

日本を守るのではなく、米国の戦争に沖縄と日本を巻き込み、国連憲章と国際法にも違反する無法な戦争に乗り出すことが正体です。これは、憲法の恒久平和主義に基づく戦後日本の在り方を根本から変え、日米軍事同盟を一層強化する下で戦争国家づくりの道をさらに突き進もうとする暴挙でしかありません。憲法9条に違反した海外での武力行使を可能とすることへの見解を伺います。

(2)岸田総理は施政方針演説で、「南西地域の防衛体制の抜本強化」を進めると述べ、これまであった「沖縄に寄り添う」との言葉も消えてなくなっています。

凄惨極まる沖縄戦を体験したここ沖縄では、陸上自衛隊の増強、那覇基地司令部の地下化、長射程ミサイルの配備、嘉手納弾薬庫の共同使用や新たな補給拠点の設置、民間空港・港湾の軍事利用の拡大などが計画され、宮古、石垣、与那国島、うるま市などのミサイル基地建設など、沖縄を捨て石にする軍事要塞化が押し進められています。見解を伺います。

(3)弾道ミサイル飛来を想定した住民避難訓練は、不安をあおるものでしかありません。今、必要なのは、住民の生命と

財産の保護、安全を守る、戦争を防ぐという政治の役割、自治体と国の責務を果たし、憲法9条を生かして対話による外交的取組で戦争の心配をなくしていく、平和の準備を進めていくことです。見解を伺います。

(4) 米軍は4日、海兵隊などが使用するオスプレイについて、エンジンの動力をローターに伝えるクラッチに関連する部品交換のため、一時的に運用を停止すると発表しました。オスプレイは、開発段階から墜落死亡事故が相次ぎ「欠陥機」とも呼ばれていて、県民上空や那覇軍港での飛行は危険極まりません。見解を伺います。

(5) 基地周辺では、地下水や河川、水道水、土壤などから有害性が指摘される有機フッ素化合物P F A Sが検出され、不安が広がっています。

政府は住民の健康を守るために、関係自治体と連携して基地内立ち入り調査の実施など、汚染と健康被害の実態を調査・把握し、急いで対策を講じるべきです。見解を伺います。

あとは自席より再質問を行います。

○久高友弘 議長

知念覚市長。

○知念覚 市長

古堅茂治代表質問のうち、私からは、3番目の(1)についてお答えいたします。

泊漁港の再整備に向けては、泊漁港で活動を継続する水産関係団体が実施する施設整備に対しその費用を補助する事業として、今年度及び新年度事業として取り組んでいるところでございます。

具体的な内容といたしましては、那覇

地区漁業協同組合が実施する碎氷機整備や直売所の建設、沖縄県漁業協同組合連合会が実施する、冷蔵施設の建設に対して補助を行うものとなっております。

碎氷機整備に関しましては、現在着工中で、今年度中の整備完了を予定しており、直売所及び冷蔵施設の建設については、現在両団体において設計等を進めしており、9月末までの施設完成を目指し、事業を進めているところです。

新年度予算として計上しております泊漁港将来像構想策定事業については、施設利用等の実態調査や水産関係団体等へのヒアリングの実施を踏まえ、泊漁港に関して本市独自の将来像を策定する予定となっております。

泊漁港は県管理の漁港となっておりますが、立地的に那覇クルーズターミナルに近接し、消費地である市街地を抱えていること、また、マリンレジャーなどの観光産業への寄与も可能であるなど、そのポテンシャルは非常に高いものだと考えております。そのようなことを踏まえ、私としては、長期的には泊漁港だけでなく、その周辺も視野に入れ一体的に整備することを大きなビジョンとして描いており、勇往邁進してまいります。

以上でございます。

○久高友弘 議長

根間秀夫健康部長。

○根間秀夫 健康部長

代表質問1番目、感染症対策についての(1)、(2)、(3)に順次お答えいたします。

初めに、(1)新型コロナ第8波での死者数、クラスター数の本市の状況についてお答えいたします。

沖縄県が第7波を令和4年3月30日から同年9月30日までとしていることから、令和4年10月1日から令和5年2月9日までの期間についてお答えいたします。

本市における死亡例は21例、クラスタ

一数は55件となっております。

次に、(2)新型コロナ、季節性インフルエンザによる医療の状況についてお答えいたします。

令和5年2月13日適用の沖縄県対処方針によりますと、沖縄県における直近1週間の新型コロナウイルス感染症新規陽性者数は1月12日から減少傾向が続いており、それに伴い病床使用率も改善傾向にあります。

しかしながら、インフルエンザ患者数の増加が一因となり、一部の医療機関では救急外来や一般外来の制限を設けております。また、入院医療においても、インフルエンザ患者の入院により一般病床とコロナ病床の調整が思うようにいかない状況が報告されるなど、外来医療と入院医療に負荷がかかったままとなっております。

最後に、(3)季節性インフルエンザ感染の状況、学校や保育所の状況についてお答えいたします。

季節性インフルエンザの本市の感染状況は、令和5年1月30日から2月5日までの1週間では、定点医療機関からの報告数が定点当たり49.25人と前週と比べ増加傾向にあり、インフルエンザ警報が続いております。

当該期間において、本市における季節性インフルエンザによる学級閉鎖等の措置がされているのは6校あり、学年閉鎖1件、学級閉鎖6件、就学前保育施設で10人以上の集団発生は6施設となっております。

○久高友弘 議長

比嘉義樹消防局長兼総務部参事監。

○比嘉義樹 消防局長兼総務部参事監

代表質問の1番目、新型コロナウイルス、季節性インフルエンザによる救急搬送の状況についてお答えいたします。

令和5年1月中における新型コロナウ

イルス感染症患者の搬送件数は93件、季節性インフルエンザ感染症患者の搬送件数は26件となっており、いずれにおいても速報値となります。

また、総務省消防庁が示す救急搬送困難事案とは、救急隊による医療機関への受入れ照会回数4回以上かつ現場滞在時間30分以上と定められており、令和5年1月中においては31件となっております。

○久高友弘 議長

末吉正幸経済観光部長。

○末吉正幸 経済観光部長

代表質問の2番目の(1)、(2)、(4)について順次お答えいたします。

まず、(1)についてお答えいたします。

株式会社帝国データバンクが1月31日に公表した「食品主要195社」価格改定動向調査によりますと、今年4月までに値上げをする食品は、主要食品メーカー195社で1万品目を超え、値上げの動きが収まる気配は見られず、昨年上昇したコストをいまだ十分に価格転嫁できていない企業や商品も多いことから、夏までに月間2,000品目超の値上げが常態化する可能性があるとされております。

また今後は、4月に控える輸入小麦の価格改定動向が注目され、小麦の国際相場はピークから下落しているものの高止まりの状態が続いているおり、改定幅次第ではパンなどの製品価格に波及する可能性があると見られており、さらなる市民生活への影響が懸念されております。

次に、(2)についてお答えいたします。

物価高騰対策につきましては、一義的には国において対応すべきだと考えておりますが、本市としてもこれまで住民税所得割非課税世帯支援特別給付金やごみ収集運搬業者への支援事業など、市民・事業者に対し様々な支援策を講じてきました。

さらに電気料金の値上げなど市民の暮

らし、経済を守るための対策について早急に取り組む必要があることから、本市独自の家計支援としての取組として、子育て支援交付金の対象者の拡大をはじめ、水道料の基本料金並びに学校給食費の免除を行う3つの事業を実施しているところでございます。

また、物価高騰等に対応する事業者支援としましては、沖縄県において県内事業者向けに最大50万円を支給する、おきなわ物価高対策支援金、バス・タクシー・トラック・船舶業向けの沖縄県交通事業者安心・安全確保支援事業、農業者向けの肥料価格高騰緊急対策事業等を実施しております。

本市においても令和4年9月補正予算で計上しました燃油高騰対策漁業者支援事業において、市内在住漁業者が所属する市内の漁業団体に対して燃油高騰に対する支援を行ったところでございます。

今後につきましてもさらなる電気料金の値上げなど、市民生活に多大な影響を及ぼすことが予想されるため、国の動向なども踏まえながら、引き続き必要な経済対策について、迅速かつ適切な予算措置を講じてまいりたいと考えております。

最後に、(4)についてお答えいたします。

消費税の軽減税率に対応するため、インボイス制度が10月から導入されます。全国商工団体連合会や税理士団体では、制度の導入後、インボイス発行事業者として登録していない場合はインボイスの発行ができなくなることから、事業者間の取引からの排除や不当な値下げ圧力等を受けたりするという懸念や、登録事業者となった場合でも、中小事業者、特に小規模・零細事業者やフリーランスの方々ほど、制度導入に伴うコストや事務負担感が大きいとの理由から制度凍結や延期を求めております。

本市としましては、制度導入の趣旨そのものは理解できるところではございま

すが、制度導入による負担感の大きい中小事業者への十分な支援が必要であると思っております。

政府においては、免税事業者がインボイス登録事業者となることを選択した場合、3年間納税額を売上税額の2割に軽減する措置など、中小事業者の税負担や事務負担を軽減する支援措置を行うとのことでございます。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

代表質問2の(2)物価高騰対策への取組の福祉部所管分についてお答えいたします。

現在、福祉政策課では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、その生活を支援し、もって世帯の生活の安定に資する観点から、1世帯当たり5万円の現金を支給する価格高騰緊急支援給付金事業に取り組んでおります。

給付状況につきまして、1月31日が申請期限でしたが、対象となる約5万世帯のうち9割を超える4万5,558世帯が申請済みです。申請済み世帯のうち約98%が給付済となっており、引き続き不備のある申請等への対応を行い、給付につなげてまいります。

また、本市独自の施策として、国の給付金の対象とならなかった令和4年度の住民税の所得割が非課税の世帯についても、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、1世帯当たり10万円を支給する住民税所得割非課税世帯支援特別給付金事業を実施しております。

給付状況につきまして2月10日が申請期限でしたが、対象となる約4,200世帯のうち9割を超える3,889世帯が申請済みで

す。申請済み世帯のうち約96%が給付済となっており、引き続き不備のある申請等への対応を行い、給付につなげているところです。

求められる物価高騰対策の拡大強化につきましては、今後の国や県の動向等を注視してまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

金城康也企画財務部長。

○金城康也 企画財務部長

代表質問の2番目の(3)についてお答えいたします。

諸外国において、コロナ禍と物価高騰の下で、付加価値税が引き下げられた例があることは承知しております。

一方、政府は、消費税を社会保障の安定財源と位置づけており、消費税率を引き下げるとは考えていないと言明しております。

本市といたしましては、今後も消費税に関する政府の方針や措置等の動向を注視してまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

末吉正幸経済観光部長。

○末吉正幸 経済観光部長

代表質問3番目の(2)から(4)について、順次お答えいたします。

まず(2)の本市におけるスポーツツーリズムの取組の代表的なものとしましては、観光閑散期の12月に開催するNAHAマラソンと2月の読売ジャイアンツ春季キャンプがございます。

NAHAマラソンは、昨年12月に3年ぶりに開催しており、約1万2,000人が参加し、そのうち約半数の5,000人余りは県外からの参加でございました。ジャイアンツキャンプにおいては、一昨年は無観客で開催しておりましたが、昨年2年ぶりに有観客で開催し、3万人を超える来場者がございました。

今後取り組むべきテーマとしては、マリンスポーツなど誘客が期待できるスポーツコンテンツの発掘や充実、大学等のスポーツ合宿等の誘致などが観光振興の観点から重要だと考えております。

また、次年度においてはFIBAバスケットボールワールドカップ2023が本県で開催されることから、関連予算を本定例会に補正予算及び新年度予算として上程しております。

FIBAバスケットボールワールドカップ2023は、8月25日から9月3日の期間に、沖縄アリーナを会場に、本市の奥武山公園には公式ファンゾーンを設けることとなっております。ファンゾーンでは、沖縄セルラースタジアム那覇において大型ビジョンによるパブリックビューイングやステージプログラム、武道館でのスポーツアクティビティが実施され、その他飲食ブースが設けられる等が予定しております。

ワールドカップの取組については、県を含め4市町を中心に開催地支援協議会を結成し準備を進めており、国内外から多くの皆様に御来県いただけるスポーツツーリズムとして取り組んでいるところでございます。

次に、(3)についてお答えします。

商業店舗のトイレは、来街者をはじめ観光客、外国人旅行者、高齢者や障がい者など不特定多数の使用が想定されることから、和式トイレの洋式化等のリフォームによる環境整備は店舗の魅力を向上させるだけでなく、まちの利便性の向上にもつながるものと考えております。

本市においては、トイレや手洗い場に関するリフォームを助成するような事業は現在ございませんが、先進都市の事例について確認してまいりたいと思っております。

最後に、(4)についてお答えいたします。中心商店街における公衆トイレの設置

を望む声については、商店街等との意見交換の場等において直接伺っており、課題の一つだと認識しております。その背景としては、中心商店街においては、トイレのない小規模の飲食店舗や小売り店舗に加え、コロナ禍を契機に空き店舗への飲食店の入居が増加したことなどで、放尿や嘔吐物の課題が露見してきたものと認識しております。

経済観光部といたしましては、中心商店街におけるトイレ不足に対応するため中心商店街の商店街組合及び通り会等と連携し、店舗のトイレを公衆用に提供・協力していただくトイレ提供店舗支援事業を実施しているところでございます。

また、来る3月19日に供用開始を予定している新第一牧志公設市場1階には施設外に入口を設けたトイレを設置いたしました。トイレはバリアフリートイレを併設し、公設市場への来訪者のみならず、周辺事業者や観光客、車椅子の方々などを利用できる公衆用トイレとして供用する予定でございます。

本市としては、トイレ不足の課題については、環境保全、公衆衛生の確保の観点が重要だと考えており、そのような観点からプロジェクトチームにおける対応を検討してまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦 総務部長

代表質問の4番目(1)の御質問にお答えいたします。

本市では平成27年に、いわゆる「レンボーナハ宣言」を発表し、翌年にはパートナーシップ登録、さらに昨年10月にはパートナーシップ・ファミリーシップ登録をスタートさせるなど、性別等にかかわらず個人や個性が尊重され、多様な生き方が認められる社会の実現を目指して取り組んでいるところでございます。

今般の首相秘書官による性的マイノリティへの差別発言は、これまで様々な政策を積極的に推進してきた本市の取組と相反するものであり、誠に残念な発言であると考えております。

○久高友弘 議長

渡慶次一司市民文化部長。

○渡慶次一司 市民文化部長

代表質問の4番目、(2)ヘイトスピーチ根絶に向けての取組と条例制定についてお答えいたします。

本市では、ヘイトスピーチ解消に向けた取組として、ホームページ等での啓発情報の発信や、各課へのチラシ配布、ポスター掲示などを実施しております。そのほか、差別や偏見のない社会の実現に向け、人権尊重思想の高揚を図り、市民に人権問題に関する正しい認識を広めるため、定例の人権相談の実施のほか、人権擁護委員の日である6月1日や、毎年12月4日から10日の人権週間において、那覇市人権擁護委員協議会と連携してパネル展を開催し、啓発ポスターの掲示やDVDの放映などを実施しております。

現在、沖縄県においては、差別のない人権尊重社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての人が相互に人権を尊重し合える社会の実現に寄与することを目的として、沖縄県差別のない人権尊重社会づくり条例(仮称)の制定を令和5年4月1日施行に向け進めております。

本市といたしましては、県の条例施行後の状況を見ながら、本市独自の条例制定の必要性について研究してまいりたいと考えております。

今後も引き続き、ヘイトスピーチのない、人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくりを実現するため、沖縄県や人権擁護委員協議会のほか、関係機関とともに、連携しながら人権啓

発活動等に取り組んでまいります。

○久高友弘 議長

新垣淑博こどもみらい部長。

○新垣淑博 こどもみらい部長

代表質問4番目の(3)についてお答えします。

子どもの権利条例については、令和5年度施政

方針で市長から示されているとおり、福祉、健康、教育、文化などのあらゆる場面において等しくその権利を保障するものとして捉えております。

制定に向け、本年度より、人権擁護機関や子供の居場所などの関係団体と本市の関係課を構成員とする那覇市こどもみらい応援プロジェクトネットワーク会議において、国の動きや他市の状況等を含め情報共有を行っております。

また、次年度、国により、こども基本法に基づくこども大綱が示される予定となっており、市町村は大綱を勘案し、市町村こども計画を定めるよう努めるものとなっていることから、それらの動向等も捉え、同計画や条例の検討作業を進めてまいりたいと考えております。

今後は、当事者である子供たちや保護者、有識者などの考え方やニーズを把握する必要があり、専門家会議や意見交換会、ワークショップなどの実施を想定しており、令和7年度中の策定を目指しております。

○久高友弘 議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

古堅茂治議員の代表質問の5番目、那覇市の違法な行政行為についてお答えいたします。

本市が行った換地処分が違法という結果を重く受け止め、当事者の方、そして当該事件に関わる御親族の皆様に大きな

御負担をおかけしたことを、心よりおわり申し上げます。

本市といたしましては、令和2年2月に確定した判決文に示された内容において解決を図ってまいりたいと考えております。

しかしながら、その解決方法につきましては、原告の主張と本市の考えに乖離がございます。

一方、原告におかれましては国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟を提起する考えがあると伺っております。

本市といたしましても、損害に対する補填を公金にて支出することを考慮しますと、その支出根拠として司法の判断の下で立証されることが必要であると考えております。

したがいまして、当該訴訟における司法の判断が示された場合には、判決に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

御質問6番目の(1)についてお答えいたします。

本市の高齢者人口は、令和4年12月31日現在、7万6,972人で、高齢化率は24.3%となっており

ます。また、国勢調査によりますと、令和2年10月1日現在で、夫婦ともに高齢者の高齢者世帯は9,769世帯、高齢者単身世帯は1万7,779世帯となっております。

続きまして、(2)についてお答えいたします。

認知症患者数の総数につきましては把握しておりませんが、本市の介護認定を受けた方のうち、認知症と思われる認知症高齢者の日常生活自立度調査でランクII以上となっている高齢者数につきましては、令和4年3月末時点で9,570人、65

歳以上の高齢者数の12.4%になっております。

本市における取組として、市内18か所の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、一人暮らしの認知症の方への支援を含め、本人やその家族、関係者等からの相談対応、認知症予防に特化した教室の実施、本人やその家族のための認知症カフェの開催、道迷いの早期発見のためのSOSリング装着促進に取り組んでおります。

また、認知症の方を支える環境を醸成する取組としまして、認知症高齢者を支える多職種連携に向けた研修会の開催、認知症に関する情報をまとめた認知症ケアパス冊子の作成、地域住民向けの認知症サポーター養成講座を開催しております。

認知症対策に取り組むに当たり、認知症を支える地域づくり、認知症予防に関する知識の普及、認知症の方の活躍の場づくりの検討等が課題と捉えております。今後も認知症の方や家族、地域の方が安心して暮らしていくよう、様々な支援策を引き続き実施してまいります。

○久高友弘 議長

渡慶次一司市民文化部長。

○渡慶次一司 市民文化部長

代表質問の7番目の(1)と(2)についてお答えいたします。

まず、(1)の首里杜地区整備基本計画の実施につきましては、地域の将来像の共有や必要な取組等を議論するために、地域団体や事業者、学術機関、行政などの首里杜地区のまちづくりに関係する各主体を構成員として設立した首里杜まちづくり推進協議会において、計画に位置づけた取組を推進してまいります。

当協議会の今年度の活動といたしましては、去る9月の第1回協議会を皮切りに、地域への設立報告会やワークショッ

プ等を開催したほか、3月には第2回協議会を予定しております。

本市におきましては、関係部局で構成する那覇市首里杜まちづくり推進検討チームを立ち上げ、庁内体制を強化しております。

御茶屋御殿の復元につきましては、現在、沖縄県が実施している事業化可能性検討調査業務の中で、事業実施に係る課題や手法等の検討がなされているところであります。

本市といたしましては、当該調査の動向を注視しながら、今後も国や県と連携して、事業の実現に近づけられるよう努めてまいりたいと考えております。

首里城周辺の戦災文化財の復元、整備といたしましては、円覚寺、中城御殿などの事業を沖縄県が実施しております。

本市においては、伊江殿内庭園保存整備事業を鋭意進めるとともに、玉陵の保存活用計画の策定検討を行っているところでございます。

続きまして、(2)伝統文化についてお答えいたします。

琉球王国時代に由来する那覇の伝統文化は、それぞれの地域特性を織り交ぜながら受け継がれてきました。

本市は、第5次総合計画の施策である「市民の文化芸術・芸能活動を支援するまちをつくる」を目指し、市民が文化活動に参加できる機会や優れた芸術文化に触れる機会の充実、文化関係団体の活動を支援する事業を実施しております。

取組としましては、市内の各地域に継承される芸能の普及・継承活動を支援する補助事業や、地域によって受け継がれ、根づいている芸能を一堂に集め舞台公演として発表する地域文化芸能公演の開催、沖縄の伝統文化の源とされるしまくどうばの普及を図るために、うちなーぐち講座の成果発表会の開催を行っております。

また、市民が優れた文化芸術に触れる

機会の提供としまして、国指定文化財である組踊公演などの事業を実施しております。

引き続き、伝統文化の継承と普及を目的とした自主事業を企画してまいります。

○久高友弘 議長

名嘉原安志教育委員会学校教育部長。

○名嘉原安志 教育委員会学校教育部長

代表質問7番目、(3)のうち、副読本の作成についてお答えいたします。

教育委員会では、社会科の副読本「わたしたちの那覇市」を作成し、小学校3・4年生を対象に、首里城跡、玉陵を含む、琉球王国グスク及び関連遺産群の学習や、那覇ハーリー、那覇大綱挽などの年中行事について学んでおります。

伝統文化と歴史を学び、継承することは、ウチナーンチュのアイデンティティを培うためにも大切な取組であると考えております。

今後は教科書の改訂に合わせて、副読本の内容についても精査してまいります。

○久高友弘 議長

末吉正幸経済観光部長。

○末吉正幸 経済観光部長

代表質問7番目の(3)のうち、観光客へのリーフレットについてお答えいたします。

地域の歴史や文化を観光資源とする歴史文化観光は、滞在時間の延長やリピーター獲得などにも資するものとして注目されております。

現在、観光案内所において、首里城などの観光施設について歴史等を含めた内容が記載されているパンフレット等の配布を行っているところでございますが、観光客に対する伝統文化や歴史などの周知方法につきましては、引き続き関係機関と連携してまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

儀間規予子環境部長。

○儀間規予子 環境部長

代表質問8番目の(1)、(2)についてお答えいたします。

まず、(1)カーボンニュートラル実現に向け、本市ではこれまで那覇市環境基本計画及び那覇市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の2つの計画を基に、各施策を実行して温室効果ガス排出の削減に取り組んでまいりました。

現在は、この2つの計画を統合した第3次那覇市環境基本計画を策定作業中であり、同計画の中で温室効果ガス排出削減目標について、国・沖縄県の削減目標を踏まえ新たな目標値の設定を行う予定であります。

また、同計画の策定に併せてゼロカーボンシティ宣言を表明することとしております。

続きまして、(2)についてお答えいたします。

省エネルギーと再生可能エネルギーの推進等による脱炭素化は、地域の成長戦略になり、地域の課題解決、防災や暮らしの質の向上にも貢献できることが政府の地域脱炭素ロードマップにおいても示されています。

本市の地域脱炭素の取組においても、このような考え方を基本として、庁舎、公共施設等の照明のLED化や太陽光発電設備の導入においては、地元の事業者や金融機関などを中心に様々な関係者が参画し実施できるような仕組みを検討し、地域経済にも貢献できるものにしたいと考えております。

○久高友弘 議長

金城康也企画財務部長。

○金城康也 企画財務部長

代表質問の8番目の(3)についてお答え

いたします。

本市では、第5次那覇市総合計画を着実に推進することが、SDGsの達成に寄与するものと認識しております。

そのため、那覇市SDGs推進方針では、総合計画の59の施策とSDGsの17のゴールをひもづけており、総合計画を実現するための取組である実施計画において事業を進めることで、SDGsの推進を図っております。

さらに、総合計画と併せてSDGsの進捗管理を全庁横断的に行ってまいります。

一方、市民や民間企業等への情報発信及び普及啓発が課題であることから、SDGsに関する情報や実践的な取組などをシンポジウム等を通じて発信し、SDGsの理解促進に努めてまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦 総務部長

代表質問

9番目の御質問に順次お答えいたします。

初めに、(1)についてお答えいたします。

旧統一教会と政治との関わりについて市長からは、去る11月定例会において「旧統一教会のみならず、社会的に問題のある団体に対しましては、しっかりと線引きを行い、毅然とした姿勢で一線を画すということが必要である」との考えが示されております。

次に、(2)についてお答えいたします。

建白書につきましては、オスプレイ配備撤回、普天間飛行場の閉鎖・撤去、県内移設断念について取りまとめられたものと承知をしております。

市長からは「平成25年1月28日、建白書を携え、県議会、そして41の全市町村首長及び市町村議會議長がひとつにまとまり、オール沖縄で行った東京行動は、こ

れは政治姿勢を越えて心をひとつにし、まとまり、沖縄の声を直接政府に届けたという沖縄の政治史上、極めて大きな意義を持つ出来事であったと評価しております。」との見解が示されております。

続きまして、代表質問10番目の御質問に順次お答えいたします。

初めに(1)につきましては、先般の安全保障関連3文書において、反撃能力の保有が明示されたことは承知をしております。また、平和国家として、専守防衛に徹し、非核三原則を堅持する基本方針は今後も変わらないとも明記されているところでございます。

本市といたしましては、日本国憲法を遵守し、専守防衛を逸脱することがないようさらに広範な議論が必要であると考えております。

次に、(2)の御質問についてお答えいたします。

近年の我が国周辺の安全保障環境の現状が、本県の防衛施設の在り方にも少なからず影響があるものと認識しており、報道にあるような陸自の、いわゆる南西シフトもその一つであると考えております。

本市は、安全保障環境を担保するための一定程度の防衛力の備えは必要であるとの認識でございますが、それには地域住民の理解と協力が不可欠であることから、国においては住民保護の観点を最優先にした備えに注力し、住民への丁寧な説明が求められていると考えております。

次に、(3)の御質問についてお答えいたします。

先月23日の施政方針において、岸田首相は、安全保障関連3文書を踏まえ、南西地域の防衛体制の抜本強化を表明しております。その表明演説の中で首相は、「まず優先されるべきは積極的な外交の展開です。」と述べられております。

本市といたしましても、最も重要なこ

とは、不斷の外交努力により、国際社会が協調して平和的な対応を追及することであると考えております。

次に、(4)の御質問についてお答えいたします。

普天間飛行場所属のMV22オスプレイにつきましては、県からの照会に対する回答がないまま、飛行を再開しております。普天間所属機が部品交換の対象のかなどの詳細な情報提供がないことから、必ずしも地域住民の不安の払拭には至っていないものと考えております。

最後に、(5)の御質問にお答えいたします。

米軍基地に起因して環境等へ影響を及ぼす可能性のある事案につきましては、政府において、早急に調査・分析をした上で、適切な対応策を講じる必要があるものと考えております。

米軍基地周辺でPFA S等が検出されている問題につきましては、県と27市町村で組織する軍転協の活動において、政府に対して要請をしているところでございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

評価できる答弁もありました。日本共産党、野党ですが、市民の利益になることは素直に評価し、そして国の悪政持ち込みには断固反対してまいります。

再質問を行います。

コロナ後遺症について伺います。

○久高友弘 議長

根間秀夫健康部長。

○根間秀夫 健康部長

お答えいたします。

コロナ後遺症は、罹患後症状とも言われ、新型コロナウイルス感染症罹患後、感染性は消失したにもかかわらず、ほか

に明らかな原因がなく、急性期から持続する症状や、あるいは経過の途中から新たに、または再び生じて持続する症状全般を言います。

コロナ後遺症に係る相談については、沖縄県では、かかりつけ医、または入院した医療機関に相談することになっております。かかりつけ医がない場合や相談する医療機関に迷う場合は、沖縄県コールセンターに相談していただくことで後遺症に対応する医療機関を紹介する体制となっております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることを正式決定しました。医療体制の強化抜きに5類移行を押しつけたら、医療現場の大混乱は避けられません。コロナ医療費の公費負担の縮小、PCR検査の無料廃止となれば、受診控えなどで犠牲を拡大せることになります。医療への公的責任を後退させていくことは許されません。政府は国民の命を守る責任を果たすべきです。見解を伺います。

○久高友弘 議長

根間秀夫健康部長。

○根間秀夫 健康部長

お答えいたします。

国は、令和5年1月27日にオミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけるものとしております。それに伴い、これまで講じてきた各種の政策や措置については見直しが行われることとなっております。

感染者の治療に係る医療費の自己負担分につきましては、急激な負担が生じないよう、一定の公費支援を期限を区切って継続することとしております。

医療体制につきましては、幅広い医療機関で感染者を受け入れられる体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ、国民の安心を確保しながら段階的に移行していくこととありました。

5類移行における医療費に係る公費支援や医療提供体制については、3月上旬をめどに具体的な方針を示すとのことでありますので、国の動向を注視してまいります。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

政府は拙速な5類移行を見直すべきです。

次に、日本共産党は昨年5月、当時の城間市長に物価高騰対策の緊急申入れを行い、学校給食に関しては、食料の値上げによる給食費の引上げは行わないことと、食材の高騰分を市が負担することを求めました。

この市議団の申入れに応えた牛乳代の負担支援を評価いたします。

資料を御覧ください。

(モニター使用)①

帝国データバンクの発表資料です。値上げラッシュが続く見通しです。牛乳代の負担支援はさらなる延長が必要ではありませんか。

○久高友弘 議長

名嘉原安志教育委員会学校教育部長。

○名嘉原安志 教育委員会学校教育部長

お答えいたします。

学校給食における物価高騰への対応につきましては、今後の物価変動及び国

交付金等の動向を注視しながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

引き続き、支援すべきです。

次に、泊漁港の競り市場問題への対応と課題を伺います。

○久高友弘 議長

末吉正幸経済観光部長。

○末吉正幸 経済観光部長

お答えいたします。

那覇地区漁協といたしましては、昨年10月の県漁連競り市場機能の移転に伴い、泊漁港に水揚げを継続したい漁業者の水揚量が、那覇地区漁協の競り場面積に収まらない場合、その意に反して水揚げを受け入れることができなくなることが課題となっていたことから、昨年、沖縄県漁業協同組合連合会が所有する荷捌施設の貸与等を沖縄県へ要請することについての陳情が提出されたところでございます。

そのようなことを踏まえまして、本市としても競り場面積の不足解消に向けた取組について支援を行ってきたところであります、現在、那覇地区漁協は県漁連荷さばき施設の一部の借用について、施設解体までの間の借用について承諾を得ることができます、泊漁港に水揚げを希望する生産者の要望に応えているところでございます。

那覇地漁協といたしましては、現在借用中の県漁連の施設の解体後、再び競り場、競り床面積の不足の課題に直面することから、現買受人の直売所部分を競り床として拡充する計画を進めています。

那覇地区漁協の計画については、限られた時間の中での施設整備等が必要なことから、県漁連の荷さばき施設解体まで

に、円滑に計画を実施できるかが課題であると認識しており、必要な支援に注力してまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

議会意見書に応えた頑張り、評価いたします。

中心商店街などにある飲食店、せんべろなどのトイレの設置促進に向けて、リフォーム助成制度を創設すべきです。見解を伺います。

○久高友弘 議長

屋比久猛義策統括調整監。

○屋比久猛義 政策統括調整監

お答えいたします。

中心商店街における既存の店舗、飲食店等の中には、店舗の面積が小規模でトイレを設置することが難しい店舗もあることから、近隣の公用トイレを利用している状況もございます。

トイレ設置に対するリフォーム助成制度については、中心商店街の公衆衛生上の課題解消に向けての御提案の一つというふうに受け止め、今後、庁内連携組織であるプロジェクトチームにおいて調査・検討を行ってまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

トイレ設置と小規模工務店の仕事確保にもなります。一石二鳥のリフォーム助成制度の実現を強く求めます。

次に、同性婚を認める国・地域は約30へと増え続け、日本でも同性カップルを認証するパートナーシップ制度を導入した自治体が広がっており、人口の6割以上に達しています。

ところが、日本は主要7か国・G7の中で唯一同性婚を認めていない国となっています。日本も差別禁止や婚姻の平等の法制化を急ぐべきです。見解を伺います。

○久高友弘 議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦 総務部長

本市においては、性別等にかかわらず、個人や個性が尊重され多様な生き方が認められる社会の実現を目指して取り組んでいるところでございます。

国においても同様の視点から、どのような制度や法整備が必要なのか、広範な議論・検討が進んでいくことを期待しております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

女性差別撤廃条約選択議定書は1999年に国連で採択され、条約締約国189か国中114か国が批准しています。世界各国の男女平等の度合いを示すジェンダー・ギャップ指数は、日本は146か国中116位で、日本の女性の権利は極めて低い状況にあります。

日本の女性の権利を国際基準にする最も有効な方法は、選択議定書の批准です。見解を伺います。

○久高友弘 議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦 総務部長

2020年12月閣議決定されました第5次男女共同参画基本計画では、「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記をされております。

男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われ、国際的な取組に貢献し

ていく必要があり、批准状況等、国際的な動向に留意しつつ、早期批准に向けて作業が進むことが望まれるものと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

市長の施政方針にジェンダー平等が一言もありません。その理由を伺います。

○久高友弘 議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦 総務部長

施政方針につきましては、紙幅の制約があり、数多くの重要施策がある中、必ずしも全てが網羅されるものとはなっておりません。

しかしながら、第5次那覇市総合計画に「性別にかかわらず、個人や個性が尊重され、多様な生き方が認められる社会の実現」を掲げ、平素から真摯に向き合うとともに、また、これまでこの分野では先駆的に取り組んできたとの自負もございます。

本市においては、引き続き重要施策の一つとして、ジェンダー平等、性の多様性の取組を積極的に推進してまいります。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

担当部長、うっかりミスでしょう。今後は注意してください。

党市議団、幾度も提案しました。性の多様性尊重に関する条例制定への取組を伺います。

○久高友弘 議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦 総務部長

性の多様性を尊重する条例の骨子案の

検討に向け、既に先進自治体の情報収集を終え、現在、比較検討しているところでございます。

次年度は、骨子案の作成に向け、具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

頑張ってください。

次に、行政のプロ、市民に寄り添うと自負する那覇市の恥すべき実態です。

最高裁判所、司法で確定した那覇市の法律違反の内容、条項を明らかにしてください。

○久高友弘 議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

本件は、本市が行った換地処分の取消しを求める訴訟事案でございます。

当該判決では、換地処分が土地区画整理法第89条第1項、及び第103条第2項に反するとして違法とされております。第89条第1項の規定は、「換地計画において換地を定める場合においては、換地及び従前の宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照應するように定めなければならない。」と定めております。

この点、判決は、本件換地線に沿った擁壁等の造成工事が行われなかつた点が、他の権利者と比較して、著しく不利益であつて不公平なものであり、法第89条第1項に違反すると判示しております。

また、法第103条第2項の規定では、「換地処分は、換地計画に係る区域の全部について土地区画整理事業の工事が完了した後において、遅滞なく、しなければならない。」と定めております。

この点、判決は、「被告は本件換地に見合った造成工事をする必要があったのであるから、被告は宅地について必要な造成工事を完了することなく本件換地処分をしたものと言わざるを得ず」と判示し、法第103条第2項にも違反するとしております。

以上の点を踏まえつつ、主文において「原告の請求を棄却する。ただし処分行政庁が原告に対して、平成11年1月22日付でした原告所有の土地についての換地処分は違法である」と判示しております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

当該地権者に不利益、不公正を与えたと司法で確定した那覇市の許されない法律違反。那覇市、担当部は、土地区画整理法第89条、第103条の違反を犯した重大性をどう認識していますか。

○久高友弘 議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

本市が行った換地処分が違法と確定され、行政の信頼を損いかねない事態となつたことを大変重く受け止めているところでございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

担当部長は11月定例会で、「当該地については、土地区画整理法第77条の規定に基づき、事業に支障のないものと判断し、移転補償されなかつたものと考えております」と答弁しています。事業に支障のないものとの判断は、いつの時点ですか。

○久高友弘 議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

当該土地区画整理事業の換地処分までの事業期間中に、そのように判断がなされたものと認識しております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

いつの時点ですか。

○久高友弘 議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

申し訳ありません。その細かい期間については把握しておりませんが、基本的には事業開始におきましては事業計画の段階から始まり、事業期間であれば事業計画変更等も可能であることから、期間中という答弁をさせていただいているところでございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

部長も期日を掌握できない、情けない事務能力です。

その判断は、土地区画整理法違反が確定したもとでも、正しい判断と言えますか。

○久高友弘 議長

休憩します。

(午後4時44分 休憩)

(午後4時45分 再開)

○久高友弘 議長

再開します。

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

失礼しました。

判決においては、本件換地処分は被告が裁量的判断を誤ったものであると指摘を受けていることから、本市の法令解釈に誤りがあったものと受け止めております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

誤った答弁を自ら認めています。

土地区画整理法第77条の説明を求めます。

○久高友弘 議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

土地区画整理法第77条第1項は、「施行者は、第98条第1項の規定により仮換地若しくは仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定した場合、第100条第1項の規定により従前の宅地若しくはその部分について使用し、若しくは収益することを停止させた場合又は公共施設の変更若しくは廃止に関する工事を実行する場合において、従前の宅地又は公共施設の用に供する土地に存する建築物その他の工作物又は竹木土石等を移転し、又は除却することが必要となったときは、これらの建築物等を移転し、又は除却することができる。」と規定しております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

司法は、那覇市が換地線から造成工事をしなかったことが上地区画整理法第103条違反、当事者地権者だけ唯一差別的に取り扱ったことは著しい差別で同法第89条違反と確定しています。そうであるなら、換地線から造成工事をして擁壁工事

をしなければなりません。

そこで、当該地で擁壁工事をする場合、建物除却しなければ工事はできませんね。

○久高友弘 議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

一般論として事業に支障がある場合は、土地区画整理法第77条第1項の規定に基づき、建築物等を移転・除却することとなります。

当該建物につきましては、移転されることとなったのかということでございますが、当該建物については工法、検討等、調査をした上で支障となるかどうかが判断がなされるものと認識しております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

誰が考へても建物に影響は出ます。

当初から、法令を遵守した不利益を与えない換地であれば、さらに造成工事が行われる換地処分であれば、当該地権者には法第77条で移転補償されることになりますね。

○久高友弘 議長

休憩します。

(午後4時48分 休憩)

(午後4時48分 再開)

○久高友弘 議長

再開します。

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

申し訳ございません。

繰り返しの答弁となります。当該建物については調査した上で支障となるかどうかが判断がなされるものと認識しております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

区画整理事業の柱となる換地で法律違反を犯し、そして答弁もしっかりできな
い情けない話です。

委員会での陳情審査の参考人質疑で、
当事業に換地係長として関わっていた元
職員は、担当していた18年ほど前に、那
覇市の対応は誤っているとして是正を求
める意見・弁明書を上げていたことを明
らかにしています。詳細を伺います。

○久高友弘 議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

御指摘の弁明書は、平成21年3月30日
付で土地区画整理事業施行者那覇市とし
て発出した公文書だと思われます。

当該弁明書においては、「従来、境界争
いなどのトラブルがある箇所については、
施行者は介入することができないため、
従前の状態を保持する必要があるという
見解がありました。しかしながら、区画
整理事業は健全な市街地の造成及び宅地
の利用の増進を図ることを目的に、土地
の区画形質の変更を行い、また、土地
の境界を明確化することを行なう事
業であり、本件のように、境界線が石積
み擁壁の中間部に位置する状態を放置す
ることは、双方の土地の使用収益に制約
を受けることになる。

そのため、現在では、本件のような箇
所についても双方の意見をまとめ、双方
に不利益が出ないよう施行者で調整し整
理を行っております。また、区画整理事業
は公平・平等が原則であり、本地区内
では本件のような事例は他に確認されて
おらず、平等に処理されたのか疑義が残
るものとなっております。

よって、本件について不公平感は否め

ず、相手方の施工未了という主張につい
ては、理由があるものと認められる」と
述べております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

当時の換地係長、元職員の指摘は、司
法で確定した内容とほぼ一緒ですね。

○久高友弘 議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

判決においては、「本件換地線に沿った
擁壁等の造成工事が行われなかつた点が、
他の権利者と比較して、著しく不利益で
あって不公平なものであり、法第89条第
1項に違反する」と判示しており、一部、
弁明書の記述と同様の指摘がなされてお
ります。

一方、「本件換地処分が取り消されない
ことによって、原告に不利益が実際に生
じているとは認められない」、「造成工事
の実施が唯一の解決方法であることを前
提とするものであるところ、かかる前提
を認めるに足りる的確な証拠はなく、い
ずれも採用することができない」とも判
示しております。

そのため、原告が求めている造成工事
の実施については、司法の判断を超える
ものと考えております。また、本市は令和
4年11月に、セカンドオピニオンの弁
護士にも助言を求めておりますが、これ
までの方針を見直すものではございま
せんでした。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

聞いているもの以外に加えて、正当性
を主張する。なんと姑息な答弁でしょう。

約10数年前に、市の対応の誤りを指摘した区画整理事業に精通した正しい見識を持った職員がいました。忖度せず、法令を遵守し、自らの職務を忠実に貫く、住民奉仕の正義の公務員の鏡です。市三役も、部長、担当部署の職員も襟を正して魂ある先輩を学ぶべきです。

そこで、行政としてあってはならない重大ミス、今回の法律違反事件、担当部署、市全体でどのような検証を行ってきたのか、詳細を明らかにしてください。

○久高友弘 議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

当該事件については、最高裁の判決確定後、その判決内容を精査し、本市が違法とされた原因等について検証を行ってまいりました。

また、その内容については、必要に応じて市長、副市長へ報告しているところでございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

検証の報告書はありますか。市民に公表していますか。

○久高友弘 議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

報告書として取りまとめは行っておりませんが、これまで原告からの照会に対する回答文や本市議会に対する説明資料などにおいて、本市の考え方を整理しております。

なお、これらの資料等については市民等に公表しておりません。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

情けない対応です。

行政で絶対あってはならない重大な法律違反、そのことによって、那覇市が30年余りも苦しめてきた当該地権者に市長が直接会って公式に謝罪しない、できない理由を明らかにしてください。

○久高友弘 議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

本市はこれまで市議会において、複数回、前市長より当事者に対するおわびを申し上げたところでございます。また、令和3年1月には、市長名の文書においても謝罪申し上げているところでございます。

なお、当事者の方への直接謝罪につきましては、判決の確定後、当時の担当部長が当事者の方へ面会した際に行っております。本件について最終的な解決に至っていないことから、現時点においては、原告の方と市長との直接の面会は実現していない状況でございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

法律違反を起こしたことを謝るのが人間の道ではありませんか。那覇市は、法律に違反し、30年余地権者を苦しめ続けてながら市長が直接謝罪しない、人の道に反する驚くべきモラル欠如です。そこで市長に答弁を求めます。

重大な法律違反、迅速に事案の検証及び再発防止策の検討を行うことなどを目的として、担当部や那覇市に忖度しない有識者を活用した第三者委員会を立ち上げて詳しく検証し、問題点を詳細に明らかにして再発防止を講ずるべきです。明

確な答弁を求めます。

○久高友弘 議長

比嘉世顯まちなみ共創部長。

○比嘉世顯 まちなみ共創部長

お答えいたします。

本市が行った行政処分が違法という結果を受け止め、当事者の方、そして当該事件に関わる御親族の皆様に大きな御負担をおかけしたことは、心よりおわびを申し上げます。

今後は、より緊張感を持って法令遵守や適正な行政執行、内部統制を図ることで再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

担当副市長か総務部長になると思います。第三者委員会の設置について伺います。

○久高友弘 議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦 総務部長

本事案を含む複数の訴訟事案等を踏まえ、法令遵守の意識向上や法令解釈能力の強化などを再認識したところでございます。

これを受け本市では、セカンドオピニオン制度の創設や法科大学院出身者に限定した採用職種の設置、あるいはまた諸研修の実施など、しかるべき対応を取ってきたところでございます。

今後も緊張感を持って、法令遵守や適正な行政執行、内部統制を図ることで再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

正しい検証なくして再発防止はありません。第三者委員会の設置を強く求めます。

職員の法令遵守、綱紀粛正、ガバナンス、コンプライアンス、内部統制、さらに人間としての常識、倫理・モラル、最高責任者の市長としてどう正していくのですか。

○久高友弘 議長

知念覚市長。

○知念覚 市長

お答えいたします。

今、議員から御指摘があったとおり、この件に関しては行政のほうの違法性が指摘された事案ということで、しっかりと我々はこれを教訓にしないといけないと思っています。

今後もより緊張感を持って、法令遵守、適正な行政執行、内部統制を図ることで再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

この法律違反行為、これから教訓を導き出すのであれば、厳しく検証して行う。その第三者委員会が必要です。こういう担当部署の業務、職員の対応などを厳しくチェックし、正していくのが市議会と監査の務めです。引き続き追及してまいります。

次に、高齢者が増え続ける中で、認知症と共に希望を持って生きられる共生できる社会づくりが一層重要になっていきます。同趣旨で認知症対策の条例を制定している自治体の状況を伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

お答えいたします。

一般財団法人地方自治研究機構が公表している令和4年10月24日時点での認知症施策に関する条例の制定状況によりますと、20自治体で条例を制定しているところでございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

認知症の方が外出先でトラブルや事故を起こした場合に、認知症保険を使った事故救済制度と認知症診断助成制度の導入について伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

認知症に伴う何らかのトラブルで認知症の方やその家族、監督義務者が被害者に対して賠償責任を負ったときに補償される仕組みとして、民間保険を活用した事故救済制度がございます。

また、認知症診断助成制度は、認知症を早期に発見し受診につながることを目的に行われる助成制度です。当該制度の導入につきましては、今後、先進地の事例を調査研究してまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

導入を進めてください。

現行の介護保険では利用できるサービスに限度があり、認知症のお世話はもっぱら家族任せという高齢者の数が増えていきます。

認知症の早期の発見・診断、初期の相談と家族への支援から、終末期のケア・看取りまで、切れ目なく治療と支援を行

う医療・保健・福祉の連携体制の構築が求められています。見解を伺います。

○久高友弘 議長

宮城寿満子福祉部長。

○宮城寿満子 福祉部長

お答えいたします。

本人・家族に対する寄り添った支援の充実のためには、医療・保健・福祉の連携は重要だと考えております。

本市では、医療や介護が必要となつても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を続けることができる支援の体制づくりに向けて、那覇市医師会に委託し、在宅医療・介護連携推進事業を進めております。その中で、認知症に関連してサポート医等との連携強化を図るとともに、顔の見える関係づくりのための意見交換などを行っているところです。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

頑張ってください。

沖縄戦の実相を伝える戦争遺跡・第32軍司令部壕の復元への取組を伺います。

○久高友弘 議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦 総務部長

第32軍司令部壕の保存・公開に向けては、令和3年1月に同壕の保存・公開検討委員会が設立され、この間、有識者による活発な議論がなされております。近く県知事に提言がなされる予定となつておらず、今後は基本計画の策定などを経て、壕の保存公開に向けた詳細が明らかになるものと認識しております。

本市においては、同委員会に事務局員として参加しており、今後も県と連携をして取組を進めてまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

先ほどの「復元」は「保存・公開」へ改めます。

次に、CO₂削減計画を市民参加で実効あるものにする必要があります。そのため気候市民会議の設置など、市民の意見反映と協力の場を広げることについて伺います。

○久高友弘 議長

儀間規予子環境部長。

○儀間規予子 環境部長

お答えいたします。

気候市民会議とは、温室効果ガス排出実質ゼロの脱炭素社会をどのように実現すべきかについて、無作為で選ばれた一般の市民が議論し、結果を国や自治体の政策に生かす会議のことであり、国内では2020年に札幌市で行われた気候市民会議さっぽろ2020が先駆けとなっております。

本市では、現在策定作業中の第3次那覇市環境基本計画において、今年度、市民アンケート、環境市民団体及び事業者へのヒアリングを行いました。さらに次年度には市民ワークショップ、パブリックコメントを行うこととしており、多くの市民から御意見をいただき同計画へ反映していきたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

頑張ってください。

就任最初となる施政方針にSDGsが一言もありません。姿勢が後退したのですか。

○久高友弘 議長

金城康也企画財務部長。

○金城康也 企画財務部長

お答えいたします。

SDGsについては、令和4年7月に策定した那覇市SDGs推進方針に基づき、達成に向けた取組を進めております。

施政方針で掲げている事業のほとんどがSDGsの各ゴールとひもづけられており、代表的なものとしては、子どもの貧困に対応するための支援やゼロカーボンシティ宣言を見据えた取組などがございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

総務省出身の古謝副市長にお聞きます。

国は、地方創生SDGsの達成に向け、優れたSDGsの取組を提案する地方自治体をSDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業の選定を行っています。本市もチャレンジすべきではありませんか。

○久高友弘 議長

古謝玄太副市長。

○古謝玄太 副市長

お答えいたします。

SDGsを原動力とした地方創生の推進に当たり、内閣府がSDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業を選定していることは承知をしておるところでございます。

まずは、この地方創生SDGsの内容と、そして選定された自治体がどのような結果につながっているかを確認しつつ、那覇市SDGs推進方針に沿って各種事業をしっかりと進めていくことが重要であると考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

チャレンジは必要です。北海道のSDGs未来都市・ニセコ町を委員会で視察してきました。職員の気概、SDGsへの熱い思いに感動しました。

そこで全分野にまたがりますので、政策統括調整監にお聞きします。施策の推進に向けて、SDGsに関わる条例を制定すべきです。全国の事例と見解を伺います。

○久高友弘 議長

屋比久猛義政策統括調整監。

○屋比久猛義 政策統括調整監

お答えいたします。

本市では、普遍的な目標であるSDGsの達成に向けて取組を進めていく必要があることから、昨年7月に那覇市SDGs推進方針を策定いたしました。同方針において推進体制を整え、SDGs達成に向けた取組を進めており、さらに総合計画と併せて、SDGsの進捗管理を全庁横断的に行ってまいります。

SDGsに関わる条例を制定している自治体があることは承知をしておりますが、本市においては、総合計画を着実に推進することがSDGsの達成に寄与するものと認識をしていることから、那覇市SDGs推進方針に基づいた取組を引き続き進めてまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

反社会的カルト集団・統一協会、関連団体との癒着は一掃すべきです。

そこで、参議院選挙の際にその団体から支援を受けた古謝副市長に答弁を求めます。支援を受けた経緯と内容、関係一掃と関係断絶についてお答えください。

○久高友弘 議長

古謝玄太副市長。

○古謝玄太 副市長

お答えいたします。

先の参議院選挙に当たり、130以上の団体から推薦状の交付があり、そのうち約30団体については、私が直接受領したものでございました。その他につきまして代理によって受領しておりますと、旧統一教会関連の団体からの推薦状につきましても、その中に含まれておりました。当該団体と私が直接接触したことではなく、組織的な支援も受けた事実はございません。

昨年11月定例会で知念市長が述べられたとおり、私も旧統一教会のみならず、社会的に問題のある団体に対しましてはしっかりと線引きを行い、毅然とした姿勢で一線を画していく所存でございます。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

次に、報復攻撃を受けることを前提とした自衛隊那覇基地の地下化について、多くの住民が不安を感じています。市長の見解を伺います。

○久高友弘 議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦 総務部長

今般の自衛隊那覇基地の地下化については、沖縄防衛局からは、抗たん性を向上させ、持続性・強靭性を強化させるためのものである旨、伺っております。

知念市長からは、周辺諸国の軍事的な動向を踏まえた現下の安全保障環境を考慮すると、一定程度の防衛力の備えについては理解する旨の見解が示されております。

本市といたしましては、自衛隊は有事

に自治体と連携し、国民保護の任務を全うすることに鑑み、住民を守るという立場の堅持を要望するものであり、その範囲において必要な施設の整備が図られるものと考えております。

いずれにいたしましても、まず優先されるべきは、不断の外交努力により平和的な解決を追求することであると認識をしております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

軍隊は住民を守らない、沖縄戦の最大の教訓です。自衛隊那覇基地は撤去すべきです。見解を伺います。

○久高友弘 議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦 総務部長

少し繰り返しになりますが、本市いたしましては、周辺諸国の軍事的な動向を踏まえた現下の安全保障環境を考慮しますと、一定程度の防衛力の備えについては理解をするものでございます。

なお、自衛隊は、有事の際には自治体と連携し、国民保護の任務を担うということに留意し、住民を守るという立場を堅持していただきたいと強く考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

東南アジア諸国連合(ASEAN)は、東アジアの全ての国を包み込む平和の枠組みを強化し、東アジア規模での友好協力条約の締結を提唱しています。

憲法9条を持つ日本こそASEANと力を合わせ、東アジアサミットに集まった米国、中国を含む全ての関係諸国を包摂した平和の枠組みづくりに力を尽くす

べきです。見解を伺います。

○久高友弘 議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦 総務部長

国家間の問題は、不斷の外交努力と国際協調による解決が強く望まれるものであり、今般の国家防衛戦略においてもアプローチの一つとして同志国との連携が明示されております。

御提案のASEANに限らず、多国間における多層的かつ重層的な連携は極めて重要であると認識しております。

また、自治体においては、地道に友好交流を進めていくことがお互いの国を知り、理解を深める手立ての一つになると考えております。これまで積み重ねてきた草の根の幅広い交流など、自治体外交としてできるところからしっかり取り組みたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

資料を御覧ください。憲法9条全文です。

(モニター使用) ②

アジア諸国民2,000万人以上、日本国民310万人以上、沖縄県民約10数万人の甚大な犠牲者をもたらした侵略戦争への深い反省の上に制定されたのが平和主義の憲法です。いまこそ沖縄の心・憲法9条の力を生かし、戦争を防ぐ対話と平和外交に徹底して力を尽くすときです。見解を伺います。

○久高友弘 議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦 総務部長

日本国憲法は、基本原則の一つに平和主義を位置づけており、沖縄戦を体験し

た教訓からも戦争の放棄を規定した憲法9条は平和を願う市民の切実なる思いであると考えております。

憲法の理念の下に、国際社会が協調して、対話と外交を通した平和的な対応が追求されることが大変重要であると認識をしております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

資料を御覧ください。

(モニター使用)③

沖縄県平和祈念資料館の展示の結びの言葉です。戦争を二度と繰り返さないでという強い願いが込められたメッセージとなっています。

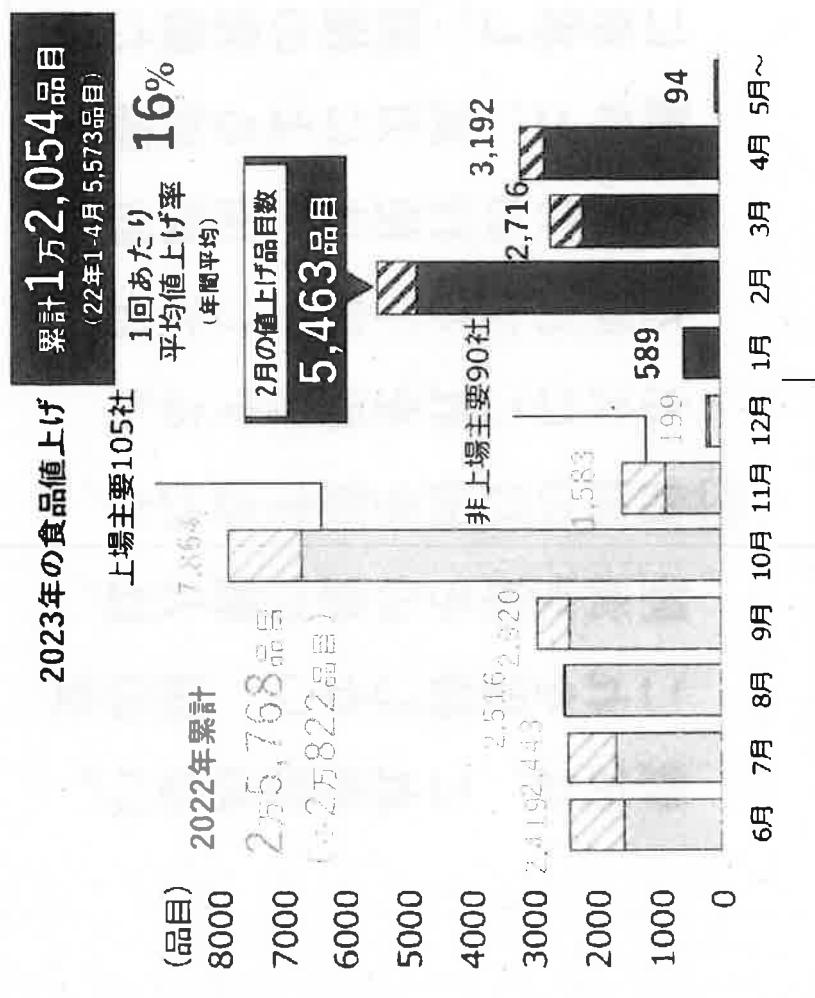
沖縄を二度と戦場にさせない。平和を希求する保革の立場を超えた幅広い皆さんの力を合わせて、命どう宝・反戦平和、沖縄の心で、岸田自公政権の大軍拡・大増税・戦争国家づくりの政治を変えていこうではありませんか。そのことを呼びかけて、私の代表質問を終わります。

イッペーニフェーデービル(ありがとうございました)。

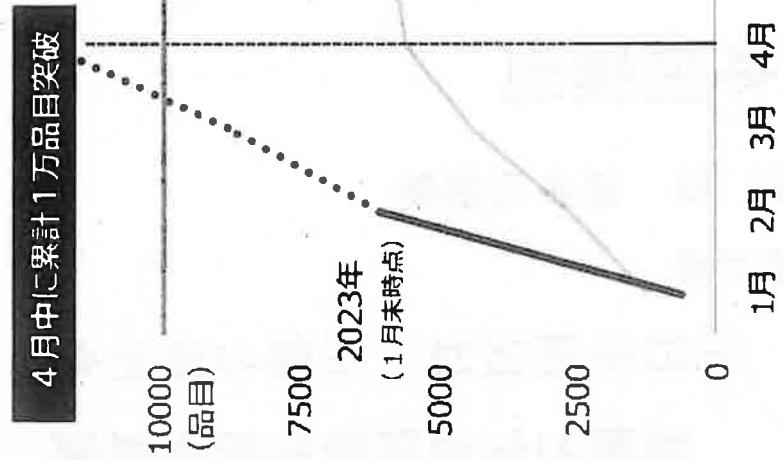
以上

①

2023年の食品値上げ（1月31日15時時点） 品目数/月別



2022年 2023年



[注] 調査時点の食品上場105社（※）のほか、全国展開を行う非上場食品90社を含めた主要195社の2022-23年価格改定計画。実施済みを含む。
品目数は再値上げなど重複を含む

(2)

日本国憲法

第二章 戦争の放棄

第九条

①日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

(3)

沖縄戦の実相にふれる――
「軍事」と「もろい」
「かほと残酷」　「かほと悲劇」
と因んでいた

「6月15日：体験の開拓は
いかなる人ですか
戦争を肯定・美化するには、何がよろしく

「戦争は必ず敗れ、たゞかに人間です
一人一人が以上」

「戦争とは、必ず敗れ、たゞかに人間です
私たちは人間、たゞかに人間です」

「戦争は必ず敗れ、たゞかに人間です
あらゆる戦争を憎む
平和を自己を愛護せよ」と因んでいた

「われ
あまりに大きすぎた悲劇と私では得て
ゆるべく思ひた
私たちは多く失ひます

しんぶん赤旗 2023年2月16日

